

## 予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

### 1 開会年月日

令和7年3月12日（水）

### 2 開会場所

第一委員会室

### 3 出席議員（18名）

委員長	松平	雄一郎
副委員長	たかはま	なおき
理事	宮野	ゆみこ
理事	高山	かずひろ
理事	金子	てるよし
理事	田中	としかね
理事	松丸	昌史
理事	品田	ひでこ
理事	山本	一仁
委員	吉村	美紀
委員	石沢	のりゆき
委員	豪	一
委員	山田	ひろこ
委員	沢田	けいじ
委員	岡崎	義顕
委員	浅田	保雄
委員	高山	泰三
委員	板倉	美千代

### 4 欠席議員

なし

### 5 委員外議員

議長	白石	英行
副議長	田中	香澄

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
渡邊 了	危機管理室長
高橋 征博	区民部長
長塚 隆史	アカデミー推進部長
鈴木 裕佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢島 孝幸	地域包括ケア推進担当部長
多田 栄一郎	子ども家庭部長
栗山 仁	児童相談所開設準備担当部長
矢内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜沼 秀之	都市計画部長
小野 光幸	土木部長
木幡 光伸	資源環境部長
橋本 万多良	資源環境部参事環境政策課長事務取扱
松永 直樹	施設管理部長
宇民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉田 雄大	教育推進部長
吉岡 利行	監査事務局長
横山 尚人	企画課長
岡村 健介	政策研究担当課長
進 憲司	財政課長
日比谷 光輝	広報課長
武藤 充輝	総務課長
増田 密佳子	税務課長

木村 健	福祉政策課長
瀬尾 かおり	高齢福祉課長
木内 恵美	地域包括ケア推進担当課長
永尾 真一	障害福祉課長
渡部 雅弘	生活福祉課長
佐々木 健至	介護保険課長
後藤 容子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
篠原 秀徳	子育て支援課長
富沢 勇治	子ども施策推進担当課長
奥田 光広	幼児保育課長
足立 和也	子ども施設担当課長
大戸 靖彦	子ども家庭支援センター所長
佐藤 武大	児童相談所開設準備室長
中島 一浩	生活衛生課長
田口 弘之	健康推進課長
小島 絵里	予防対策課長
金谷 裕二	保健対策担当課長
大塚 仁雄	保健サービスセンター所長
真下 聡	都市計画課長
前田 直哉	地域整備課長
吉本 眞二	住環境課長
川西 宏幸	建築指導課長
橋本 淳一	管理課長
村岡 健市	道路課長
村田 博章	みどり公園課長
有坂 和彦	リサイクル清掃課長
高橋 彬	文京清掃事務所長
大畑 幸代	整備技術課長
鈴木 大助	児童青少年課長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一  
議事調査主査 杉 山 大 樹  
議事調査主査 糸日谷 友  
係 員 梶 原 理 子

## 8 本日の付議事件

議案第58号 令和7年度文京区一般会計予算

一般会計歳出

- ・ 5 款「民生費」
- ・ 6 款「衛生費」
- ・ 7 款「都市整備費」
- ・ 8 款「土木費」
- ・ 10 款「資源環境費」

---

午前 10時00分 開会

○松平委員長 皆様、おはようございます。

時間前ではございますが、皆様おそろいでございますので、予算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席いただいております。

---

○松平委員長 それでは、昨日に引き続き、予算審査を行います。

なお、各会派の残り時間については、引き続きサイドボックスに格納しております「残時間表」で御確認ください。

一番最後に審議する同時補正予算の質疑も、時間配分に含めておりますので、そちらも踏まえた上での時間配分をよろしく願いいたします。

それでは、民生費の1項社会福祉費から3項心身障害者福祉費、予算事項別明細書の200ページから219ページまでの部分です。

昨日に引き続きまして、それでは豪一委員の質問から開始をいたします。

豪一委員。

○豪一委員 おはようございます。

最後の質問、201ページの4番、これは自民党、山田委員の総括質問でありましたが、スタートアップと教育部局が居場所として連携を広げていくべきだと思うけれども、区の見解を伺うというところで、答弁が、青少年プラザb-labでは、区内企業と連携したイベントなど実施しておりますが、今後も中高生の居場所の一層の充実を図るため、スタートアップをはじめとする企業との連携を含め、様々な手法を検討してまいりますとありましたが、その様々な手法というのはどういうものか、お伺いいたします。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 おはようございます。

まだ具体的なアイデアというのはないんですけれども、このたびのスタートアップだけでなく、区内の企業との連携ですとか区有施設の有効活用、こういったものが検討できればというふうに考えているところでございます。

まずは、新たな取組でございますので、この後楽での居場所を成功させて、その成功事例を足がかりに幅広く展開してまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ちなみに、企業というのは、どういった系の企業と連携する予定なんでしょうか。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今回、この後楽のスタートアップとの連携ですので、スタートアップだけでなく、区内の様々な企業、これまでb-labでは様々な事業者と連携をしていますので、そういったところとも考えていきたいという話でございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 分かりました。ありがとうございます。

（「ちょっと関連で、すみません」と言う人あり）

○松平委員長 豪一委員はおしまいよろしいですか。

○豪一委員 はい。

○松平委員長 では、関連、山田ひろこ委員。

○山田委員 すみません、今、b-labのところが出たので。

先日、子ども・子育て支援調査特別委員会で、研究会を行いました。そこに来た先生が教育研究のことをやられていて、それで日本福祉大学の講師で、スウェーデンでも活動された方、両角先生という方が来られて、若者の社会参画についてスウェーデンの事例を挙げてお話しされたんですね。よく委員会でも若者の参画ということに関して強く言われている方、

おります。それが私、今ちょっとb-labのことが出て、まさしくそこで言われていた話とすごくマッチするなと思ったんですけども、スウェーデンでは、若者の支援活動をユースワークといっているんですけども、それをする拠点が国の至るところにあって、ユースワークセンターというふうに言われている。

その場所というのが、学校でもなければ、家庭でもない、第三の居場所なんですよ。B-labと一緒に、まさしく。そのスウェーデンのある有名な方が言われていたのは、いわゆる若者、子どもというのは、学校や家庭は自分で選んだ場所ではない、だけれども、ユースセンターというのは、自分が選んできた場所なんだという、この違いがあるというお話もされていました。

私、この間、1月にあったb-labの10周年の報告会、あれ参加して、非常に感動したんですね。まさしくこの研究会のお話を聞いたときに、ああ、そういえば、こういうことなんだと、またそこで分かったんですが、立ち上げのときから熱心だった区長の熱い語りもすごく長かったと思うんですけども、それも本当にやはりそういう思いがあって、ここまで来ている。あと、担当課長の鈴木課長の、委員会の答弁とはまた違うようなお話が本当に聞けて、すごく、ああ、こうしてみんなで支え合ってきたんだなという中で、今度は現役の中高生のそこでの活動の報告、それから自分がどう変わったのか。それからあと、OBの方も見えていました。OBの方の経験談、この10年間でのいろんなそういう話を聞く中で、この居場所を改めて私は大切だなというふうに感じたんですね。

実際に区外からも多くの視察が来るわけじゃないですか。読売新聞にも取材として言われて、記事が載ったということで、今後、今度大塚のほうにもやっぱり広げてはいくわけですけども、今、10年たった今ですけども、20年、30年というのをどういうふうに描いているのか。文京区がスウェーデンにも匹敵するような、そういう若者を支援するようなまちというイメージがついていたら、それはすごくすばらしいんじゃないかなというふうに思ったので、20年、30年、どう考えているのかをちょっとお聞かせください。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まさに今、委員がおっしゃったユースワークセンターが、文京区でいうb-labに当たるのかなというふうに私たちも認識をしているところでございます。これまでも中高生の自主的な活動を応援する区内唯一の施設として、昨年度、初めて年間3万人を超える中高生にも御来場いただいたところでございます。

これまで人気の理由としては、当然、事業者の努力によるところも大変多いんですが、や

はり中高生の意見を尊重して、中高生の自主性に委ねて、地域の大人たちですとか、区ですとか学校の大人が見守るスタンスということで、この施策を展開してきたことが、よい効果を生んでいるのかなというふうに考えているところでございます。

これから先のb-labの話でございますけれども、特に新たに何か展開するですとか、発展するということは特段ないんですけれども、引き続き中高生の意見を尊重して、大人が見守る、こういったスタンスで引き続き継承して、一人でも多くの中高生の居場所となれるように、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。まさしく本当にそういうふうにこれからも進めていっていただきたい。

それと、新しい場所に今度、大塚地域活動センター跡地に、また新しいb-labができますよね。委員会でも、埋蔵文化財の調査だとか、あと設計委託とか、その辺のところを今、計画されているというふうには聞いているんですけれども、あそこはあそこで、湯島はとても大きい、大塚地域活動センター跡地というのは、敷地には限られているわけですが、どういった特徴を出していくのかというのも一つ教えてください。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 特徴としましては、ハード面で申し上げますと、大塚は湯島と違いまして、縦に長い、湯島はちょっとワンフロアで、横に長いんですが、縦に長い構造ですので、各フロアに特徴、個性を出して、例えばこのフロアは発散する場所ですとか、このフロアは集中して作業する場所など、居心地のよい居場所を中高生が選べるようにはしていきたいなというふうに考えています。

ソフト面で申し上げますと、湯島と大塚が相互利用できるような仕掛けですとか、あとは、近隣に大学が、大塚の場合は多いので、そういったところと連携していく取組も今後検討していきたいなというふうに考えております。

いずれにしても、設計ですとか運用、あらゆる面で、中高生の意見をこれからもまだ引き続き聞いていって、建設の準備は進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。改めてb-labの存在意義、取組については、本当に期待がこれからも大きい、20年、30年というようなスパンで、本当に期待できる事業だなというふうに思いましたので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

ありがとうございました。

○松平委員長 ほか、御質疑は、はい。

それでは、以上で、5款民生費の1項社会福祉費から3項心身障害者福祉費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、5款民生費の4項児童福祉費から6項国民年金費の質疑に入ります。

事項別明細書の218ページから237ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、5款4項から6項までを御説明いたします。

218ページをお開きください。

4項児童福祉費、1目保育園費106億8,410万2,000円、221ページの4番、未就園児の定期的な預かり事業、申請施設数による増でございます。

222ページをお開きください。

2目児童委託費119億6,495万5,000円、1番、児童の保育委託、公定価格の引上げによる増でございます。

3目幼稚園費9億1,757万円、5番、私立幼稚園利用事業補助、実績見込みによる減でございます。

224ページをお開きください。

4目児童館費42億784万1,000円、7番、民間学童保育事業、都型学童クラブ設置数による増でございます。

5目児童福祉事業費95億5,698万9,000円、3番、児童手当児童育成手当の支給の(1)児童手当制度改正による増でございます。

228ページをお開きください。

6目母子福祉費1億1,155万2,000円、5番、母子生活支援施設委託費、実績見込みによる減でございます。

230ページをお開きください。

7目児童相談所費11億8,911万1,000円、児童相談所の開設に伴う皆増でございます。

5項生活保護費、1目生活保護総務費2億6,335万6,000円、233ページの13番、重層的支援体制整備事業の(1)生活困窮者自立相談支援事業、組替えによる増でございます。

232ページを御覧ください。

2目保護費44億1,682万6,000円、1番、生活保護法に基づく保護費、実績見込みによる増でございます。

234ページをお開きください。

3目法外援護費815万1,000円、3番、中国残留邦人生活支援給付金支給、実績見込みによる増でございます。

236ページをお開きください。

6項国民年金費、1目年金総務費7,202万2,000円でございます。

2目拠出年金費42万6,000円、1番、拠出年金事務、特別区国民年金課長会幹事長区となることによる増でございます。

5款4項から6項までの説明は、以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、品田委員。

○品田委員 初めに、219からの保育園、そして次のページ、医療的ケア児、また225の学童保育、そして227の病児・病後児保育です。

保育園のほうは随分頑張っていたで、待機児童が減って、ありがとうございます。この春からも皆さん、なるべく第1希望のところに入れたんじゃないかな、もちろん第2希望、第3希望はあったと思いますけど。で、前から私、申し上げているように、ある程度、保育園のほうの待機児童が一定進んだならば、医療的ケア児とか病児・病後児保育のほうをしっかりと、今までどちらかという、ちょっと後発になっていたところは、ぜひ進めてほしいということで、今回も7年度の予算にも入っていますのであれですけど、進めていただきたいというのをお願いします。

それから、225の学童保育のところですけども、都型学童が東京都の予算の説明では、今年度中に都型学童から認証制度に移るというふうになっていますので、その見通しと、今後の学童保育についての、区立また都型学童とか、今後7年度が最後になるということですので、どういう見通しか教えてください。

以上です。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 都型の認証学童の今後の見通しでございますけれども、都の認証学童クラブの制度は、定員ですとか床面積、職員体制、こういったもので国の基準を上回るもの

でございますので、質の向上は図れるものかなというふうに考えているところでございます。

加えて、都からの補助も充実をすれば、都型学童クラブから認証への転換、こういったものも見込めます。民営事業者の参入も見込まれますので、区立の育成室と認証学童クラブ、その選択肢が増えるので、待機児童の減少には一定の成果があるものかなというふうな認識をしているところでございます。

ただ、区立の育成室が認証制度に移行することにつきましては、先ほど申しあげました職員体制ですとか面積の基準ですとか、様々な対応等で課題がございますので、直ちに移行することは困難かなというふうに考えております。

区としては、育成室の待機児童が高止まりを続けている状況でございますので、加速プランの下、令和7年度は、予算上は6施設を整備する予定でございますけれども、加速プランの下、待機児の解消、それから保育の質の向上、定員の適正化を同時に進めていく考えでございます。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 御説明ありがとうございました。ちょっと移行のことがあるので心配しておりますので、どうぞ、現状に合わせた、現場のことは一番課長が分かっていると思しますので、混乱のないように移行してください。

以上です。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 おはようございます。よろしくお祈いします。

私は、あまり持ち時間も少なく、御要望で、もし御答弁いただければ結構です。私も子ども・子育て委員会に出席していますが、221ページの保育力強化事業なんですが、今、保育士さんが非常に足りないと、不足しています。不足というか、原因は、保育士さんって免許が多いですが、現場に復帰するとかなられる方というのが非常に少ないと聞いております。やっぱり原因の一つに、保育士さんが現場で非常に仕事量が多いというところもありますが、1点、グレーゾーンのお子さんですね、どうしても療育系のサポートというのがやられているんですが、そのあたりが現場の保育士さんの対応がなかなか難しくなっているというところもお聞きしています。特に保育士さんのほうも疲弊しますし、お子さんも叱られてばかりだと自尊心が下がっていっちゃって、お子さんってそれぞれ皆さん、当然ですけど、成長のスピードが全然違いますし、一人一人の発育・発達というのに個性がありますので、その受皿ですね、そういったところをしっかりと区としてもサポートをお願いしたいと思

ます。これは要望で結構でございます。

それから、229ページの、これちょっと質問なんです、ヤングケアラー支援推進事業、ぱっと見て、私、これ随分予算少ないなと。よくヤングケアラー、ヤングケアラーって、議会でも理事者の方からも、ヤングケアラーの方についての支援、実態調査の研修とか、取組とか、早期発見とおっしゃっているんですが、随分予算が少ないなと。これどういう形で、その計算を出されたのか。この予算は、去年はパンフレットとか、それから啓発事業ってやられていますけれども、それに今度、プラスした、どういった事業を行って、区民の方に認知していただこうと思っているのかをちょっと教えてください。

○松平委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まず、予算額のことについてですけれども、今回、この予算額、少ないと捉えるかどうかなんです、令和4年からヤングケアラー支援というのが行われておりまして、そんな中での、今回、令和7年度は、継続ということも含まれております。その中でプラスになった部分というのは、主にヤングケアラーコーディネーターで、新たに配置すること、それからあと、啓発活動の面でいいますと、リーフレットとか啓発に関わる作成物、そういったものをさらに、もっと私ども、子ども家庭部に移管されたということもありまして、子ども目線での啓発を高めていきたいというところがありまして、リーフレットの新たな作成、そういったものも含まれております。

あと、継続するものとしましては、これまで支援事業、社会福祉協議会と行ってきた、継続支援については、予算のほうに組み込まれております。

そういった中で、よりよくするプラスの部分というのは、まさに子どもに知ること、気づくこと、そういったことの啓発活動をプラス面として兼ね備えたところでございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 よく分かりました。これはよく私もお話しさせていただくんですが、学校へ行っているお子さん、小学生とか中学校の子とかというのは、高校生もそうなんですけど、日中は一番いる場所は学校です。当然です。学校のやっぱり早期発見、子どもって、自分の生活の心の中のリズムって、学校生活の中に出します。突然、遅刻が多くなってきたとか、授業中居眠りばかりしているとか、部活動に顔を出さなくなったというのは、やっぱり家庭環境の変化というのは大きいと思うんですね。そういうところで発信をします。

ですから、学校との連携、先生も今、大変やることが多くて、私、授業参観なんかも、今、公開授業と言われているんですが、行くんですが、もう教室に行くと、保護者以外に大人ば

っかりなんですよね、スクールカウンセラー、何たらサポートとか、もう本当にいっぱいいらっしゃるって、今、何かこういう支援体制になっているんだなというのは、充実している分、やっぱりそのヤングケアラーについても、早期発見と、今までの、私も含めた世代の人たちが、いや、これは違うよねと。家庭の手伝いするのは当たり前だよというふうに育ってきた世代が、しっかりとその認識を改めて、ヤングケアラーという問題が今あるんだということを、学校との連携というのも含めて、今後より一層啓発活動を行っていただきたいと思えます。すみません、ちょっと時間がないので、これで大丈夫です。ありがとうございます。

○松平委員長 答弁はよろしいですか。はい。

それでは、岡崎委員。

○岡崎委員 おはようございます。

221ページの4番、未就園児の定期的な預かり事業ですけれども、来年度、約3億3,600万増額ということで、19施設で事業を行うということはお聞きいたしました。この未就園児の定期的な預かり事業、本当に保護者の就労の有無や、また利用目的を問わずに、お子さんを預けられるということで、とても利用者も多くて、好評のようですけれども、国のほうで、2026年からですかね、全国の自治体で、名称はこども誰でも通園制度という形で、始まっていきますが、国のほうの一定の基準というものもあると思いますけれども、この辺の、文京区が今やっているこの事業は、どのようになっていくのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 未就園児の定期的な預かり事業につきましては、現在、来年度の実施施設数はあくまでも予定となっておりますので、今後、入園状況に応じて、多少施設数については変更があるかもしれないということだけお断りさせていただくとともに、令和8年4月の誰でも通園制度の形につきましては、我々としても令和5年度から本事業を開始いたしまして、一定の手応えを感じているところでございます。

誰でも通園制度の認可基準については、現在検討いたしまして、来年度、具体的にはお示しして、御審議いただきたいというふうに考えてございますけれども、その中では、我々がこれまで培ってきた経験、ノウハウ、また利用者様のお声も十分に反映させていただきながら、文京区での誰でも通園制度という形をお示ししたいと考えてございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 来年度から検討も進めながら、議会にも諮っていくような形になると思うんですけど、ごめんなさい、国の基準もちょっとどういう形でなるかも、ちょっとまだ不明確な部

分もあるんですけど、いわゆるサービスが後退することがないように、その辺はしっかり、国でやるものですから、国からのお金も当然下りてくると思うんですけど、さらにそのサービスの、もっといえば、向上というか、充実というか、そういった方向で御検討いただければと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○松平委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 国が示している時間数については、よく議論になるところでは、月10時間以内といったような基準等も示されているところでございますけれども、その部分につきましては、今後、文京区としても、これまでの事業の形態をよく踏まえた上で、今、御指摘いただいたとおり、現状からのサービス後退というようなことがないような形で、工夫できればというふうに考えてございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。ぜひ、そういった形で御検討を進めていただければと思います。やはり、国の制度にどこまで寄せられるかというか、その中でやっぱり文京区の独自色というものも出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、227ページの病児・病後児保育ですけれども、先ほど品田委員からもありましたけれども、会派としても、充実を求めてきましたけれども、予算的には、今年度より約4,700万減少ということですが、これは順天堂のみつばちさんが、今年度、元町ウェルネスパークに移転する費用が来年度入ってないから減少したというふうにもお聞きしました。

今年度から、いわゆるインターネット予約やキャッシュレス決済のサービスを始めたそうですけれども、その利用状況がどうなっているのでしょうか。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 病児・病後児保育につきましては、本年度から予約システムとかキャッシュレスのところを導入いたしました。なので、金額のほうも、そういった初期導入経費も落ちる部分が7年度予算にはございます。

インターネット予約につきましては、利用者から便利になったという声はたくさん聞いておりまして、利用数も昨年を上回るペースで今、伸びているところがございます。

また、キャッシュレス決済も、導入当初、6月時に比べて、各施設やはり利用がだんだん上がっていきまして、より使いやすい便利な施設につながっているのかなと認識しているところでございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。便利になったという声もあるそうですし、利用も昨年より上回ったということでは、我々のところにも、とても助かっていますという声がある一方、逆に予約が取れないというお話もお聞きします。特に、これもう前から言っているんですけど、いわゆる東側というか、こちら側には結構あるんですけど、本郷、小石川。いわゆる西側というか、大塚とか千石とかあちらのほうの地域にはなくて、場所とかの問題もありますし、検討していきますという御答弁もいただいているんですけども、状況はどんな感じでしょうか。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今、区内に4か所、病児・病後児ルームがございます。いずれも、確かに西側のほうには、今、まだ準備できてないところがございますが、新たな施設の開設につきましては、運営していただく保育事業者とか施設の用地、それから連携する医師の、3つの大きくは要件がそろそろ必要があります。なので、近々ではちょっとまだ整備が困難であって、西側ではまだ開設できてない状況ではございます。

既存の4施設でいいますと、医療機関が保育を実施しているところが3か所ありまして、保育事業者が主にやりながら、隣接する医療機関と連携しているところが1か所あるような形でございます。

また、4月に移転する順天堂のみつばちですね、こちらは区の所有の建物に区が設置したところに順天堂が運営する形ということになってございまして、その新規の開設の仕方とか運営の仕方には、幾つか形態が想定できるかなというところでございます。

今後、区有地も含めまして、民有地、様々なところの開発に合わせて、施設の導入の可能性は検討し続けていくとともに、事業者や医療機関に対しましては、意向のヒアリングとか協力の働きを行っていきたいと考えているところでございます。

なお、ベビーシッター利用料助成につきまして、7年度から、小学校1年生から6年生の病児・病後児について、利用する場合の上限時間というのを、これまで年間16時間だったんですが、これを144時間に引き上げまして、利用しやすさを向上させようと考えてございます。利用する方の都合に合わせて、病児・病後児保育と、それからベビーシッターの利用をそれぞれ都合に合わせて選んで使えるようにしていきたいということで考えてございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。ありがとうございます。やはり保育事業者と医療関係の連携がないと、当然できない話でもありますので、その辺、引き続きよろしく願いいたします。

す。

それと今、ベビーシッターのお話が出たんですけれども、以前に本会議で、いわゆる保護者の方が勤務先とか職場から戻ってこられないようなときに、親御さんの代わりにベビーシッターが迎えに行くみたいなサービスを実施している自治体もあったりして、そういうのもどうですかという御提案もしたんですけど、今のお話は、そういうことなんですか。それとも、そういったこともまた御検討いただければと思いますけれども、ちょっとお伺いいたします。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 病児保育におけますお迎えというんですかね、のサービスにつきましては、23区で今、5区ほどが実施しております、それぞれ病児保育施設側で、看護師さんとか保育士が保育園にお迎えに行く形で運営されております。区内の病児保育施設においては、このための職員体制の確保というのが今、課題になっているところでございます。

実は、東京都では、7年度にベビーシッターを利用した病児保育に係る検証事業を実施すると聞いておまして、ただ、こちらはちょっと中身がまだ具体的なところが示されておりませんので、ちょっと分からないところがありますが、病児保育におけるお迎えのサービスにつきましては、こういった東京都の動きとかも注視しながら、他区の事例も参考にしながら、引き続き研究はしてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ありがとうございます。東京都もこの病児・病後児保育に来年度も予算もかなりついて、力も入れておりますので、その辺の東京都の動向も見ながら、ぜひとも御検討を積極的に進めていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○松平委員長 それでは、沢田委員。

○沢田委員 私からは、221ページの4項1目保育園費、6番、私立保育園運営補助に関連して伺います。1点です。

今年約30億円、この歳出ですね。前回の委員会でも、保育の量から質への方針転換について議論をしました。覚えておいでだと思いますが、具体的には、保育の質を高めるための保育士の離職防止対策について質問をしまして、区は、指導や相談を通して、現場の保育士と当事者目線の信頼関係をつくるという御答弁だったんですね。

ただ一方で、今回、総括で質問した加配保育士への人件費補助の終了、これについては、

現場の保育士から、ほかの補助もいずれカットされるんじゃないかという不安の声を聞いているわけです。区は、新たな賃借料補助と併せて説明会をしたということなんですが、参加者は園長や経営層で、現場の保育士には必ずしも伝わってないんじゃないでしょうか。どうフォローされるか、伺います。

○松平委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今、委員からお話いただいたとおり、説明会につきましては、参加されていたのは主に本部の方ですとか、施設長の方であったというふうに認識しているところではございます。ただ、本事業につきましては、基本的には、直接的には賃借料補助であることから、内容として把握していただきたいのは、確かに運営本部の方であったり、施設長であったのかというふうには考えております。

しかしながら、どのような支援が区として整備されているのかといった内容につきまして、もし御不安の声がありましたら、私どもといたしましては、L o G o フォーム等声を引き上げる体制も整えてございますので、そういった中でお声について頂戴した場合には、丁寧にお答えしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 一昨日、総務費の質疑で、人材育成の視点について議論をしたんですね。ヒラメ体質の組織では人は育たないと言ったんですけど、不安があれば言っていというのでは駄目なんです。要は、言いにくさのハードルを下げる仕組みが必要で、前回のお話だと、巡回指導で現場の不安を丁寧に聞き取るというようなお話もあったんですけど、実際これ効果あったんでしょうか。その効果の検証も依頼したんですけど、いかがでしょうか。

○松平委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 ありがとうございます。今、具体には、本事業について、今のような御答弁をさせていただきましたけれども、まさに御指摘いただいたとおり、ふだんの取組といたしましては、指導担当のほうで巡回のほうで日々回ってございまして、その中でお声を頂戴しているというところではございます。その中で、もしそのようなお話があれば、当然それについても承らせていただきたいというふうに考えているところではございます。

効果というところで、数字的なものという形につきましては、なかなかお示しするのが難しいところではございますけれども、日々、相談を受けていく中で、気になった事象等については、共有を図り、適切に指導担当、支援担当、検査担当、それぞれの部署で問題を把握しながらサポートに回っているというところの中で、一定程度の支援という形では機能を果

たせているというふうに認識してございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 指導員の中で、本当だったら現場の保育士を交えてなんですよ、そういう効果の検証をしていただきたいんですよ。要は、こっちは指導員ですよ、現場の保育士に比べれば立場が上なんです。だから、どうか聞いても、本音は出てこないわけです。だから、現場の評価もそれだけでは図れないというお話で、1個調査があつて、全国私立保育園連盟が昨年実施した現場の保育士のウェルビーイングに関する全国調査なんですけど、最も不満が高かったのが職員配置なんです、やっぱり。

一方、同じ私立園でも経営層は、これを問題視してないんです。現場との認識の乖離も明らかになっている。要は、先ほどのような園長や経営層だけの話を聞いても、現場の実情は把握できないので、現場の保育士へのヒアリングないし無記名の実態調査、これを改めて要望いたします。

以上です。

○松平委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 一定、私どもで今回用意いたしましたL o G oフォームの中では、実際2件ほど、職員体制のことについて御意見も頂戴しているところでございます。実際には、そういった中で問題を把握した場合には、こちらとしても都度対応しているところでございますので、そこら辺についての声というのは、引き続き我々としてもいろんな形で聞き取ってきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 それでは、石沢委員。

○石沢委員 私からは、227ページの4番の子ども医療費助成、ここの部分でちょっと御質問させていただきたいというふうに思います。

それで、質問したいのは、この医療費助成は、大体、いわゆる高校生までのお子さんの医療費を無料にするという取組のことかというふうに思うんですけども、この医療費助成を、生活保護を停止中の方というのが受けられるかどうかということについて、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

それで、生活保護を受けている方でも、就労して賃金を得るということは、一般的にはあり得ることだというふうに思います。そうした就労で賃金を得ているけれども、その就労の賃金が増えていって、生活保護ラインを、基準を上回るような賃金になる。そのときは、それが安定してくれば、生活保護をやめて、自分の賃金で生活をしていくということになって

いくのが一般的かなというふうに思うんですけども、生活保護をやめるときのやり方というのが、いろいろ聞いて確認をしていくと、一足飛びに廃止ということにはならないというふうに思います。

一定、停止期間というのがあるって、その停止の期間の間に、就労して賃金が安定していくかどうかというのを見て、それで大丈夫そうだなというふうになれば、廃止というところに移行するということになるかというふうに思うんですけども、この停止の期間というのは、ただ、それぞれだと思うんですよ。1か月の人もいれば、2、3か月の人もいるということもあると思うんですけども、それで聞きたいのは、こういう停止の期間、1か月ないしは2、3か月というふうが続くような場合もあるかというふうに思うんですけども、この期間に、子どもの医療費助成を受けることが、区の制度として、制度一般論として、できるのかどうかということを確認させていただきたいというふうに思います。

○松平委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員御指摘のとおり、子ども医療費に関しましては、生活保護受給中であっても、またそこから普通の収入を得る形になったとしても、途切れなく医療費助成が適用されるようにしてございます。

あとは、その方の状況に応じて、少し細かく変化することはあったとしても、基本的にはその考え方に基づいております。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。停止期間中でも医療費助成は受けられるということで、今、確認ができました。それで、それは、要するにと遡って支給されるのか、それとも現物でちゃんと停止の期間も、遡ってではなく、そのまま直接医療証が給付されて、途切れることなく受給できるのかどうかということもちょっと確認をさせていただきたいんですけども、その辺はいかがでしょう。

○松平委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 これも少しずれる部分があるんですけども、いわゆるマル子、マル乳と言われる、子どもと乳児の方については、遡っての適用は可能でございますが、一部の制度においては、申請した以後というふうな形でございますので、場合によっては遡及できない可能性もございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。子どもの医療費助成というのは、私も子どもを育てておりまして、

やっぱり毎月のように熱が出るし、そうすると医療にかかるということで、大変、私もありがた制度だなというふうに思って、利用させていただいているところなんですけれども、この前、国民健康保険の医療費の明細が来て驚きましたけど、やっぱりかなりね、そういう3割じゃなくて、自己負担ということで、3割負担ということになれば、やっぱりそれなりの金額になってくるということも、その明細を見ていると分かりました。

ですから、こういうものが、なるべくなら遡らないで、しっかりと途切れることなく、やっぱり受けられるようにして行って、そういう生活保護が停止になっている方でも、子どもの医療をちゃんと受けられるように、そこはぜひやっていただきたいなというふうに思うのと、あとそれから、そういった停止の期間でも、しっかりと、もうやっていると思うんですけども、周知を図っていただいて、当事者の方に、相談があれば丁寧に寄り添って対応していただきたいというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○松平委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員、それぞれ、先ほどから御答弁申し上げておりますとおり、途切れない支援を行うということという部分については、委員のおっしゃるとおりだと思いますので、個別の案件にもよりますけれども、丁寧にやっているということ。また、御相談があったときには、事前に御相談があったときには、そのやり方も含めて丁寧に、これまでも行っておりますが、今後とも意を用いてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 生活保護の停止、廃止につきましては、委員おっしゃったとおりの制度でございます。生活保護の停止につきましては、委員おっしゃったとおり、その世帯ごとの収入によって変わってきますので、いつ停止になるか、取り急ぎが大体どれぐらいなのかということをお丁寧に説明して、それに伴う社会保険等の変更等につきましても、今後も丁寧に御説明していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 これまでも丁寧にやっていたらというふうに思います。ぜひ引き続き、寄り添った丁寧な対応をお願いさせていただきたいというふうに思います。

それからもう一点は、232ページの生活保護費のところちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それで、扶助費のメニューから、もしかしたら既に消えてしまっているかもしれないんですけども、ちょっとお伺いしたいことが、いわゆる生活保護の利用されている方が、賃貸

物件などで死去された場合、その死去した際の入院の費用ですとか入院したまま死去したときに、賃貸物件のいろんな清掃費とか、それから家財処分、原状回復などの費用、こういうものが一定発生してくるということで、このことについて、物件を仲介している不動産屋さんから、以前は清掃費や原状回復に係る費用が出ていたのに、何で出ないのかというような、そういう声が私たちの下に寄せられました。

それ以外にも、この生保の家賃扶助基準に合致する物件を貸す大家さんからも、生活保護利用者や区行政に協力する意味で、物件を貸しているつもりなんだけれども、やっぱりこういうことが発生してしまうと、物件を賃貸しづらくなってしまおうというような、それぞれ深刻な声が寄せられてきております。

それで、こうした声もあって、こうした生活保護を利用された方が死去したときに、清掃費や家財道具の処分の費用、こういうものが以前は出ていたのではないかというような声もあるんですけども、こういう経費がもし出ていたとしたらですけども、いつから出なくなったのかと。

それから、こういうものについては、やっぱり国にも、退去に係る費用なんかはしっかりと出すように、国のほうにも区のほうから求めていただきたいなというふうにも私は思うんですけども、この点について、いかがでしょうか。

○松平委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 生活保護受給者等が亡くなった場合の居室等の整理の費用というところでございます。

まず、委員がおっしゃった、以前、出していたということが、不動産会社さんのほうから話があったということでございますけれども、私どものほうの記録を実際見た限りでは、過去にそういったことはないというふうに認識しているところでございます。

生活保護受給者を含む、いわゆる独居の高齢者の方も増えておりますけれども、そういった賃借人が亡くなられた場合は、部屋の清掃につきましては、原則、賃借人の相続人が行うということでございます。基本的に、民々の契約でありますので、行政のほうはちょっと対応しないというところでございます。

なお、委員がおっしゃってました費用ですね、不動産会社等が負担しているケースがあるということは、聞いているところでございます。こういった生活保護の方を含む身寄りのない高齢者等の抱える課題につきましては、現在、厚労省のほうで、課題に対応するためのモデル事業というのを行ってございます。現在、9自治体のほうで実施または実施予定のも

のでございまして、この事業の中に、死後の事務支援ということで、居室の原状回復から残存家財、遺品の処分等の支援がございまして、この支援は、国のスキームでは、市町村が社会福祉協議等へ補助・委託する形で実施しておりまして、近隣区では、神奈川県川崎市がモデル事業として行っているものでございます。

こういった国のほうの動きもございまして、この件につきましては、保護につきましては、その動向を注視していきたいというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 ちょっと過去の経緯については、私もそういうふうに声が寄せられているということがやっぱりあったので、ぜひそのあたりのことについては、ちょっと過去の経緯なので、なかなか限界があるかもしれませんが、ちょっとその辺はよくまた調べていただきたいというふうには思います。

それで、国が、そういう家財道具の処分などの費用について、モデル事業として行おうとしているということで、今、御答弁ありましたけれども、ぜひそれは、やっぱり今、身寄りのない方で生活保護を利用されている方の死去した後のそういう費用というのを、不動産会社が負担しているということで、やっぱりこれ重大な事態だというふうに思いますし、そういうことが続くと、余計そういう方にお部屋を貸しにくくなるということもあるかというふうに思いますので、ぜひそういうことは、今、国がやろうということで進めているということも御答弁ありましたけれども、ぜひ強くやるように求めています、国に先んじて、区でもやっていただくような、そういうこともぜひお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 生活保護の対応は、今、そのような形でやっておりますけれども、私どものすまいる住宅におきましては、その後の家財の処分等も50万円まで対応しておりますので、今現在もそういった方、なった場合の対応もしておりますので、そちらのほうも引き続き我々としては進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 よろしいですか。はい。

では、宮野委員。

○宮野委員 ちょっと時間がないもので、急ぎ足になって申し訳ないんですけども、お許しください。

2つあります。229ページの、まず子ども家庭支援センターのところで伺いたいと思いま

す。

来年度から子ども家庭センターを機能整備するというので、まず、お尋ねしたいのが、整備前に比べて、どのような点で機能の強化が必要だったのか。また、機能を整備すると、これまでよりもどのような点で保護者や子どもたちにプラスとなるのか、伺います。

また、今回、強化される部分は、裏を返せば、機能整備がなされる前は、逆に不足していたということになると思いますけれども、どうして今までそれが不足していたのか、その分析を伺いたいと思います。

また、その不足を今後はどういった具体策をもって強化するのか、整理をしておきたいので、お聞かせいただければと思います。

○松平委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 今回の子ども家庭センター機能整備につきましては、まず、これまでの保健サービスセンターと母子保健と児童福祉の連携については、これまでの部分を維持していくと。

そんな中、子ども家庭センターで言われております、いわゆる機能の強化、この部分は、私どもがやっていた具体的な例で申し上げますと、まず情報の共有につきましては、これまで電話等で共有していた部分が、システムを共有することによりまして、より迅速に対応することができるようになります。

それからもう一点は、まず支援のプランでございまして、これまで必要とされている方への支援プランというものは、母子保健のほうでつくられていたんですが、それが一体的に、いわゆる母子保健と児童福祉をつなげて、サポートプランというのをつくるようになります。これは、支援が必要な方へ、まずこういったサービスが必要だということを紙で示しまして、プランニングを示しまして、それを共同でつくる。いわゆる、それぞれがこれから必要な支援について理解する。そういったところが利点としてプラスになっております。

そういった中で、これまでできなかった理由というのは、特になんかありませんけれども、そういったプランが新たにできたことによって、支援が必要な方への予防的支援に、強化につながっていくものと私どもは認識しております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 中身についてもお伺いをしていきたいというふうに思うのですが、この子ども家庭センターを職員の方が運営していくに当たって、以前のコロナ対応の際にも行われたと思うんですが、子ども家庭部と保健衛生部、別々の部の職員の方なので、兼務の発令が

なされるということになるのでしょうか、伺います。

というのも、子ども家庭センター長が保健サービスセンターの保健師の方に直接に業務の指示を行わなければいけない場面もあるかと思いますが、その際にその保健師の方が保健所としての業務もあって、どちらの指示を優先すればよいのか、伺いたいと思います。緊急に動かなければいけない、その児童虐待のケースであれば、その協議をしている間にも、そのリスクがどんどん悪いほうへ動いてしまう場合もありますので、そうした時間のロスを起こさずに、どちらの職員の方も素早く、速やかに動くための指示命令系統というのがどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

また、シビックセンターの中で、子ども家庭センターと保健サービスセンター、別々の場所で執務に当たることになると思います。その別々の場所において、平時の場合、また緊急の場合の協議ですね、これが要対協以外に、どのような形で適切に行われていくのか、お尋ねしたいと思います。

それから、保健サービスセンターの保健師の方が、万が一、児童虐待の対応に当たって取り返しのつかないような深刻な事態、ミスをしてしまったというような場合に、組織としての第一義的な責任は誰が負われるか、教えていただきたいと思います。

それから最後に、この4月に児童相談所も開設をします。そうした中で、子ども家庭センターが機能を十分に発揮して、児童虐待のおそれがある子どもや家庭の支援に予防的にしっかり入り込んでいくことによって、児童相談所が介入していくケースにまで至らなくて済むというようなことがより安心して子育てができる環境づくりにつながっていくというふうに考えております。児相が介入する手前、初期対応、予防対応ですね、これをより充実させるために、どのようなことをされるのか、具体策についてお尋ねしたいと思います。

○松平委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 まず、子ども家庭支援センターのこれまでの体制の部分なんですけれども、まず保健サービスセンターと子ども家庭支援センターは、セパレートなように思いますけれども、今度の子ども家庭センター機能によりまして、それぞれが一体的にできるようになります。それで、今、行っております支援につきましては、それぞれ、母子保健と児童福祉部門で行われている業務につきましては、それぞれの所属長が責任を持って対応するよう判断していくようになりますが、子ども家庭センターにおかれます、例えば合同ケース会議、そういったところで諮られるケース案件につきましては、子ども家庭センターの長が指揮命令の下に最終的な判断を行う責任者という形になります。

それから、今、母子保健のほうで、5階にあるびよびよひろばなんですけど、こちらのほうの親子ひろばにつきましても、今後展開する母子保健の、いわゆる予防的支援の強化としまして、例えば健診8か月の妊産婦につきましても、そこにびよびよひろばの見学の御案内をして、より子育てが孤立化しないような形で、手を差し伸べていくような取組を考えております。

それから、最後になりますけれども、予防的支援の強化のところになりますけれども、児童相談所との連携の部分だというふうに思われるんですけども、まずその入り口の部分で、やはりこれまで支援会議をしっかりと行っております。それで、子ども家庭支援センターの所長が様々な事案案件につきまして、母子保健と児童福祉の連携の部分で、毎週木曜日に支援会議を行っているなど、やはりその都度その都度、ケース案件の最終的な判断を行っております。

こういった中で、今度開設する児童相談所とは、同じシステムを導入することによりまして、リアルタイムで母子保健と子ども家庭センターと児童相談所がつながっているような形になります。したがって、そういった中で、より予防的支援、虐待につながる前に、子ども家庭支援センターが入るのか、児相につながるのか、そういった適切な判断も行っていけるようになるというふうに認識しております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 兼務ですとか、指示命令系統について、そういった細かいところに関しては、私たちのほうにもう少し透明性をもって伝わるというふうなふうに思っております。これから整備に向けて、しっかり頑張りたいというふうなふうに思っております。

次、225ページの民間学童保育事業のところ、これまで都型学童クラブの利用料減免制度を求めてきまして、今年度から始めてくださったこと、本当に感謝しております。恐らくこちら、対象者は限定的になっていて、だからこそ声が届きにくい状況でもあったので、ぜひ、この制度を対象者の方全員に利用していただけるように周知を工夫していただきたいんですけども、今年度の実績と来年度予算の内訳、周知をどのようにしていくかというところをお伺いします。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、今年度の実績ですけれども、7年3月1日現在4名の方から申請がございまして、支給見込みは約136万円になっております。来年度の予算上は、対象人数は、今年の実績等に基づきまして約700万円計上しておりますが、周知につきましても、

区のホームページですとか、育成室の入室案内に記載しております。

また、都型学童クラブ、約500人ぐらいの方に御利用いただいておりますが、全て利用者に個別で周知をしているところがございます。こちらにつきましては、引き続き丁寧な周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮野委員の持ち時間、残り2分弱となっておりますので、御注意ください。

それでは、浅田委員。

○浅田委員 では、ちょっと今、皆さんにも関係するんですけども、児童相談所の準備、本当にありがとうございます。

それで、私、ちょっと2点質問するのは、この後、子ども食堂の質問をするんですけども、それに関連して、ずっと子ども食堂をやってくる中で、いろんな家庭の方とお会いすることができて、その中で、今、全国でも児童虐待の数字がすごい伸びて、多くなっているという中の一つに、心理的虐待というのが言われています。これが、いろんな家庭の方と接する中で、私たちは素人ですから、家庭の中の事情には踏み込まないということで接していますけれども、もしかしたらこの家庭では、あるいはこの子はということが現実に直面することが結構あるんですよ。

そういうときに、心理的虐待への対応についてということと、それから、子ども食堂を運営している方、あるいは学習支援とか、地域のいろんな活動をされている方に対して、児童虐待の問題を分かりやすく、あるいは私がちょっと必要じゃないかなと思っているのは、個人情報保護、実際にいろんな活動に参加されている方々の個人情報の保護については、専門家の方の御意見をいただいたほうがいいんじゃないかなということを感じるので、この辺についての御意見なり、御指導をいただけたら思うんですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 まず初めに、委員からお話がありました全国の児童虐待対応件数、とりわけ心理的虐待に関する相談件数が増えているというところは、御指摘のとおりでございます。この間、4月から区児童相談所ができることになりまして、私ども区の児童相談所の児童福祉司あるいは児童心理司が実際にこの虐待の御相談があったときに、その対応をしっかりとっていくというところがございます。

全国での共通の「189」、「いち早く」というところの緊急通報ダイヤルにつきましても、4月以降は文京区の児童相談所に文京区の御相談は入るようになってくるというような

ところになってございます。

その上で、できる限り速やかに、できる限りベターな対応に入っていくというようなところを検討しておりまして、今、委員おっしゃっていただいたとおり、実際に子ども関係で活動されている方の今後に向けての周知でありますとか理解を図ること、同時に、委員がおっしゃいましたように、そこに必ず個人情報保護というところが、大変繊細なところになってまいりますので、ここを、先ほど子ども家庭支援センター所長から御答弁申し上げました、要保護児童の地域対策協議会等の部分の個別ケース会議というところを最大限に活用しながら、着実に子どもたちを児童虐待から守る施策を進めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、そうした地域で子どもたち、あるいは困難を抱える家庭の方たちと接している方々に対して、勉強会なり、あるいはこういうふうな、形はいろいろあろうかと思いますが、ぜひそうした場をつくっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、次、229ページの子ども・若者支援というところで、ここで子ども食堂の関係について御質問をいたします。

今、社協が直接支援されているのが、13の箇所で行われていると伺っていますが、今度4月から、西片の教会で西片食堂グリーンというのを立ち上げるそうです。本当に文京区の中で皆さん協力されているんですけども、その中で、これはもうずっと言い続けているんですが、今、非常に物価高ですよ。今、話題になっているお米にしても、ブレンド米というのが比較的安いんですよ。魚沼産コシヒカリだったら、5キロで6,000円ぐらいするんですけど、ブレンド米だったら、今でも4,000円超えるんですよ。一番安いときで、二、三年前かな、二千二、三百円。こういう状況が今実際にあるということなんです。

その中で、地域の皆さんが、文京区社協の御支援をいただきながら、本当に工夫しながらやっているんですね。こうしたことに対して、区としては、どう支援をいただけるのか、この辺について、ちょっとお願いいたします。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 米の価格の上昇が続いておりまして、店頭では昨年の同期に比べると90%超える上昇というような話も聞いてございまして、政府では今、備蓄米の放出とか、あと入札の手続、昨日もニュースがありましたけれども、進めているところでございます。

また、農林水産省のほうでは、御飯食を通じた食育の推進を図るために、令和2年から子

ども食堂とか子ども100食とかフードバンクに政府備蓄米を無償交付しておりまして、現在、今年度から、9月でしたかね、申請が通年化されまして、年間5回を上限に1回120キロまでということで、子ども食堂ごとの状況に合わせて申請いただく形になっているものと認識しております。

区としての支援といたしましては、これまでも運営支援金ということで、備品の購入とか、これ初期の話ですけど、それからあと、ランニング的なところでいきますと、食材費とか、場合によっては会場とかを使う場合もありますので、それから光熱費、運営費、そういったものを補助しているところでございます。

また、物価高騰に関しても、食材費の超過分に関しては、1回当たり3,000円を上限に補助するようなどころはございます。こちらのほうも、7年度も継続して行っていくところでございます。

また、7年度、新規の取組といたしまして、各食堂の皆様、長く御活動いただきまして、活動開始から5年以上たっているところが、13団体中11団体あるということもございまして、用具の新規購入とか更新に係る費用につきましても、5万円を上限に補助するというようなどころで、取り組んでいくところでございます。

経済状況とか国の動向を注視しながら、子ども食堂の現場の声も聞きながら、社会福祉協議会と協議しまして、適切な支援について引き続き検討してまいります。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、私は現場の声というのを知っていただきたいなと思うんです。今、分かりやすく言うために子ども食堂って言っていますけれども、13、今度14になる子ども食堂も、子ども食堂という名前を全部使ってないですよ。全て、やっぱり地域の居場所という位置付けになっていて、必ずしも経済的に大変な家庭のみを支援するというのではなくて、本当に地域のみんなが集える場所というふうになったんですね。

最近、正直言って、私、ちょっとほっとした話がありまして、私どもが続けている子ども食堂、坂下おかえりごはんというんですけれども、ここに神田女学園という高校の生徒さんお二人が、高校1年のときから3年間ずっと応援いただいていたんですね。本当によく来ていただけるなと思って、していただいたんですけれども、今度、学校を卒業するに当たって、卒業式で、日本赤十字社東京支部支部長、小池百合子さんから表彰されたんですね。本当に本人たちがすごい喜んでいるのと、それからこうした活動をしてよかったということなんです。つまり、子ども食堂に来ていただく方と、それからそこを主催しているボランティア

の方を含めて、そういう人たちが本当に地域で居場所を形成しているというのが、今の新しい形として生まれているんじゃないかなというふうに思っています。

これは、似たような話は、ほかの子ども食堂を運営されている方から聞いても、いろんな学生の皆さん、高校生、大学生を含めて御協力いただいていると。こうしたことを、私は、これが本当の意味での協働・協治であるし、これを文京区として支えていただきたいというふうに思っているんですね。ですから、そういう実際に行われていることを、ぜひ文京区として把握というか、認知をしていただいて、その上での支援ということをね、それプラス経済的な、物価高とかありますよね、ぜひお願いをしたいということなんです。

で、もう一点の質問になりますけれども、今言ったような話、文京区と、それから社会福祉協議会、あと現場、現場というのは、子ども食堂であり、学習支援なり、民生委員の方がやっているところが、文京区は社協にお願いをしているというのがこれまでの傾向としてどうしても私は強かったんじゃないかと思うんですよ。

ぜひ、これ一体となった支援、重層的支援ということを言われていますけれども、それをやるのであるならば、ぜひ、一体となった情報交換の場であるとか、あるいは現場で、現場というのは、区民の中で起こっていることを共有する場を、私はぜひつくっていただきたい。つくってというのは、共有していただきたい。それがあれば、物価高への対応であるとか、実際に虐待の、さっき言った心理的虐待であるとかって、なかなか見えづらいようなところなんかの発見にもつながるだろうし、やっぱり総合的な、本来の意味での重層的支援というものにつながっていくんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか、どなたか。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子ども食堂の地域の居場所としての意味合いって、非常に大きなものだとも私も認識しております。私も子どもを連れて何回か、今年は子ども食堂のほうに行かせていただきまして、その現場でたくさんの若い方が、高校生とか大学生の方がボランティアでやられている姿も見てまいりました。まさに、若者の活動の場にもなっているのかなというところで、非常に大切なところかなと思ってございます。

また、社協と区と現場というか、団体ですかね、運営していただいている、関係性の話なんですけど、年に1回は連絡会というものを設けていまして、そこで様々なお話を聞きながら、今後どうしていくかとか、現在の悩みはどうなのかというのを聞いたりしております。

また、社協と区の関係につきましても、必要なときに集まりまして、来年の補助事業をどうしていくかとか、困っているところはないかというのを、社協のほうで直接各団体とやり

取りしていただいていますので、そういった情報を聞きながら、我々も入って、施策としてどう展開していくかというのは我々のほうからもアイデアや、場合によっては、こうしたほうがいいよという話で、強く指導することもございますので、そういったところの中で連携しながら進めているところでございます。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 今、お話があったほかに、社協の地域福祉コーディネーターとの打合せというのは、月に1回行っており、その中で地域の情報であるとか、今の活動内容、また、どういうことが困っているかということも毎月報告して、区が考えていること、今、地域でどういう動きをしているかということも、常にその打合せの中で行っているところでございます。その中で出てきた話だとか、それを今後、私どもの施策につなげていくこともありますし、社協のほうで地域活動していく中で、どういうふうにつながっていかうかということも、そういった中でお話を進めているところでございます。

重層的支援体制整備事業もそういう意味では、地域づくりの部分においては、地域の方々に担っていただくことが多いので、そういったところも、おととしから地域の方も含んで研修なんかも進めておりますし、重層的支援体制整備を進めていく中には、地域の人にも担っていただくことが多いので、そういったところも引き続き、顔の見える関係性をつくっていきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 よろしいですか。はい。

それでは、松丸委員。

○松丸委員 私は、まず225ページの6番目の児童館・育成室施設整備ですか、ここのことでちょっとまずお聞きしたいと思うんですけども、育成室の入室申請も大体一段落したと思うんですけども、今年の一つの傾向がどういう状況だということも含めて、お聞きしたいんです。

まず1つは、申請数は前年比としてどの程度増えたのかということと、それから2つ目は、加速化プランの下で、昨年度は10か所整備をして、今年は4か所整備をしたわけですけども、その成果が、非常にこれ、一生懸命いろいろなところも連携しながら場所を確保すると。大変な御苦勞をしてやっていることに対しては、非常に評価しているんですけども、4月に新たに4施設がオープンして、そのことによって、区内全体の定員はどういうふうが増えていったのかということと、最後に3番目としては、昨年と比較すると、いわゆる整備数では10か所から4か所、半分ですよ、減少しているんですけども、これだけ、いわゆる児童

館の育成室の待機児童が多いというふうに昨今叫ばれている中で、去年から比べると4か所になってしまったんだけど、その理由がどういう理由なのかということで、この3つをちょっとまずお聞きしたいんです。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、申請の数ですけれども、前年比で104人増加をしております。定員につきましては、4施設オープンするというので、トータルで約130人程度、定員は増えることになっております。

昨年度は10か所で、今年度は4か所で、どうして減少しているのか、理由を伺うということですが、昨年度は、待機児童が大幅に急増したことを受けまして、まずは区内全体のニーズ量、こういったものを充足させることを念頭に、加速化プランの下、10か所整備をしたところでございます。今年度に入りまして、必要な地区に重点的に整備をすることを念頭に取り組んだため、その中でもちょっと調整の結果、一部の地区では整備がかなわなかったところもあるんですが、4か所となったというところでございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。そういった中で、よく言われているんだけど、地域偏在というのまだ現実にはあると思うんですね。入れるところもあれば、なかなか、いわゆる集中して入れないところもあるので、そういった意味からいくと、待機児童を全てゼロにするというのは、なかなか容易じゃないと思うんですけれども、保育園も定員数が申請数を1,000人程度上回って、ようやく待機児童がゼロになって、今後、だから育成室も、こういった地域偏在のことも含めて、どのような対応をして整備していくのかという、そこら辺、特に地域偏在ですよね、この辺の課題というのはまだ残っていると思うんですけど、この辺も含めて、どういうふうに考えているのかということをお聞きしたい。

と同時に、今後、そういった中でも地域偏在がある中で、待機児童数の見通しですよね、まだまだどうしても出てくるのかどうかということ。令和7年度は、予算も約1億計上して、加速化プランの下で、さらに成果を上げて、地域偏在をなくしていく、整備していくというのは、非常に大事な部分だと思うんですけれども、その計画ですよね、これはどういうふうに今、考えているのかということをお聞きしたい。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 現在、申請した育成室に入れなかった方に、今、来年から58か所になるんですけれども、育成室の空き枠の御案内をお送りしているところでございます。その空

き枠で申し上げますと、現時点で195人分の空き枠がある状況です。この空き枠が195人分あるんですが、現時点で全ての待機者を受け入れることは、数字上、その195という数字で可能なんですけれども、申請者の中には、学校の中での育成室をどうしても希望したいですとか、一部の地域で、先ほど申し上げました育成室が整備できなかった、こういった現状も踏まえまして、地域偏在というのがどうしても発生してしまうということでございます。

育成室の待機児童の見通しでございますけれども、具体的な数字はまだ分かりませんが、相当数の待機児童が出てしまうのかなというふうに見込みでいるところでございます。

来年度の計画でございますが、先ほど6か所と申し上げましたけれども、現在、開設を計画しているのが、具体的に申し上げますと、明化小学校の中に1支援、窪町小と大塚小の周辺に2支援、本駒地区に2支援、汐見地区に1支援、予算上この6か所を予定しております。これ以外にも、不足する地域というのはございますので、こういうところを中心に、今後も積極的に整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。その辺、児童青少年課もいろんな意味で物件を探して、できる限りこういった地域偏在のないように、本当に希望するところに入れるような、こういう整備を、大変だと思うんですけれども、しっかりと取り組んでいていただきたいというふうに思います。

次に、同じく、225ページの放課後子ども教室運営事業ということで、これは昨日岡崎委員が、総括質疑でも吉田部長から答弁いただいたとおり、アクティが18時30分まで延長することから始まることになった、いわゆる補食の提供や、スポーツ推進委員等の派遣事業などを充実させるということは、非常にすばらしい取組だと思うんですけれども、一方で、アクティと育成室の違いがなかなか分かりづらいという声も、やっぱり一方では、結構現場からも出ていると思うんですけれども、我々の会派としても、放課後の居場所の多様化というのは、ぜひ進めていかなければいけない。そういう意味からいけば、いわゆる差別化を図りつつ、同時にこの事業が両方とも充実をしていていただく。これはもう最も大事な部分であるので、この辺を児童青少年課としてどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思うんです。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、育成室、御承知のとおり、専門の指導員が健全な育成に資する場であり、生活の場というところでございます。アクティは、民間事業者による見守りを中

心とした場所でございます。このアクティにつきましては、子育て世帯ですとか児童のニーズ、こういったものを捉えまして、放課後の居場所の多様化を図る目的で、様々、時間の延長ですとか、質の充実を図っているところでございます。

私どもとしましては、文京区の実情に合った、ある意味、文京区版の放課後事業の展開が必要であるというふうに考えておりまして、今後も事業の一層の充実を努めてまいりたいというふうに考えております。

また、育成室とアクティの違いが分かりづらい、そういった御意見も、区のほうにも同様のようない見はいただいているところでございます。この違いにつきましては、月並みではありませんけれども、区ホームページですとか、これまでも小学校の入学前には個別に各事業を解説したパンフレット、こういったものも配布をしておりますので、周知は努めているところでございますが、引き続き、様々な場面で、丁寧な周知には努めてまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。ぜひ、今、課長も言われていたように、文京区版の放課後事業の展開というものをしっかりと取り組んでいっていただいて、やっぱり誰もが本当に安心して通えるような、そういう対策をしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

次に、231ページの児童相談所の部分をちょっと質問させていただきたい。

令和7年度、来年度から区の児童相談所が開設し、我々も先日、視察をさせていただきましたけれども、区の児童相談所が開設して、子ども家庭支援センターの機能整備も、いわゆる同じように行われると聞いておりますけれども、このことによって、文京区の子どもへの福祉の施策が一段と向上していく取組であると思うんですけれども、今後の児童福祉の施策のより質の高い、充実した、あれを非常に期待しているんですけれども、一方で、子ども時代に様々な事情で非常に厳しい環境であった若者世代に対する支援についても、今後いろんな意味で、この児童相談所だけじゃなくて、いわゆる児童相談所を出た後の継続的な支援というのも、非常に社会的な大きな問題にもなっていると思うんです。

先日、関西大学の白石真澄名誉教授がこういうことを言っていたんですけれども、現在、社会的養護下にある児童というのは、全国で4万5,000人いると。その中でも、児童養護施設は、全国に600か所あり、3万人の子どもがそんな中で暮らしているんだと。そういった中で、18歳を迎えた若者は、その後、いわゆる今度施設を出なきゃいけないので、3つあるけど、家庭に復帰するのか、もしくは社会的な自立をしっかりとしていくのか、そのまま施設

で、いわゆる措置延長でいくのかという、この3つの選択肢があるわけなんですけれども、そういった中で、今、よく言われている、ケアリーバーの進路問題、ケアリーバーというのが非常に話題になっていますけれども、ケアリーバーの進路で、就労の比率が7割強であるのは、1人で生活費と学費を賄うことというのは物すごく大きな壁があると。大学の中には、学費の免除や生活費の支給など、ケアリーバーを対象とした支援制度も導入しているところもありますけれども、まだまだ少数であると。

そういう意味で、このケアリーバーをしっかりと支えていく、そういう施設を出た後の支援をしていくということも一つ大きな役割でもあるし、そういう意味では、若者支援という部分においては、非常に大事な観点だと思うんですけれども、今後、児童相談所としても、その辺をどう捉えて、ある意味では、本当にこの施設を出た後でもしっかりと自立して、立派に社会人として頑張っていっていただきたいという部分はあると思うんですが、その辺は、今後の若者施策ということも含めて、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 今、委員からお話がありました児童相談所等に関わりを持ったお子さんたちが、その後に社会的養護の経験者、いわゆるケアリーバーとして、世に巣立っていくところへ向けての支援というところでございます。

まず、1つ目のケアリーバーに関するところで申し上げますと、区の児童相談所ができた後に、いわゆるこのケアリーバーになる前に、どのような支援を講じていくかというところが一つの大きなテーマになるかと考えてございます。特に、担当の児童福祉司が、先ほど委員おっしゃっていただいた児童養護施設であるとか、あるいは里親の皆さん、その後、養育が決定されたというようなところにつきましては、それぞれ一人一人、自立支援計画というところを、まずお子さん本人もそうですし、施設の関係者の皆さん、里親の皆さんと児童相談所職員が共に作成して、その後、社会に巣立った後のスキル、あるいはどのような形で自分の道をつくっていくかというような支援を計画的に行ってまいりたいと考えてございます。

先日の総括質問で御答弁差し上げたとおり、里親への養育が解除となったケアリーバーの方につきましては、区が居住費用を補助する予算というところ、来年度、予算として計上しておるといってございまして、区が居住費用を補助する予算というところ、来年度、予算として計上しておるといってございまして、

また、施設の先生方、退所した方に向けての出身の先生方がまた個別に連絡を取りながら、その後、自立支援に向けた機関を紹介するなどの支援を行っているというところで聞いています。

また、来年度から実際に始まる児童相談所に向けたケアリーバーの方への支援というところも、そうした自立支援計画を中心とする、しっかりとした支援というところを検討してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 若者支援の生活全般ということでございますと、委員おっしゃったとおり、ケアリーバーの支援だけでなく、ひきこもり、ニートといった様々な若者の課題を抱える方々に対して、区としては全数調査を行った上で、次年度以降、若者計画を策定していく予定でありますので、その部分でもしっかり書き込んでいくような所存でございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。非常に前向きなそういう取組をされていくということでもあるので、非常に安心をしましたがけれども、やはり、本人が望まないだけけれども、そういう施設の中でどうしても暮らさざるを得ない、また、そういう子どもたちがしっかりと社会へ出ていったときに、決して道を逸れることなく、やっぱりちゃんと自立していけるためにも、継続した、そういう切れ目のない支援というのは、区だけじゃなく、これ国の課題でもあるんだけれども、しっかりとやっていかなきゃいけないんですけれども、そういう意味では、まず今回新しくできた児童相談所も含めて、そこからひとつしっかりとそういうものを発信できるような、そういう整備を行っていただきたいというふうに思います。

最後に、233ページの上の7番目にあります、生活困窮世帯学習支援事業ということで、来年度から、小学校4年生から6年生、また中学生、高校生、それから一貫して支援することになって、事業者にも委託する予算が計上されていると思いますけれども、実際利用されている方からの声を聞くと、当然、学習支援の場所、幾つかあると思うんですけれども、高学年であれば自分で通えるんだらうけれども、そうでない、特に低学年の小学校4年生の子でいくと、なかなか場所が遠いということもあったり、また小学校4年生の子が1人で遠くまで通うというのは、一方では非常に難しい部分がある。

特に、その子の場合なんかというのは、どうしてもひとり親家庭ということもあって、やっぱりなかなか親がついていくというわけにもいかない状況でもあるので、そういった子どもたちにもやっぱりきめ細かなこういう支援というのも大事なのかなと。なかなか、そういった生活困窮している状況の中で、そんな余裕がないわけであって、タクシーで通うなんてないわけであって。

ですから、そういう子たちもやっぱりきちっと学習の場を確保してあげていかなきゃいけ

ないので、その辺ですね、区として、そういうきめ細かな、特に低学年ですよ、今度4年生から始まるんだけど、4年生の子、確かに4年生の子なんかというと、1人で行ってこいといっても、なかなか現状、ちょっとやっぱり厳しいかなという部分があるので、その辺の何かきめ細かな手だてというのはないのかどうか。その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっと……。

○松平委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 生活困窮世帯への学習・生活支援でございますけれども、こちら、委員がおっしゃいましたとおり、来年度から小学校4年生から高校世代まで一体化した学習支援、それから生活支援のほうを開始してまいります。

会場につきましては、秘匿のため、この場で会場名等はお話することはできませんけれども、複数箇所あるということでございます。

今、委員から御質問がありました、通う場所がちょっと遠いというような問題もございません。何分にも、来年度、初めて、一体化による事業の初年度になりますことから、こういった形の御要望が上がってくるかということも今後の面談の中で拾い上げていく必要があるかと思っております。

そういった中で、来年度、アウトリーチによる支援というのも一つ考えているところでございます。会場がちょっと遠いという理由のみで、それが果たせるかどうかというのは、これからの検討になりますけれども、いわゆる会場のほうへなかなか来ることができない方々、例えば引き籠もってしまっている方ですとか、あるいは身体的に障害をお持ちの方でなかなか通学が難しいという方、そういった方等々につきまして、アウトリーチの支援というのを考えたところでございます。

ただ、いかんせん、先ほど申し上げましたとおり、どれぐらいの人数の方がそういった御要望があるか、あるいはどういった内容の要望があるか、それからそれに対応するためのちょっとマンパワーの確保というところの課題等もございます。

したがいまして、次年度、アウトリーチ支援に当たりましては、これからそれぞれ世代ごとに面談のほうを行ってまいります。その面談の中で、こういった話があった場合につきましては、より丁寧に話をお聞きいたしまして、その方々の世代の状況等を丁寧に聞き取りながら、アウトリーチの支援が必要かどうかを判断していくというような形になるかと思っております。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。そのアウトリーチということで、こちら側が訪問してやっていくという、これ実態がね、実際どのぐらいそういう対象の子がいるのかというのは、それはこれからちょっと調べてみなきゃいけないと思うんですけども、そういう意味で、こちらからそういったアウトリーチをかけてやるということは、非常に素晴らしいことでもあるので、ぜひ、こういった生活困窮されている家庭の子どもたちにも、しっかりとした、そういった学習の場が提供できるように、学ぶ、そういうことができるように、きめ細かなそういう対応をぜひしていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 219ページの保育園の運営費の4番の管理運営費の13億円のうち、2億4,000万円余りが区立保育園10園で行っている調理の委託費です。

総括の答弁で、2017年の委託開始からの約8年の中で、毛髪などの異物混入から軽微なものを含めた事故件数は187件ということでありました。

それで、この件数が、1園当たりで年間当たり何件ぐらいの事故発生の件数になるのか、出現率ですね。それを示していただきたい。同様に、区立の直営で調理やっているところについても、同様の数が出るとお思いますので、まずそれをお示しいただきたいとお思います。

○松平委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 区立保育園で給食調理業務委託を開始いたしました平成29年度から、直近の今年2月までの比較で、延べの園数、年数として、ヒヤリはつを含む事故報告書の件数でございますけれども、委託園だと187件で、54園／年で割り返しまして、1園当たり年間3.5件となっております。

直営園につきましては、同様に244件で82園／年で、割り返しまして1園当たり年間約3.0件というふうになっております。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 そうしますと、それ割り返しますと、民間委託のほうが約16%ぐらい出現率が高いということで、この数字は、統計的には有意差があると、多いというふうに日本語では言えるというふうに思うんですね。

総括の質問でも聞きましたけれども、千石西保育園の調理のプロポーザルの経過なんですけれども、最初のプロポーザルですけれども、1社事業者の応募があったレパストは、食中毒、過去3回、2回かな、発生の状況について、記載を失念していたという部長答弁でした。

同時に、選定委員会の会議録について情報公開をしましたところ、一般的に区立の保育園の調理を受託する事業者が区外で食中毒を起こした場合については、その情報を得ていると、毎回ね。発生報告は来ているというふうに説明していることが分かりました。

つまり、昨年9月から行われた千石西保育園のプロポーザルに関わっては、2月と5月にレパストから食中毒の報告を受けている。昨年ですね。それから、事業者選定を開始した後、9月の開始後、選定中であった11月下旬に、レパストから3回目の食中毒発生の報告を受けていたことになるわけです。総括の答弁だと、過去5年間の間にさらにもう一回食中毒の報告があったこととなります。

プロポーザルは、応募者名を伏せて行われますけれども、1社応募のレパストが、書類の中で求めた過去の発生状況の欄に、食中毒発生の事案を記載していなかったことについて、何で二次審査で保護者代表が質問するまで、区側から聞かなかったのかということについて、説明をいただきたいというふうに思うんですね。区のほうは、レパストの食中毒の発生未記載になっていることを指摘し得たというふうに思うんですね。なぜ、一次審査のときにそのことを聞かなかったのか。それについては、これは予見可能性があったということではないと思うんですよ、報告を受けているわけですから。これについて、なぜそういうことになったのかということをご答弁いただきたい。

○松平委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 まず、ちょっと冒頭の事故報告書の件数でございますけれども、直近のこの3年間におきましては、区立の、区直営のほうはやや件数が多い状況でございますけれども、事故報告書の件数が多いから安全ではないというわけではなくて、どんな細かなものでも逐一報告してもらうことで、園と課で共有し、重要な事故につなげないように、配慮しているものでございます。

千石西保育園のプロポーザルにつきましては、区側から聞かなかった理由というところでございますけれども、その食中毒の発生状況の情報を得る担当部門とプロポーザルを行う担当部門とで分かれていることから、そこはうまく情報共有がなされず審査が進んだことについては、課を総括する私の至らなかつた部分であり、反省しているところでございますけれども、その適切なものがなされなかつたとして、改めてプロポーザルを実施したところでございます。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 件数のことについては、私、ちゃんと言ったんですよ。異物混入から軽微なもの

までと言ったでしょう。そういう答弁なんです。だから、それは中身を分析しないと、どちらが多い少ないというのは、具体的には言えないんですよ。ただ、件数としては多いと言っているんです、私はね。今、分かっているところで議論しなくちゃいけないですからね。だって、それ示してくださいよ、今度ね。重いのか軽いのかね、件数、分析ね。

それで、部門が分かれているから至らなかったというのは、それは説明にはなりません。2016年の9月のときに区長さんは、これで委託しても安心安全な給食を提供できると言ったんです。部門が分かれているから、そういうところに狭間に落ちこちやうということがあるんだったら、委託しなきゃよかったわけですね。

それでもう一点、ちょっと聞きたいんですけども、これは、私たちは直営にやっぱり戻していく必要があるというふうに思っています。直営を継続すべきだったというように思っています。

で、調理の業者の皆さんの広告、特にこのレパストの広告でも、こういう触れ込みなんです。簡単な仕事です。短時間のお仕事です。こういった求人広告を出しているんです。これはレパストに限りません。私、チラシも見たことがありますけれども、ポストに入っているね、こういう。だから、ゼロ歳さんから5歳さんまでの子どもの給食、食べ物を作るのに、簡単な仕事で短時間というわけにはいかないと思うんです、本来は。だから、この業界がやっぱり人材不足とか、ノウハウの喪失、こういう状況になっているんじゃないかと。その状況について、所管課としてどう把握しているのかというのが1点。

それから、これやっぱり、プロポーザルをやった結果については、保護者の皆さんにも報告されていると思うんだけど、やはり直営に戻してほしいという声が出ているのではないですか。どういう声が寄せられていますか。

○松平委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 給食調理業務委託のその業界の人材不足感の所管でございますけれども、今回も1件目のプロポーザルは、1社しか応募がなかったというところで、過去五、六年前だと、数社が参加してきていたというところで、状況は大分変わってきているなというところでございます。

そのあたり、事業者側に聞き取りを行ったところ、やはりなかなか人材が集まらないというところで、なかなかそのプロポーザルに手を挙げたくても挙げられないというところでございます。そういったところは、プロポーザルの審査の中で、どのような採用を行っているか、どういう体制で行っているのか、そのあたりをつぶさに確認した上で、選定していると

ころでございます。

その直営に戻したほうがいいというお声というところにつきましては、今回、千石西保育園のプロポーザルを行った際に、1件目を終えた後に、また改めてやるといったところは、千石西保育園の保護者会にも私も参加しまして、伝えられる範囲で、どういう状況が起きているかというところを説明したところです。そういった中では、やはり直営に戻してほしいという意見はもちろん部分的にはございましたけれども、やはり委託であっても、安心安全な給食を提供してくれれば、4月以降も提供してくれればという声が大半だったという認識でございます。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 そういう声も出ているわけですから、業界の状況は変わっていると。明らかだと思ふんですよ。ですから、2016年当時の区長の、これできますと言った答弁、その答弁の前提とした環境が変わっているということなわけですから、やはりこれは方針を変えると。それに向かって準備していくと。やっぱりそういう調理をやる職員さんを育てるのは、なかなか、それは時間がかかると思いますよ。ですから、そういう直営にきちっと戻していくという準備をすぐ始めていただきたい。そのことをお願いしておきたいと思います。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

私からは、まず227ページのベビーシッター等子育て支援事業のところ伺いたいと思います。

これまでも幾つか質問が出ていますので、ちょっと違う角度でしていきたいと思います。ベビーシッターの利用補助が前年度より約7,000万増えています。これまでは、ゼロ歳から6歳までで年間で144時間、病児・病後児で小学校1年生から3年生までで年間で16時間というのが限度だったところを、拡大し、4月からは1年生から3年生までの病児・病後児を16時間だったのを、1年から6年生までに拡大して、144時間にするわけですよ、これからね。

つまり、この事業がやはり区民にすごい役立てられているんだということが分かるんですが、これまでの利用実績というのが、令和4年度で1万5,933日、令和5年度で2万2,786日というふうにお聞きしています。都の助成が、ゼロ歳から6歳までのところと聞いていて、病児・病後児については、区独自の支援というふうにも聞いています。

で、質問なんですけど、そうすると、持ち出し分というのは、どのくらいと想定しているの

か。また、拡大できる要因、それとこれまでの利用実績も含めて、教えてください。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 ベビーシッター補助についてのお尋ねでございました。

1点、ちょっとこれ確認と言いましたところでございまして、ベビーシッターのゼロから6が中心になっているんですけれども、委員おっしゃったとおり、病児・病後児の小学生も利用できるように区としてはしてございます。ベビーシッターの医療助成は、都の制度を基本に実施しておるんですが、病児・病後児の小学生については、区が独自に区負担で実施しているところでございます。

今、学年の話なんですけれども、令和5年までは1から3年なんですけど、6年度から実は、本年度から6年生までの年度の拡大はしているところでございます。

それから、7年度に関して、児童1人当たりの年間の利用上限時間を従来の16時間から144時間に上げているところでございます。

それで、金額のほうですが、1から6年生のほうのところ、71万700円というところで、71万円ですね、というところで予算計上しているところでございます。

（「ごめんなさい、あと拡大できる要因」と言う人あり）

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 小学生の利用実績については、令和5年度は60時間ございました。令和6年度は、当初予算で52時間を見込んだんですが、非常に利用が多くて、2月補正を行って、244時間という形で今回、2月補正のほうでは対応させていただきました。令和7年度は309時間を見込んでいるところでございます。

この利用者の都合に合わせて、先ほどもお話がありました、病児・病後児保育と、施設に預ける病児・病後児保育と、自宅で見てもらうベビーシッターの制度を選んで使っていただくことで、利用者の利用しやすさの向上を図っていきたいと考えているところでございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 あと、持ち出し分があるということで、財源の確保、そこも併せて御答弁いただけますかね。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 財源につきましては、東京都のほうの助成を使って、ゼロから6歳のほうをやっているところでございます。小学生のほうにつきましては、現在、区のほうの単費でやっているところでございます。

また、今回、東京都のほうで、ベビーシッター事業の在り方等につきましても、検証事業とかをやりながら進めていくというところがございますので、そういったところ、動向を見ながら、いわゆる特財というんですか、そういったものがあり得るのかどうかというところも検討してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。病児・病後児保育ということで、保育室ということで、先ほど来質問にも上がっていました。なかなか、4か所で、西側にはないという、やはりそういう偏りがある中で、このベビーシッターさんを活用した、1年生から6年生までの病児・病後児保育のベビーシッター利用制度というのは、非常にそういった方にとってはありがたいのではないのかなというふうに思いました。

財源としても、今、おっしゃったように、一般財源じゃなくて、都のほうでも進めているので特財も考えられているというところ、すばらしいなというふうに思いました。今回の予算編成、令和7年度は、私も総括のところで申し上げさせていただきましたけれども、各部の枠配分を取り払って、上限を持たずに、それぞれの所管が主体的に事業に取り組む、そういう予算編成ということで、令和7年度は始まったと思うんですね。

そういったことを考えると、やはりこういったお考えとかというところで、その主体的という、そういう表れがすごく見えてくるなというふうに、今の御答弁から思いました。ありがとうございます。

次に、今、本当に子育てのニーズというと、一概に多様化という言葉では片づけられなくて、かなりやはり高度化・複雑化してきている部分があるんじゃないかなというふうに思っています。

次に聞きたいのは、223ページの29、本駒込西保育園医療的ケア児保育室整備経費というところですね。これが計上されています。医療的ケア児のお子さんというのが、実際にはゼロ歳から5歳という意味では、区内に10人ほどおられるということで、現状を含め、ニーズ、それから医療的ケア児ということの取組の姿勢というところをお聞かせいただきたいのですが。

○松平委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 本駒込西保育園で医療的ケアの専用室を設けることについてですけれども、厚生労働省の資料によれば、ゼロ歳から19歳の医療的ケア児の推計値は2万人程度というところになっているところでございます。

全国における文京区の人口を案分した上で、文京区の保育園で医療的ケア児を受入れ可能な1歳児クラスから5歳児クラスの5歳分の刻みで、さらに案分すると、おおむね10人程度というところが推計されるところでございます。

現在、区の南西側のテンダーラビング保育園関口において、医療的ケアの専用室を設けて、定員3名としているところでございますので、先ほどの10人程度というところの、どれぐらいの方が保育園に預けるかと、そういったところはまだ精査できておりませんが、そういった意味では、よりまだニーズに専用室の整備が追いついていないというところでございます。

取り組む狙いでございますけれども、もちろん保護者の方にも安心して医療的ケアのお子さんを預けられるということが大前提であります。それが就労支援にもつながるのでというところで、大前提でございませぬけれども、やはり保育士たちも専用室で預かることによって、より安心して保育につなげることができるというところで、全体の意味で保育の質の向上というところを狙って取り組もうと考えているところでございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。安心しました。保育園が足りなくて、それこそ待機児童対策、その解消で、ずっとこれまでやってこられて、やっとそれが落ち着いてきて、今は本当に様々御家庭の保育ニーズに合わせた様々な、いわゆる多様化した支援が求められているわけですね。さらに、先ほども言いましたけど、やっぱり高度化、さらに複雑化しているというふうに私は考えているんです。

そういった中でも、今の御説明を聞いてもそうですけれども、改めてここに並ぶいろんな、様々な、育児サポート事業とかもそうですけれども、こういったほかの事業も含めて、すばらしい視点で文京区での子育てを、子ども家庭部全体でケアしているんだなと改めて認識をしました。ありがとうございます。

次に、お聞きしたいのが、229と231の児童福祉事業費のところ、主に聞きたいのが、4月からいよいよ開設される区立児童相談所について、お聞きします。質問、重ならないようにいきたいと思っております。

児童相談所の適切な運営に当たって、これまでにでも私、委員会等では申し上げてきたんですけど、警察機関と児童相談所の連携というのが大変重要な役割を占めてくるなというふうに思っています。

児童虐待を受けるリスクが高い子どもたちを守るためには、やはり職員だけではどうして

も不安、そういったところに警察と連携していくということが、職員さんの不安も与えないというメリットがあるんだと思っています。

これまでの子ども・子育ての支援調査特別委員会でも視察に行きましたりとか、準備状況については、いろいろと伺ってきましたが、4月からオープンするに当たっての警察との取組ですかね、具体的にどのように行っていくのか、お聞きしたい。

それとあと、警察機関と児童相談所は、先ほどもお話ししましたように、子どもの安全を確保しなくてはならない緊急時にはもちろんなんですけれども、平常時においても、両機関の連携が適切になされることが非常に重要だと思っています。文京区の児童相談所を運営していくに当たっては、平常時での警察機関との連携、それから交流というのかな、どのように行っていくのか、そこも併せてお聞きいたします。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 今度開設いたします区の児童相談所と警察機関との連携、そして協力は、児童虐待のところから子どもたちを守るという観点から、非常に重要なものと捉えてございます。

まず、連携のところの人的な部分というところでございますけれども、昨年10月から警視庁より常勤の警察官が本区の児童相談所開設準備室に派遣されまして、現在、引継ぎを行っている文京区ケースの詳細を児童福祉司と共に分析をしております、今後に向けた準備を整えているというところでございます。

また、区と警察機関同士の連携というところでございますけれども、今月に本区と警視庁、警察署の間で、児童虐待から子どもを守るための協定と覚書を締結するという予定としてございます。

こちらのほうで、協定等を結ぶというところで、本区と警察機関との連携の枠組みをしっかりと構成するというところ、それから本区の警察のところから派遣されております警察官が、両機関が実際に顔が見える関係づくりを行っていくというところを進めてまいりたいと考えてございます。

もう一点、後半の平常時の連携というところでございますけれども、特に私ども、区児童相談所の所管となります富坂警察署のところでは、警察官の方、専門職員の方にこの1月も区児相に来ていただいて、児童相談所の安全を確保するための対応訓練の研修というところを実施したところでございます。

今後、改めて区児相職員と警察署の実務の担当の方にお越しいただいて、本格的な児童

相談所の相談援助を進めていくためのミーティングを行うというところを予定しております。開設後におきましても、平時から警察機関との適切な連携に進むような相互理解の場を設けて、関係構築を図ってまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 思っていたよりもかなり進んでいるんだと、今、すばらしいなというふうに思っていました。もう10月から派遣されていらっしゃって、それで常勤でいらっしゃるところ、本当にすばらしいです。

で、平常時も、富坂警察が本当に並びにあるというぐらいな位置にあるわけですがけれども、平常時にもそういった対応訓練として御協力をいただいているというのは、やはり常勤でいらっしゃる警察官がいることゆえの、そういった関係が築いていけるんじゃないのかなというふうに改めて思いました。本当にありがとうございます。

次に、里親制度について、お聞きいたします。

これまでの御報告でも、里親制度の取組、やはり私、ここの部分にも力を入れていってほしいというふうにずっと言ってまいりました。

で、これまでも東京都の児童相談所で行ってきている里親制度であって、文京区には10家庭おられると聞いています。さらに、文京区として充実を図って、里親や社会的養護について、区民の皆さんにより深く、広く知っていただくこと、これ重要だと思います。

里親制度を進めるに当たっては、フォスタリング機関と一緒に動くと思いますが、児童相談所の中での役割分担、どのような形で施策を進めていくのか、お聞きしたい。

それとあと、区の児童相談所とフォスタリング機関が両輪になって、里親さんへの支援や、里親になることを検討している方へ、一層丁寧な対応が必要だと思います。今後、こうした里親制度についての周知啓発をより効果的に進めていくための方策について、どのような展開をお考えなのか、お聞きいたします。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 社会的養護の推進、今、委員からお話がありました里親制度の充実というところは、区の児童相談所が進めていくべき重要な課題であると認識しているところでございます。

先ほどお話がありましたとおり、区の児童相談所の児童福祉司、里親担当の児童福祉司と、いわゆる里親養育包括支援機関、フォスタリングの機関の職員が里親の方、あるいは里親になることを希望される方に寄り添いながら、里親さんへの身近なことについての御相談であ

ったり、研修であったりというところは、双方できめ細かく対応するということで、チーム養育をもって支える取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

もう一点の今後に向けての周知啓発についての取組というところでございますが、1つには、「文の京」こども月間のイベントの一つに位置付けられております、里親体験発表会の企画や実施、これは区の児童相談所と子ども家庭支援センターと共催で今後もやっていくというところでございますが、今後、文京区内の子どもを支援する関係機関等に足を運ばせていただいて、里親を希望される方が気軽に立ち寄りながら情報交換ができるような、小規模なサロンのような運営を、児童相談所とフォスタリング機関と共に行うことを考えてございまして、児童相談所が区の中にできたということだからできる、地域にとっての里親制度をより身近に感じていただける広報中心の取組などについては、着実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 こちらのほうも進んでいるなというふうに、ほっといたしました。里親制度、本当にここ大切で、子どもは何も好きこのんで一時保護所に来たいわけではなくて、やはり虐待というのは、どうしても親子関係のずれからであって、親もそれが悪いと思っても、しつけの一環だというふうに、虐待なり、心理的なものもそうですけれども、になってしまうケースが多い。そういった中で、やはり子どもの、大丈夫なんだよといって言葉をかけられてあげる人というのが、やっぱり一番の薬というか、予防にもなり、それが薬にもなっていくんじゃないかなという部分でもありますので、ぜひこの部分もしっかりと進めていっていただきたいというふうに思っております。

まだ質問、続きますので、次ですかね、午後。長いのです。

○松平委員長 分かりました。それでは、12時となりますので、お昼の休憩に入りたいと思います。

午後 0時03分 休憩

午後 0時59分 再開

○松平委員長 それでは、時間前ではございますが、委員皆様おそろいではございますので、予算審査特別委員会を再開いたします。

審査に入る前に、理事会の開催についてお諮りをいたします。

これまでの進行状況を踏まえて、今後の委員会の進行について協議するため、午後3時の委員会休憩時、理事会を開催したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 ありがとうございます。それでは、午後3時から第二委員会室で理事会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、民生費の審査に入る前に、増田税務課長より答弁の修正があるとのことですので、増田税務課長。

○増田税務課長 歳入1款特別区民税におきまして、金子委員より令和6年度賦課のいわゆる令和7年4月、5月徴収する調定額として約46億円について、来年度予算に含まれているかの御質疑に対し、含まれていないと答弁いたしました。区民税は、法により出納整理期間に含まず、翌年度の歳入に属するとされていることから、正しくは含まれております。ここにお詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 今、答弁修正がありました。その内容については、後ほど私たち精査をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、1点、今の46億円が含まれておりますという答弁がきちっとあれば、私は、この委員会の2日目の歳入の質疑の際に、基金の繰入金に関して質問しました。その質問の内容は、大きく変わってはいはずであります。したがって、この修正内容については、後ほど私たち精査いたしますけれども、こういう場合に、現行の委員会運営でやれば、振り返って質疑できないと、時間の制限もありますのでね、そういう課題を残すということになったことについては、後ほどしかるべきところで、委員会運営などに関わって、今後の教訓としていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、その点については、委員長においてお取り計らいをお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○松平委員長 はい、分かりました。

それでは、休憩前に引き続きまして、山田委員の質疑から再開をしたいと思います。

○山田委員 児童相談所の次に聞くのが、DX推進について、お聞きしたいと思います。

先日、読売新聞だったと思うんですが、新聞報道で虐待が疑われる子どもの一時保護をめぐり、AIにその必要性を判定させるシステムを見送るという記事がありました。どういうことかということ、テスト段階ではあるんですけども、AIの判定ミスが6割に上ったということなんですね。それで、実用化は困難であるというふうにそこに書いてありました。

児童相談所の日々の仕事というのは、本当に大変厳しく、また繊細で、高度な対応が求め

られたりしているわけですが、そういった職員を補助する役割がこのAIには期待されていたところですが、区の児童相談所開設に当たって、今回、DX推進も考えられているというふうに思っておりますが、どのような方策を取り入れて、職員の皆さんが活用されていくのか、教えてください。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 区児童相談所開設に当たりましてのDX推進の取組というところにつきまして、まず1点には、先ほど子ども家庭支援センター所長がお話を差し上げましたとおり、区児童相談所と子ども家庭支援センターを直接常時接続会議システムにつなぎまして、オンタイムでケースの受理会議を行うことを可能にするというようなツールを導入するというのが一つございます。

また、児童福祉司、児童心理司が、業務用として、いわゆる公用携帯電話を持ちまして、出張先にあっても適切に職場や担当ケースに連絡が取れる体制というのを確保いたしまして、より柔軟な業務遂行が可能になるモデルケースを実施してまいります。

加えて、これまで児童相談所では、職員が記録を作成するというような際に、記録作成にかかる時間が多く取られてしましまして、業務負担につながる課題があると聞いておりますところで、職員の記録作成や面接相談等を支援するためのシステムツールを導入いたしまして、職員の事務処理等にかかる時間の軽減を図るという試行を行ってまいります。

そのような様々なデジタルツール等を試行的に導入しながら、フリーアドレスの機能を導入した区児童相談所の執務室におきまして、職員と共に創意工夫を講じていくというところで、児童相談所の職場における業務をより円滑に遂行すること、柔軟かつ効率的な働き方を推進していくというところによりまして、児童相談所の本来の子どもや保護者の対人援助の時間のところこそ、丁寧に時間をかけていくということが本来の重要な任務であると捉えておりますので、開設後も現場における実践的な取組の中で、課題を見極めながら、より安定的な運営体制の強化に向けた検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。基本的な、今御答弁にあった子どものための時間にとれるようにということで、業務の効率化を図っていくという御答弁をお聞きしました。非常に大切なところだと思っています。やはり、これまでの従来的なやり方にとどまっていたら、現在の職員さんだけでなく、これから児相で仕事をしたいという人だったりとか、児童福祉司を目指す若い有望な方たちに来ていただくということも、なかなか難しくなっていくので

はないかなというふうに思います。それでなくても、福祉関係の人材難も相まっていると思います。

やはり若い方たちというのは、DXリテラシーがすごく高いので、やっぱりその辺、現場の意見を聞きながら、しっかりと進めていくこと、それもお願いいたします。

次に、これ最後になります。同ページのヤングケアラー支援のところでお聞きします。

これまでの担当所管が福祉政策課であったところが、令和7年度、子ども家庭支援センターに移管されたことで、どのような効果が期待できるのか、教えてください。

○松平委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 子ども家庭支援センターに業務移管ということでございますけれども、これにつきましては、まず今回は子どもへのいわゆる知ること、気づくこと、こちらの啓発活動をさらに広げて取組を進めていきたいと考えております。そういった中で、今、実際に子ども家庭部が全体として取り組んでおりますことも月間におきましても、こどもの権利について理解を深めるイベントの中、さらに子どもたちへの啓発活動を広げていけると考えております。そういった効果を基に、これからの支援を適切に行っていきたいと考えております。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。細かい点には、子ども・子育て委員でもお聞きしていただきましたので、十分これから7年度の新しい事業、本当に期待できるなというふうに思っております。

先日、品川のほうの視察の勉強のときに、福祉課の木村課長と一緒に来られたんですけども、あのときにどうして福祉課がいるんだろうなと思っていただけたけれども、それまでは福祉政策課のほうで入っていたということですね。で、反対に今度は、これこそ福祉政策課を巻き込んで、重層的支援という視点でやっていただけたらというふうに思っておりますので、期待しております。よろしくをお願いいたします。

○松平委員長 はい、よろしいですか。

では、山本委員。

○山本委員 すみません、231ページの児童相談所のところだけです。

あその児童相談所の場所は、もともと建設省の職員住宅地というところで、それで一般国有地というところから文京区のほうで買って、いよいよ4月のオープンを待つのみということになっております。

ちょっと本題というか、話のあれの前に、この間、順調に建物が立ち上がって、ここまで来たと思いますが、結構、一時期は、あそこを更地にしてスポーツ開放ですとか、ちょっとした区民利用に開放している時期もありましたけれども、この間の建物を造るに際して、近隣さんとの関係ですね、今も含めて、特段に問題なくこれまでもきたのかどうか。これからも理解をしっかりと得られて進められるということがあるかどうかというところからお願いしたい。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 今、委員がお尋ねいただきました区の児童相談所が設置される地域というところは、本当すぐ近隣に寺院があり、住宅地があると、非常に閑静なところに、幼稚園でありますとか、あるいは小学校というような子ども関係施設も多くあるところに、このたび設置したというところでございます。

建設に関しましての、これは多くの区施設もそうでございますけれども、その建てる前後の御心配の声というようなところは、私ども区の児童相談所開設準備室、または整備技術課の担当と共に、丁寧にそのお声を聞きながら、ここまで建設のところまで来たというところでございます。

特に、この児童相談所の部分につきましては、これは今、様々な災害の関係も耳にしておりますところ、緊急時にこの施設の中にマンホールトイレ等、設備をこしらえておりまして、発災時等で必要に応じて、この地域の皆様と防災の視点から協力体制をしいていくと。また、これも、先ほどの警察機関のお話ではないんですけれども、有事のときのみではなくて、平時のときから、どういったときに、地域の皆様と、今後、また児童相談所という業務をより丁寧に理解していただくための対話を重ねていくというところは、開設後もしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 御丁寧にありがとうございます。まず、近隣の方とのしっかりとした御理解、ここが大事かなというふうに思っております。私も代表質問で質問させていただきました。本当に今回の児童相談所の設置に当たっては、本当に区の大きな英断があったというふうに思っております。非常に評価をしているところでございます。立地的にも、改めて各委員から聞かせていただいた中で、本当に最高の場所ではないかなというふうにも思っております。

私も、ちょっと機会があつて、児童相談所の視察をさせていただきました。もちろん、建

物自体はすごく整備されて、すごく新しいですからきれいで、そしてデザイン性にも、あまり奇抜じゃなくてというか、わりと地味な中でも、本当に温かみのある造りになっているのではないかなというふうに思っております。

中のいろんなお部屋も案内されまして、課長等からいろいろお話をさせていただきました。幾つか私もすばらしいなと思う点はあるんですが、一つ、私が目についた中では、職員の事務室というんですかね、お部屋が非常に大きくというか、机と椅子が非常に多く並んでいる。準備段階でしたから。いわゆる職員の体制が非常に充実をしているなど、聞いておりましたけれども、60人ですか、30人、40人ぐらいでしたかね、あるというふうに予算でも聞いておりますけれども、その先頭に、今はまだ準備担当部長ということで、準備担当ということになっていますが、最早、それを取って、児童相談所長と言ってもいいではないかというふうに思うんですけれども。

職員さんの体制で、今の部長さんも非常に能力が高くて、経験も豊かで、まずはそうした頼れる部長さんが先頭に立っているということ自体が安心なんですけれども、そこで働く職員の人たち、いろんな専門性を有するところもあるというふうに聞いておりますけれども、その辺の専門性の弁護士さんとかいろいろ士業の方の御協力もあったというふうに思いますけれども、職員の体制は、どのような形で、この職員の募集のんですかね、どの辺にポイントを置いて、どういう形で集めたのかと。私が見た中では、非常にすばらしい専門性を持った方々がたくさん配置されているというふうに思ったので、そういった職員の、部長を含めてなんですけれども、どのようにすばらしい職員を集めたのか、ちょっと気になったので教えてください……。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 ただいまの委員からの開設に向けた児童相談所の職員というところについてというところでございます。

まず、人数体制というところでは、これまでもお示しをさせていただいております、児童相談所運営計画というところにおきましては、全体の人数のところは81人というふうにお示ししておるところですが、今般の委員の皆様からもお話、御指摘ございましたように、児童相談の児童虐待対応件数が非常に伸びているというところも併せまして、その人数体制はさらに厚みのあるところで令和7年度はスタートできるというような見込みを持って準備をしているところでございます。

また、今、お話がありました、担当部長を含め、いわゆる外部人材を登用していくという

ようなところのポイントでございますけれども、本区といたしましては、まず一つは、非常に豊かな実務経験のある職員、特に児童相談所の判断が本当に一瞬一瞬でその情勢が変わったりですとか、お子さんの安全が脅かされるというような可能性もある業務でございます。そのところで、適切な判断が取れるというところでございますと、一つには、経験が豊かであること、それから本区のこうした地域特性に合った、非常に教育に関して力をかけているという保護者の方が多いでありますとか、非常にコンパクトながら大変地域がしっかりしているというようなところもありまして、そういった文京区のところで児童相談所をつくるというときに、そこでぜひ力を出してみたいというような職員の方がこれまでの採用のところでは有為な方に手を挙げていただいているというところがございます。

ただ、一番大切なところは、開設に向けまして、その全体がチームとなって、区の児童相談所をさらにこれからよいものにしていくというところは、まさしく今、委員おっしゃっていただきましたとおり、児童相談所長を中心といたしまして、チーム体制を構築していくというところを、一丸となってつくってまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。チーム一丸となってという、本当に、ぜひ期待をしたいというふうに思っております。

また、先ほど来の御質疑もありましたが、こちらの本部というか、子家センとの連携とかも非常に大切だというふうに思っていますが、これは大体、定例会的なものがあると聞いていますが、どのような形でやっていくんですか。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 児童相談所と先ほど来もお話がありました子ども家庭支援センターとの適切な連携というところでは、一つは、お子さんを児童虐待に関する疑いのある段階のところからの合同協議というようなところは、その事案が発生したところからオンタイムで、先ほど御紹介いたしました、同時会議システムを用いた会議というのは随時行ってまいりたいと考えてございます。

もう一つは、子ども家庭支援センターが主催いたします要保護児童地域対策協議会の個別対応ケース会議というようなところも、これは併せて、シビックセンターにある子ども家庭支援センター、それから私ども、新しくできる区の児童相談所の職員が共に密接に連携しながら、また、これ子家センと児童相談所だけではなくて、子どもに関する関係機関ということも適時お話の中に入れていただきまして、子どものための最善の利益を守る、このチー

ム体制というところをつくってまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。聞くところによると、ここも、ここからあそこの児童相談所、富坂警察の裏ですけれども、そんな遠くない距離なんですけれども、会議も非常に効率よくやるために、WEB会議をやるというふうにも聞いておりまして、本当にそういった設備もしっかりしたのを確認させていただきました。ぜひ、期待をしたいというふうに思っております。

最後に、もう実際には、中で職員が入って、事前にもう準備スタートということで動いていると聞いておりますが、最後に、開設に向けてまでの間に、今の準備状況がありましたら教えていただきたい。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 開設の4月まで時間がかなり迫っているところでございますが、ただいまの準備状況といいますと、一つは、この一時保護の部分につきましての東京都からの受託状況というところでございますけれども、これは委員会で御報告申し上げました、もともとの児童相談所、私どもの区の児童相談所の一時保護所の定員は、10名のところ、この半分の5名というところを上限とした都からの受託というところを行っておるところですが、今現在もこの上限の5名というところのお子さんたちが一時保護のところ、私ども、受託をしながら、職員がその支援を進めているというところでございます。

もう一つは、今の東京都児童相談センターへ複数の職員が島をつくって、今、児童相談所の具体的なケースの引継ぎというところを、今、ラストスパートで引継ぎを行っておるところでございますが、今後、いわゆる都児相で持っている紙も含めた書類を全て、私ども、厳重に保管しまして、こちらに移送するというようなところは、今月末にそれを行っていくというところをもちまして、いわゆるケースの中身、あるいは書類というところの引継ぎが完了するというところでございます。

そこで4月の新体制、区として新しい事業を行っていくというところに関しましては、先ほど非常に迅速な対応も必要だということを申し上げましたけれども、一方で、この様々な出身、様々な児童相談所から経験を持つ職員が集まってくれておりますので、文京区の児童相談所はどのようにしていくべきかというところは、常に所長を中心として、しっかりと対話を重ねながら、かつ、急ぐときは急ぐという、非常にこれからまた様々な対応が考えられるところではあるんですが、1件1件を丁寧にチームとして見ていきたいと考えてござい

ます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。よく分かりました。非常に頼もしいなと思って、聞かせていただきました。本当にこの職員体制、マンパワー、ほかも大切ですがけれども、ぜひ一丸となって取り組んで、もう事実上始まっているというふうに思っております。何かひょっとしたら、今、ちょっとこういう問題があるのかなと、ひょっとしたらあるかもしれないと思って聞いたんですけども、このままスタートしていただいて、そしてまた始まって、1年、2年、3年、4年たっていった中で、またこれが足りない、これをもう少し増やしたい、ここを変えたい等々ありましたら、ぜひ遠慮なく言っていただいて、大手を振って応援をさせていただきたいと思いますので、とにかく部長は、私の、数少ないこの職員の中でも大学の先輩でもありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

（「ちょっと委員長、関連」と言う人あり）

○松平委員長 関連、高山泰三委員。

○高山（泰）委員 すみません、同じ会派で関連でちょっと奇異なんですけど、今回の児童相談所については、私、とても近所に住んでいるものですから、ちょっと一言、言わせていただきたいと思っています。

まず、児童相談所が都から来て、文京区のあるところにできるというふうになったときに、本当の地元中の地元で、基本的に文京区の人、品のいい人が多いので、別に反対するとかということはないけれども、率直に言って、地元からは不安の声というか、心配の声というか、そういったものがなかったわけじゃないんですね。それなのに、本当にこの前任の方も、前々任の方も、皆さんが物すごい丁寧にやってくださって、そのおかげで今があるんじゃないかなというふうにまず思っています。

それで、その点について、地元の対応ということについては、心から感謝したいと思っています。地元中の地元で、私なんかよりも、向かいの品田先生とか、今、離席していますけど、白石先生とか、本当に地元に入り込んで、いろんな意見を聞いて、丁寧に連携してということの、そういう先輩方の努力の賜物なのかなというふうに思っております、感謝したいということが一言申し上げたかったことです。

それから、私も視察させていただきまして、子家センと遠いじゃないかみたいな話、物理的に離れているので心配だという話もありましたけれども、あれだけテレビで24時間つながってれば安心だろうということと、それから、職員の皆様が本当に真剣に研修してもらっ

ているところも見ました。真面目でありがたいんだけど、で、期待も高いんだけど、逆に、期待が高くてすごいと言われているだけに、だからミスしちゃいけないとか、100点取らなきゃいけないとかということで、かえって、せっかく育ってきた職員さんが離職されたりということが一番怖いので、逆にもうね、議会としては、一人一人は80点とか70点でもいいけど、トータルとして事故が起きないようにすればいいことだけですので、そういったことで、職員さんと適切な緊張関係の中で、緊張があり過ぎると疲れちゃうと思うので、適切な緊張感の中で、いい仕事をさせていただきたいというのが私からのお願いです。

以上です。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 今のお話、委員からございました、区の児童相談所をここまで開設準備を進めていくところでの地域の皆様の御理解であったり、御協力のところをしっかりと私どもでも感じながら、これから進めていくというところにつきましてと、あと、委員からもお話がありました、一人一人の児童福祉司、児童心理司、あるいはその関係の専門職というところが、先ほどもDX関係の御答弁でも申し上げましたけれども、いかに自分自身が自信を持ってケースワークに当たれるかというところ、これは広域の都道府県児相からも聞いておりますのが、私どももそうなんです、この県の、あるいは東京都の児童相談所も若い職員の方が非常に多いと。児童相談所で働くということは分かった上で、今ここにいるので、仕事が大変なのはいいんだけど、一番つらいのは、周りに相談しようと思ったときに、先輩たちがみんな外に出てしまって、聞ける人がいませんというようなところを非常に聞くところでございます。

その上で、区の児童相談所におきましては、人員体制の配置に厚みを持たせるということもそうですし、いかにケースワーカー自身が孤立感を感じないように、困ったことがあったら、相談した上でチームで対応するんだよというようなところは、今、児童相談所開設準備担当部長からも職員のほう一人一人とお話をしながら進めてまいっておるところですので、今、お話頂戴したところをしっかりと刻みながら、開設に向けて、さらに準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 先ほどの山本委員の発言には、個人情報が含まれている可能性がありますので、後ほど発言内容を確認の上、個人情報が含まれていた場合には、当該部分を削除したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、豪一委員。

○豪一委員 まず、221ページですね、6番、私立保育園運営補助費なんですけれども、7年度は、運営費の補助、障害のグループホームのところでも言ったんですけれども、文京区で何かその施設だとか投資する場合に、やっぱり家賃という固定費が高いので、そこが足かせになると。今回も、文京区、手厚くしっかりとその辺を補助してくれていることはありがたいんですけども、加配が条件になっていたりするということですよ。もちろん、それは文京区らしい保育の質の向上ということで、それは私は文京区らしくていいと思ったんですけれども、早速、まだ7年度になってないんですけれども、説明会をやった保育園から私の下に、いろんな自治体、それぞれ補助金の活用の仕方は、多少柔軟にいろいろやっているところなんですけれども、加配は自分のところでも努力しているから、やはり直接的に賃料だとか運営、ランニングコストのほうに支援をしていただきたいという声が寄せられたんですよ。まだやっていないことですから、1年間様子を見たり、トライアンドエラーでやるべきだと私は思っているんですけれども、令和7年度やっていく上で、しっかりと各私立保育園だとかの意見だとかを聞いて、例えば令和8年度にはまた事業予算を検討し直したり、そういうことをしっかりと取り入れていただけるかという意味確認もちょっとお伺いしたいです。

○松平委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 人件費部分についての補助というところでございまして、手厚い職員の配置につきましては、保育の質の向上に寄与するもので、重要な取組であるというのは、区としても認識しているところでございます。

お寄せいただいた事業者様の御意見等についても、貴重な意見として承りたいと考えてございます。

しかしながら、手厚い職員配置につきましては、そもそも雇用すべき保育士の人材確保といったような課題もございまして、様々な切り口、取組が考えられるところでございます。私どもといたしましては、それらの取組につきましては、今後も他自治体とほかの取組等も研究してまいりながら、支援のあり方について、継続して検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。他自治体の研究もとっても大事だと思いますので、ぜひ

前向きな文京区で、保育所が保育の質の向上と、あと、今後も長期で見て運営がしやすいような補助を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、137ページ、国保年金課のことなんですけど、今、外国人が増えている中で、我々はもう大学卒業と同時ぐらいに年金なんかも払っているという中で、外国人もこの国に、文京区とかに転入してくると、そこから年金、いただける金額は違うとしても、年金を払っていけば、将来年金をもらえると。文京区はそういう福祉がとても充実しているということも、外国人にすごい好評だということは存じております。

年金に入った加入のときの初めの年金の仕組みなんか、多言語化してあり、説明も十分してあって分かりやすいんですけども、その後來る請求書に対して、多言語化されてないんですよ。うちにも来ているからちょっと一応確認したんですけど。そうすると、せっかく初めでは、これ年金だけじゃなくて、健康保険もそうなんですけど、初めは、ああ、分かった、なるほど、多言語化してあってよく分かるなんだけれど、請求書だけばーんと日本語で送られてくると、それが置き去りになって、もちろん国内では外国人の保険加入だとか年金もいろいろと賛否両論ございますので、今の外国人転入者の、もし分かれば、要は年金の加入率、しっかりと皆さん転入した人は年金にちゃんと入ってくれたのかという数字が分かれば、それをお伺いしたいのと、その辺の請求書に対する多言語化について、ちょっと区の見解をお伺いします。

○松平委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 まず、外国人の方の加入率、すみません、ちょっと今すぐ手元に資料が、数字がないんですけども、確かに外国の方、母国のほうに国民年金に相当するものですか、国民皆保険、国民健康保険に相当する制度をお持ちでない国から転入されてこられた方は、なかなか、まず制度の理解が進むまでにちょっとお時間がかかるということは認識しております。

外国人の方への御案内としましては、外国人の方向けの別途別刷りの多言語化されたチラシというものを同封させていただくなどの対応は現在も行っております。

また、区内の大学などに一定の人数で、大勢で転入される場合などは、その学校の日本人スタッフの方に御同行いただいて、制度を御説明いただくなど、そういった対応をできる限り工夫をしているところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。私の身近な方も、払う気はあるんですけども、初めこの

請求書だけが、私たちに来るような日本語のやつしか来ないんで、初めに来たときは、では年金払うぞとって、多言語化してあるのがすごいあれ役に立って、分かるんだけど、その後の請求書が日本人に来ると同じやつだったので、結構見落とししたりする機会があるので、その辺もうちょっと、今後、もし、確認していただいて多言語化できてなかったら、していただければと思います。

それと、これはちょっと聞いた話で、私も確認していきたくて、ちょっと気になったんですけど、これこんなところで言うのも、どうしようかな、国民年金事務所が、あ、では以上です。

○松平委員長 答弁はありますか。はい、後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 まず、年金の請求書の書式に関しましては、国のほう、日本年金機構のほうで定められた書式がございまして、区のほうでそれを変更するといったことはできないんですけども、区のほうでの工夫としまして、区がオリジナルに作成した外国語版の説明の補足のツールといったようなものは、可能な範囲で御提供しているところでございます。

○松平委員長 それでは、最後、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 225ページ、学童保育事業、育成室のおやつ代について、公平性の観点から自己負担と総括で答弁でございましたが、私はその考えには反対です。同様に保育を必要とする子どもの施設である保育園では、おやつが出ることに不公平との声はないですよ。私は、育成の補食は子どもの健康維持に欠かせないものであり、また各家庭の判断で、うちの子は食べさせませんと簡単に言えるものではありませんから、当然、1万円の保育料に含めるべきと考えますが、答弁以外に何か御意見があればお伺いしたいと思います。

○松平委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 副委員長の御見解も理解できるところあるんですが、区としては、育成室に通室をしていない児童、例えば待機をしている御家庭ですとか、あとはランドセル来館でお越しにいただいている児童との公平性の観点から、現時点では考えていないところでございます。

この点につきまして、現場の職員ともちょっと協議をしたんですが、育成室ごとにお子様の好みですとか、あとは購入先が変わるため、なかなかその金額を一律にすることも難しいというお話も現場のほうでは出ております。

ただ一方で、おやつ代も含めて、保育料を徴収している自治体も幾つかございますので、そういったところにつきましては、他の自治体の事例等も調査して、研究は今後も重ねてま

いりたいというふうに考えております。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 そうですね、保育料1万円というところもぜひ考えまして、他区とのバランスについて御研究いただきたいなと思います。

次に、昨年8月に文京区の保育施設で起きた性犯罪についてなんですけれども、221ページ、17番、保育施設指導事業に少し触れさせていただきます。その後、こどもの権利擁護について、229ページの権利条例や231ページ、児童相談所についてお伺いします。

—————（削除部分）被告、文京区で勤務していた保育園のトイレで、4歳の男子に対する不同意わいせつで逮捕され、2024年12月13日に東京地裁初公判があり、起訴内容を認めています。

本件の被害と別の保護者の方から逮捕の前に、保育施設で我が子が被害に遭ったと区に報告がありますよね。当該保育者から御承諾いただいた上で申し上げますが、昨年11月18日に出された検証等聞き取り調査を求めるといった内容の区民の声に対して、文京区としては、その事実認定には至っていない。不適切保育の防止を研究すると回答しておりますが、厚労省、保育士による性暴力等の防止に関する基本的な指針によると、その他の事実確認等に関する留意事項として、刑事裁判または民事裁判の事件記録等の活用といったような記載があり、今、報道されている情報から事実として認定し、つまり文京区内で複数の犯罪が起きているといったところを推測して、十分な検証を行うべきではないか、お伺いしたいと思います。

私が心配しているのは、これもしかすると、明るみに出てない余罪がまだあって、今も子どもたちが心の傷を負っている、そんなおそれはないでしょうか。

まずは、本件の区の認識と報道されている件について、区が公表しない理由をお伺いします。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こどもの権利の部分、関係ありますので、私のほうから御答弁いたします。

お話のあった事件につきましては、報道を通じて区でも把握しているところでございます。ただ、警察を通じて報道された情報以上に申し上げることはございません。

保育の現場においては、不適切保育が生じないように、関係する各課において、こども家庭庁が示している保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

を踏まえた対応を徹底し、子どもの最善の利益を配慮して、子どもを安心して預けられる体制の強化を進めております。

また、現在進めております、（仮称）こどもの権利に関する条例におきましても、性加害を含む虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止について規定し、不適切保育を許さない環境づくりを進めているところでございます。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 今、御答弁いただきましたが、こどもの権利条例制定を前に、悪質な性犯罪者による個別事案と片づけないでいただきたいということを申し上げたいんですね。文京区として公表して、しっかり対策をすることが、子どもの最善の利益につながってくるのではないかと。

この――（削除部分）被告による加害の件というのは、余罪がありまして、被害のあった墨田区では、再発防止検討委員会を立ち上げ、職員研修や、園の死角を減らすといったような工事を行う。保育記録カメラを導入するといったような対策を公開しております。

本区として、再発防止の検証はどのように行われ、今、安心して預けられる体制という御答弁がありましたけれども、来年度の予算でどのような対策を検討しているか、教えてください。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 不適切保育等があった場合の公表等につきましては、その内容等を考慮した上で、判断していくことが求められると考えてございます。被害に遭われるおそれのある児童の方のプライバシーの保護であったり、その被害者やその家族の特定につながるものが一にもないように、慎重な判断が求められるものだと考えてございます。

また、警察においても、こういった中身を報道発表する際には、犯罪抑止の観点とともに、被害者の人権とか当該施設に与える影響など総合的な観点で公表内容を決定していると認識しております。警察ともこういった場合には協議をして、警察法の内容を踏まえた対応を行うことが適切であるというふうに考えてございます。

こういった性犯罪を防ぐ取組といたしましては、もう基本的なところになりますが、職員同士がお互いのことをしっかり把握したりとか、物理的な障害、障壁をなくすことで、保育室内に死角をつくらないようにするとか、あと、今お話ししました、カメラとかそういったところに関しても、職員の動きを確認することができて、職員を守る効果も期待される場所もありますので、職場の理解等も配慮しながら検討を進めていくものと考えてございます。

また、実際に被害があった場合に、そういった関係者の方のお声としては、事業主や警察に相談するのはとても勇気が要るというようなところで聞いてございます。各所管でも、相談フォームなどを用意して、気になることがあったら、ためらわずに声を上げてもらうような取組を進めているところでございます。

このような取組を通じまして、子どもを安心して預けられるような体制の強化を進めていくところでございます。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知いたしました。性犯罪が起こる4つの壁ということで、動機の壁、内的な壁、それから外的な壁、ハード面の整備みたいなところですね。それから、被害者の抵抗と。これが破られたときに犯罪が起こるといったところで、基本的なこととしては、研修とかいうところは分かるんですけども、実際に起こらない、カメラという御答弁もいただきましたけれども、これはもう早急にやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

それを進めていくに当たって、229ページの18番、子どもの権利条例制定のところ、子どもの最善の利益を第一に考えていくといったところは当然のことで、これまでもやってきたところだと思うんですけども、条例化するに当たって、既に行われている事業をどのように点検していくのか、点検するのか、しないのか含めまして、どういったように捉えていくのかといったところをお伺いします。

それから、231ページの児童相談所の子どもの権利擁護の体制についてもお伺いいたしますが、児童相談所が設置されますと、今、取り上げたのを一例にいたしますが、家庭以外の子どもの人権侵害事案に対して、独立した立場でどういったような支援を行っていくのか、教えてください。

○松平委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 （仮称）こどもの権利に関する条例に関しましては、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止ということで、ただいまの素案の中では、誰でもあってもそういったことは行ってはいけないということ。それから、区、保護者、その他皆さんで早期発見、防止に努めるものとする。それから、区は、そういった権利侵害を受けた子どもを適切かつ迅速に救済するために、関連各機関と連携し、必要な支援を行うものということで、掲げてございます。

こういった中身をしっかりと具体的な対応に結びつけられるように、各課でこの条文を踏

まえて、体制を組んでいくものと考えてございます。

○松平委員長 佐藤児童相談所開設準備室長。

○佐藤児童相談所開設準備室長 ただいまの子どもの権利の擁護と関するところにつきましての児童相談所の今後の展開というところでございますけれども、児童相談所の、まず1つ、相談業務というところでいきますと、児童福祉法あるいは児童虐待防止法に規定されております、この保護者のところの、保護者といいますのが、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものというところでの保護者の方における児童虐待であるとか、そのおそれ等に関する御相談、またはその他の保護者の方からの御相談をお受けするというところが基本となっておりますというところでございます。

ただ、児童相談所、先ほど副委員長からもお話がありましたように、お子さんに関する様々な御相談をお受けするところというところでありますので、類似のお話の御相談があったような場合には、しっかりと私どもの専門職が聞き取りを行いまして、関係課また関係機関と共に検討した上で、適切につなげていくこと。

また、お子さん御本人の様々な心理的な部分での例えばケアが必要となってくるような場合、これは、例えば医療機関等の助言等も必要になってくるかと思うんですが、先ほどの児童相談所の部分で、職員のほうも私ども非常勤ではありますが、医師等の体制というものもしっかり体制として組んでございますので、こういった必要な指導、必要な援助というところ、児童相談所としてもお子さんのほうを適切にケアしていく体制を取ってまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 はい、分かりました。こどもの権利条例、それから児童相談所の開設に際しては、心より、子どもの権利擁護の体制がより強化されるといったところを期待しております。今、正念場として奔走していただいている皆さんには、心より敬意を表したいと思っておりますし、引き続き、子どもが苦しむことがないように、厳しい目で見守らせていただきたいなと思っております。

以上です。

○松平委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 恐れ入ります、先ほど豪一委員からの御質問で、外国人の方の国民年金加入に関するお尋ねがございました。

文京区内に転入される外国人の中で、どのくらいの方が国民年金で、どのくらいの方が厚

生年金かといったような数字のほうは、ちょっと区としては持ち合わせていないんですけれども、国民年金に加入される方の中で、日本人の方と外国人の方の比率で申しますと、日本人の方が約4割、外国人の方が約6割となっております。

以上です。

○松平委員長 以上で、5款民生費の4項児童福祉費から6項国民年金費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、6款衛生費の質疑に入ります。

事項別明細書の236ページから255ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、6款を御説明いたします。

236ページを御覧ください。

6款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費14億9,631万5,000円でございます。

240ページをお開きください。

2目生活衛生事業費4,614万7,000円、6番、ネズミ・衛生害虫駆除対策、実績見込みによる減でございます。

242ページをお開きください。

3目保健予防事業費37億5,669万9,000円。245ページの6番、予防接種の(1)定期予防接種、コロナ定期接種による増でございます。

248ページをお開きください。

4目障害者総合支援事業費13億544万1,000円。251ページの4番、重層的支援体制整備事業、地域活動支援センター事業の組替えによる増でございます。

250ページを御覧ください。

5目保健サービスセンター管理費5,092万5,000円、1番、保健サービスセンター管理運営費、改修等基礎調査委託の実施による増でございます。

252ページをお開きください。

2項公害保健費、1目公害健康被害補償費4億3,805万7,000円、1番、公害健康被害認定及び給付事務の(6)給付事務等電算処理、機器入替えの終了による減でございます。

6款の説明は、以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 委員長、ありがとうございます。

私は、241ページの生活衛生事業費の環境衛生監視並び指導ですね。

今、大塚や本駒込などで民泊についての非常に住民からの不安の声があります。平成30年6月に、住宅民泊事業法、いわゆる民泊新法が施行されました。端的に申し上げれば、これは、これまで厳しい規制を緩く、参入障壁を下げましょうというわけです。その主な理由とされるのが、東京オリンピック・パラリンピックの開催時に国内外から来られる、いわゆる人々、インバウンド需要の宿泊施設不足を補う目的で、戸建ての1室やマンション等、宿泊施設として貸し出すビジネスが、仲介サイトの増加とともに増えました。

しかし、真面目に運営されている方もたくさんいらっしゃいます。その一方で、投資目的、それから利用者の実態も運営任せになって、結果、不安視する近隣の住民の方がいるというのもこれまた事実です。

主なトラブルとして、セキュリティの問題、そして騒音、ごみ出しの問題とされていますし、実際新法の施行後は、運営者の急増に合わせて苦情件数も大幅に全国的に増加しております。お隣の新宿区では、新宿区民泊問題対応協議会となる会議体を設けて、トラブルへの対応と、今後どうしていくかなど、様々な議論が行われているそうです。私は、すみません、ちょっとそれ参加したことがないので。

一方、本事業は、許可制ではなく、届出制のため、提出する書類に不備がなく、また使用する建物にも容積率等批判が見られない場合などは、その要件を満たしていれば、その運営自体を止めるということは行政として難しいという事実も理解はしております。この件について、区の見解と今後の対応についての御答弁を求めます。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 今、御指摘のとおり、民泊につきましては、住宅宿泊事業法という法律にのっとって、運営をされているところでございます。したがって、区といたしましては、民泊の届出を受理する際につきましては、その法令にのっとり対応にはなりますが、実際、民泊を運営された中で苦情等がやっぱり区にも寄せられております。

また、約束事で実際民泊を運営する事業者につきましては、24時間365日対応する連絡先を掲示するという事にもなっております。実際、区民の方からいろいろな御意見をいただく中で、区のほうで確認させていただくと、連絡先が変わっていたなんていう事例も多々

ありますので、それらにつきましては、保健所が1件1件丁寧に事業者と対応し、地域の方と連携して今後も対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、真面目に運営されている方がやっぱりたくさんいらっしゃる一方、その運営を圧迫するようなこともなかなか難しいと思います。ただ、やはりルールとして開業が可能でも、お住まいのその近くの住民の方からすれば、その民泊自体がその場所にできなければ、さきに述べたような苦情や不安というのが発生しなかったであろうというのも、これもまた事実、現実なんです。ですから、区としては、運営開始後もしっかりと区民の声に耳を傾けて、運営者に対して、しっかり適切な指導を今後も継続して行っていくということもしていただきたいと思いますをお願いします。

それから、すみません、これ端的に、245ページの予防接種について、ちょっとお聞きしたいんですが、私も、私の妻ももう50過ぎていまして、様々な区から予防接種、乳がんですとか、それから高校生なんかのお子さんはHPVのワクチンとか、様々な接種の券が来ますが、いろんな時期にいろんなものが来るんですけど、あれ一緒に全部送れないんですかという、ちょっと御提案なんです、郵送費もかなりかかっていると思うんですが、様々、ばらばら。事業費が、様々、補助金なんかがあって、そのときごとにというのもあるかもしれないんですけど、受け取るほうからすると、ばらばらに来るのを1回で送ってくれて、その中全部見てくださいといったほうが、いいような気がするんですが、いかがでしょう。

○松平委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 予防接種の郵送についての御質問ですが、それぞれの接種年齢に合わせて、時期に合わせて送っております。高齢者の方々にも、今回もばらばらに来るところがあったりするかもしれないんですが、満年齢で打てるものであったり、年度で打てるものがあったりというところで、様々ございますので、あまり早く送り過ぎると、早く打ってしまって、間違い接種ということも起こり得ますので、必要な時期に、適切な時期に送るよう努めているところでございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 分かりました。そういう事情があるんです。なかなか、もらうほうからすると、あれ、何か昨日、おととい来たのに、また違う接種が来たみたいな、同じ内容が私と妻と別々の郵送で来るとか、50過ぎると、何か胃がん検診とかですね、これ一緒に送って

ればいいじゃないみたいな、胃がん検診がちよっと忘れちゃったんですけど、何か郵便代もったいないじゃんってちよっと感じることはあったので、分かりました、そういうことであれば、それぞれの年齢とか送るタイミングというのも違うというのがよく分かりましたので、分かりました。ありがとうございます。今後も適切に運営に努めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○松平委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 238ページ、239ページにあります災害時の医療救護活動について、お伺いいたします。

これまでも質問させていただきましたし、また、代表質問でも取り上げさせていただきましたこともあります。でも、もう10年以上前の話になるわけでしてね。そこで、文京区の災害医療体制の充実がどの程度進展しているかといった点につきまして、お伺いしたいと思います。

既に質問したこともあるというわけですので、これまでの質問に対しての区のお答えというのはあらかじめ言うておきますね。大規模災害に備えて、医療物資の常備を進めますと。あと、医療救護訓練も実施しますと。で、情報連絡体制の確立を目指す等々ですね、ハード・ソフト両面からの災害医療体制の充実を図るということになっていると。また、関係機関との協議を進め、二次保健医療圏を中心とする広域的な連携体制を検討すると。そうしたお答えはいただいております。

そこで、この間の進捗状況をお伺いしたいのですが、災害時医療救護活動ガイドラインがありますよね、東京都の災害医療協議会における検討を踏まえて、その協議会報告や東京都が実際に行っている地域防災計画に基づいて、大規模災害発生時におけるフェーズごとの医療救護活動について、標準的な事項を整理して、その方針を示したものですが、このガイドラインで示された方針に基づきながら、文京区も具体的な災害時の医療体制について検討を深め、さらには医療圏における調整が進められたはずであります。

令和6年には、このガイドライン自体が、能登半島地震を経て、新たに付け加えられた教訓であったり、東京都の総合防災訓練や、図上訓練の検証結果を踏まえて、第3版という形で改定がなされております。この点も踏まえて、文京区にとっての災害時の医療救護活動における課題は、大きくでいいです、課題は現状何であるのかと、改めてお聞かせください。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 災害時における医療救護の文京区の課題ということですが、まず1点は、災害時における拠点病院に設置するはずの救急医療救護所、これの設置がなかなか進んでい

ないというところが一つ上げられます。

そこにつきましては、実は、平成29年4月に、順天堂医院とは災害時における緊急医療救護所の開設に関する協定ということを経ばせていただいておりますが、その後、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、ちょっとここについての対応が少し止まってしまったという事実がございます。

その後、令和5年度に、コロナは5類に移行するというのもございまして、令和6年度に入りまして、緊急医療救護所で、先行的に進んでいる自治体、あるいは本区の中の拠点病院に行われているような防災訓練にも、区の職員が参加、見学させていただいて、一定程度イメージというものをつかんできました。

令和7年度予算におきましては、そういったところを踏まえまして、1か所分だけなんですけれども、緊急医療救護所の備品等々の予算を計上させていただいているところでございます。

なお、区内には5つの災害拠点病院がございますので、そこにつきましては、順天堂医院につきましては、少しずつ前に進めていくという形になります。残りの4病院につきましても、なかなか災害医療救護所そのものが発災時における拠点病院の運営に大きく関わるというところもございまして、考え方が病院でいろいろ温度差があるというところもございまして、そういったところにつきましては、丁寧に協議検討を重ねながら、今後も緊急医療救護所の整備について取り組んでいきたいといったところでございます。

なお、大きな課題といたしましては、やはり文京区につきましては、医療のことにしましては、大きな病院が多いということもございまして、なかなか文京区単位では収まらないといったところがあると思います。千代田区や台東区からの方も大きな病院にやってくる。その人たちが地域の避難所のほうにできるだけ行かなくても済むようなことを、二次医療圏の病院と一緒に連携をして、協議をして対応したいというふうに考えているところでございます。

なお、実際、病院の区間とか、あるいは避難所から病院への搬送なんかにつきましても、ちょっとなかなかまだ課題検討の中だといったところでございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ありがとうございます。いろいろ課題の整理という形で進んでいるのは理解いたしました。

で、今回の予算ですね、2,370万2,000円ですか、これ、10年前はそれこそ800万円ぐらい

でしたので、いつもよりつけられているかなという数字なんですけれども、今、お聞きした範囲だと、緊急医療救護所の備品という、それだけなのかな、それだけなのかという点と、災害時の医療救護活動についての予算ですから、喫緊の課題であるということなんですよ。医療救護体制の確立という意味合いにおいては、まだまだ十分じゃないということはあるわけですので、今回の事業概要というのはそれだけなのか、具体的な取組についてあればお示しください。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 こちらの予算につきましては、備品のほかにも、例えばトリアージ研修だとかいった、日々、災害に向けた様々な研修や取組についての予算を計上させていただいてございます。これは、やはり10年前と比べると、少しずつ費目も増えておりますし、やることも増えてきてございますので、全てが備品のためということではございません。

その中に、一番大きいところとしては、EMISといいまして、国と都が今推奨しています広域災害・救急医療情報システム、こちらについての整備費も入ってございます。その中で、いろんな、様々な取組をしていきたいと考えているところでございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ありがとうございます。2つ大きなポイントがあると思うんですけど、まず1つ目ですね、懸案だった緊急医療救護所の設置に向けては、順天堂さんを含めて、ようやく具体的に備品を用意するところまで来たというのは、ようやく筋道が見えたという話だということですね。

皆さん、ちょっと知ってほしいんですけど、何でどんどん進まないんだという話ですよ、これ。実際、災害拠点病院側と文京区の間で、立場の違いによる認識の違いも正直あると思います。緊急医療救護所も災害拠点病院側にすれば、重症患者に専念しなくちゃならないんだから、うちとは。災害急性期の72時間は、もう勘弁してくれというのが本音なんだと思うんですね。トリアージと軽症患者の処置については、もう文京区が主導して、医師会を中心になるなりして、災害拠点病院側としては、別に緊急医療救護所は設置してくださいって、そういう話なんですよ、これ。

台東区のように、区立病院を抱えていれば別なんですけど、文京区にそれ運営を求められても難しいんですよ。だからこそ、これまでも災害拠点病院に対して、何とか敷地内に緊急医療救護所を設置することは可能なのかということ、緊急医療救護所の運営は対応してくれませんかというふうにして、一生懸命問い合わせしてきたわけなんです。お互いにそっちが

やれということで、一步も立ち行かないという話になるわけなんですけれども、ある意味、ちゃんとこの話合いに応じてくれたのは、もう順天堂さんだけですからね。言いたかないですけど、東大なんて要求ばかりですからね。

かといって、これで一つめどがたちそうだというだけでは、終われないんですね。この緊急医療救護所についての文京区のスタンス、もう見切りをつけて、何か別の方法もしなきゃいけないというふうにも多分迫られていると思うんですけど、こっちは何かありますか。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 ただ、実際、大病院がある種ランドマーク的に文京区のほうが建っていますから、災害が発生した際につきましては、当然、被災者の方、特にけが人の方については、区民、区民以外を問わず、殺到することは考えられますので、まずは病院と実際そういったところの具体的な状況を共有しながら、対応を検討していきたいと。中には、自分たちの敷地の中に設置してもいいよというような意見を言ってくれる病院も幾つか出始めておりますので、そういったところから一つ一つやっていって、最終的には文京区に5つの病院に設置していければなというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ありがとうございます。

もう一点、あれですね、ようやくEMISについての議論が進み、具体的な検討が行われるようで、安心しましたけど、まだまだこれ本当、道半ばですよ。EMISって何かというと、限られた医療資源と実際に被災した区民の医療需要、このバランスをどうすれば取ることができるかという視点になります。

思い出してほしいんですけど、30年前の阪神・淡路大震災ですね、私自身も父方の親戚一同みんな神戸に住んでいましたので、実家も全壊したという経験を持っているわけなんですけど、そのときは現在のように災害時の初期医療体制が全然確立してなかったということもあるんですけど、何よりも医療機関のお互いの情報が、行政への情報発信といった共通のツールがなかったということが致命的で、お互い隣で何をやっているか分からないままだったわけなんです。その結果、その需要と資源のアンバランスが発生して、より大きな不均衡がさらにより壊滅的な結果をもたらすということになってしまったわけなんです。こうした背景から、広域災害救急医療情報システム、いわゆるEMISが構築されたわけなんです。

そこで、文京区におけるEMISによる情報収集体制がどうなっているかという、まだ端

緒なんですよという話なんだろうけど、お聞きしたいんですけれども、文京区の災害対策本部の役割として、図上訓練等々、今までも訓練を行われて、東京都が示しているモデルケースとあってあるんですけど、区内の災害の状況を確認を行って、災害医療連携病院と、まさに文京区がそこと連携しながら、傷病者の対応を行うとあるわけなんです。そうすると、区内の災害状況を東京都に報告して、さらに区内の災害医療連携病院における傷病者の情報を確認して、医療資源の配分、傷病者の搬送調整等も、医療対策拠点と連携して行うと。

ところが、文字どおりで確認するならば、文京区には、いわゆる災害拠点連携病院に該当するものがないじゃないですか。拠点病院はあるんですけど、連携病院がない。そうすると、まさに文京区が施設の状況や受入れ可能な患者数などの情報をリアルタイムで把握しなくてはいけないということになるわけで、何としてもEMISによる情報収集体制の構築が必要じゃないかと思うわけなんですけれども、文京区では、ほかと進んでいる部分もかなりあって、避難所医療救護所ごとに医療救護班が張りついているという、これ医師会さんの協力もあるわけなんですけれども、これ、これからちゃんと体制を一応組むことができているというのは、本当、文京区ぐらいで、すばらしいんですけれども、ただし、そこに情報が入ってくるとなると、そこからその際、傷病者の情報を入力することになると、その入力には、パスワードとかIDが必要になるという話になって、それは文京区の場合、保健所に割り振られているわけで、それをどう起動させるかという具体的な話になってくると思うんですね。もう発災後直ちにその有効活用ができるように備えておく必要に迫られているわけなんです。

文京区としても、多分、これまでも話があって、災害医療コーディネーターの先生を中心に対応されているとは思いますが、現状、そのEMISの状況についてどうなっているか、お知らせください。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 現行、EMISと文京区のシステムについては、人による入力という形が今の対応になります。なので、文京区のシステムの中で集めた情報につきましては、保健衛生部の職員が随時リアルタイムで、逆にEMISの端末の中に入力をしていって、それによって東京都との連携を図るとというのが現状でございます。

なお、連携病院につきましては、たしか文京区にも幾つかあったと思いますので、そこは確認させていただいて、後ほど御回答させていただければと思います。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 では、保健所の職員の方がそれぞれの避難所のところに張りつくという認

識でいいの。

○松平委員長 渡邊危機管理室長。

○渡邊危機管理室長 避難所の医療救護所につきましては、基本的には区の職員で、保健所の職員ではありません。また、避難所の医療救護所からEMISに直接アクセスするという体制を取れておりませんので、避難所のシステムは、区のほうで災害情報システムのほうに入力をして、その災害情報システムを参照して、本庁において、防災センターないしは本庁の中において保健所の職員がEMISに再入力するという手順になるかというふうに考えてございます。もしかしたら、すみません、若干、EMISについては私も詳しくないので、補足があるかもしれません。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 本来であれば、EMISね、救護所ごとに設置することもできるんですね。文京区の体制自体がどう進むかということもあるので、できるんだから全部ばらまいてやればという、その人員の配置もありますし、そう簡単ではないというのは分かっていますので、できることですので、御検討いただければと思います。

EMISですけど、これ東日本もそうですし、阪神淡路もそうだったんですけども、それぞれの医療機関ですね、救護所ごとにそれぞれ目の前に患者が来るわけですよ。そこに対応している人たちは、本当に自らが最後の砦という決意でベストを尽くそうとするでしょう。目の前の患者さんがいれば、もうそれに当たりっきりになるわけね。それが阪神・淡路大震災では、後日検証するとどうなったかという、被災地内の病院、医師1人当たりの患者における対応数が、1桁しか診ることはありませんでしたというお医者さんから、もう3桁ね、何百人と診ましたというふうにして、物すごいばらつきが出てしまったわけですね。

これを避けたいんですね。皆さん一人一人が全員助けたいという医師の思いとは別に、情報のあるなしでこうしたアンバランスを生み出してしまったわけでありまして。このことを教訓として持っているわけで、だからこそ日本における防災計画の最上位計画である防災基本計画に記されている3本柱に掲げられています。災害拠点病院の整備と、今、皆さん知ようになったDMATですね、DMATの教育研修の推進、そして広域災害・救急医療情報システム、EMISによる情報収集ですので、ぜひとも、文京区としても、災害対応力の強化に向けて力を注いでほしいと思います。

最後にというか、ちょっともう一つ聞きたいんですけども、こうした急性期、目の前に患者がいるという、そのタイミングにおける医療救護活動の体制づくりについては、10年前

に比べれば、それでも着実に進展しているものと考えております。でも、まだ道半ばではありませんけど。

一方で、急性期以降のことを意識しなきゃいけないわけですね、衛生士さんにしては特に。避難生活が長期化した場合、医療救護活動に加えて、被災者に対する健康管理、あるいは感染症の予防等の防疫対策や、避難所の衛生管理など、これはまさに文京区を中心に保健衛生活動を推進していかなければなりません。保健所やその関係機関と連携して、避難所等での健康相談、あるいは感染症の流行状況を踏まえた予防接種の実施なども推進していくことになるわけですが、こうした災害時の公衆衛生活動の強化については、今後、力を入れていかなきゃならないはずなんです。

今現在、全国的な被災地支援の仕組みとして、厚生労働省の研究班において、災害発生初期から長期にわたって公衆衛生的な活動を行う、公衆衛生版のDMATね、災害支援・公衆衛生チームなどの支援組織の創設について、まだまだ検討が進められている状況ですけど、災害時のその公衆衛生の重要性が、これは特に、阪神よりも東日本大震災、長期化したのでね、改めて浮き彫りになったわけでありまして、文京区の避難所における公衆衛生の維持管理の在り方について、改めてお聞かせください。

○松平委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 まず最初に、EMISのことについて、追加で御説明をさせていただきます。

EMISにつきましては、私が文京区の災害医療コーディネーターでございます。区中央部の災害医療コーディネーターでございます日本医科大学を中心に、毎年、EMISを用いた災害対応訓練を実施しております。その中に、文京区内の医療機関も参加されていて、そのEMISにモデルで入力をして、それを保健所が把握して、必要な情報を流していくというような形での訓練も続けておりますので、EMISについては、まだまだ習熟をしなくてはいけないと考えておりますが、今後、きちんと整理をしていきたいと考えております。

今、お話のありました公衆衛生活動におけるDMAT版ということで、厚生労働省ではDHEATという形で話をしております。DHEATという形で、よく一般的に災害時医療体制で出てくるのは、保健師の派遣という形で、避難所の健康管理であったり、被災地での在宅避難をされている方たちへの巡回健康診断、健康相談という形で対応していますけれども、DHEATは、これは受入れ側あるいは支援側というふうに区別をして、それぞれの課題をきちんと整理をして、マニュアルを作っているところでございます。

能登半島地震におきましても、全国の保健所からDHEATという形で、保健所長を中心に派遣をされ、その被災地での保健所活動の支援という形で、いろいろな実践をしているところがございます。

私ども、急性期を過ぎた後は、災害関連死を防ぐ、避難所での健康管理を徹底するということを大きな目標にしておりますので、その目標に向けて実践を積んでいきたいと考えております。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 先ほどの災害支援病院の件でございますが、大変失礼いたしました。文京区のほうで確かかないということでございますが、台東区等々と、当然、第二次医療圏ということで連携をさせていただいてございますので、拠点病院につきましては、そういったところとの連携もしながら、様々な訓練、あるいは検討していただきたいというふうにこちらでも言われてございますので、そういったところで取り組んでいきたいというふうに考えているところがございます。大変失礼いたしました。

○松平委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 避難所における感染症対策についてですが、区民には平時より感染対策についての啓発を行ってまいりたいと思いますし、被災時にはさらに、被災者、職員を含む関係者に対して、せきエチケットやマスクの着用、手指衛生、換気等の実施等、衛生活動についても引き続き徹底していきたいと思っております。

また、日本環境感染学会の感染制御マニュアルや手引等も参考にしながら、有事に備えておく必要があると認識しております。

日本環境衛生学会のほうでは、DICTという、disaster infection control assistance teamという、避難所の感染症に特化した、災害時のチームもできておりますので、そちらのほうとも、いざというときには調整しながら対応していくことになるかと思えます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 EMIS、こんなに進んでいるのは心強い限りですよ。本当に、国と都とちゃんとパイプを持っていらっしゃる部長のおかげだと思います。ありがとうございます。

で、区民の安心安全の確保に向けて、災害時の対応ね、この医療救護活動につきまして、よく言われますけど、これ想定外でしたでは済まされないということなんですね。そのことをしっかりと強く心にとめて、今まさに平時である今だからこそ、対応を進めることができ

るということは、本当にこれは幸運なわけなんです。今できることがあるということですから、その認識でもって全力で前に進めていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 では、岡崎委員。

○岡崎委員 245ページの11番のがん検診なんですけれども、予算を見ますと、今年度より約8,000万円増額になっておりますけれども、その要因はどのあたりにあるんでしょう。

○松平委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 昨年に比べまして、実績見込みなんですけど、がん検診の受診見込者数を毎年出すんですが、それが実績で少し上向いていると。それで、今回、先月行われました総務区民委員会で補正予算のところでも、令和6年度のがん検診の受診者数が伸びておりますので、それと連動して、7年度のほうも実施見込みが増えたということで、予算のほうも少し増やしております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。実績見込みというか、受診率が上がっているということは非常に素晴らしいことだと思いますし、何か主要事業を見ますと、勸奨はがきを出すというようなことが書いてありましたけれども、その辺はどんな形で出すんでしょう。

○松平委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 勸奨はがきですが、昨年の6月なんですけど、今までがん検診を受ける方にそれぞればらばらに、先ほどの高山委員のあれじゃないんですけど、ばらばらに受診券を発送していたんですね。それだけですと、やはりなかなか皆さん御覧いただけないということで、受診券のまとめて発送というのはちょっとなかなか難しいんですが、はがきで、あなたが今年度1年間に受診できるがん検診はこれとこれとこれですよというのを一覧にしたものを送らせていただきました。そういった形で、皆さん、こういった検診も受けられるんだということで、かなり皆さん関心を持っていただいて、予約を入れていただいたという状況でございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。確かに、さっき高山委員がばらばらに送ってくると。確かに、一覧で出てくれば、今年はこうなんだというのが分かれば、また受診率の向上にもつながると思いますし、またそういった形で取り組んでいただければと思いますけれども、本当に言うまでもないですけども、早期に発見、早期治療、先日も西村議員がああ若さで御逝去さ

れたのは、本当に残念でありますし、本当に御冥福を心からお祈り申し上げるところでございますけれども、やはりこういったがん対策というのも大事なことになってまいりますので、今後とも引き続き御努力をよろしくお願いいたします。

次に、それに関連しまして、247ページのがん対策関係経費なんですけれども、来年度から若年がん患者さんの在宅療養支援というのを始めるということで、患者本人さんや御家族の負担軽減という意味では、本当にありがたい事業だなと思うんですけれども、この対象者がもう回復の見込みがない状態になってしまったときに限るとあるんですけど、もうちょっと柔軟というのも変なんですけど、いわゆるがんに罹患して在宅で介護が必要な方という方もいらっしゃると思うんですけれども、そこまで宣告がない方でも支援してもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょう。

○松平委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 確かにそういったお声もないことはないんですが、今回、こちらの事業を行うに当たりましては、東京都の包括事業補助金のほうを活用させていただいております。それで現在、40歳未満で介護保険の適用されない方が末期がんで在宅で居宅の介護サービスとかを受けるときに、1割の負担で受けられるということですので、これを例えば、末期がんじゃないというのを、範囲を広げたとしたら、逆に今度、介護保険適用になっている40歳以上の方でも、介護保険でもやっぱり末期がんの方というふうに決められていますので、そこもやっぱり、ではこちらのほうでカバーするとなると、なかなかやっぱり財政負担的なところもありますし、人数も、対象者も増えるということですので、とりあえずこちらですね、東京都の補助を活用した形となりますので、それに合わせた方針でいきたいと考えております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 なるほど。介護保険との適用との関係というのものもあるでしょうし、そういった意味では仕方ないのかなとも思うんですけれども、今後、東京都の意向も含めて、御検討いただければというふうに思います。

東京都の、いわゆるウィッグ購入費用の助成も、本当にありがたく利用されている方が多いと思うんですけれども、東京都が来年度から、いわゆるがん患者だけでなく、円形脱毛症なども方もこの助成の対象にするというような方針を出されているそうなんですけど、文京区はどうなんでしょうか。

○松平委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 今回、東京都のほうが、2月、予算概要を発表して、それで私どもも知ったところでございますが、今までがん患者に対してのこういったアピアランスケアということで事業を実施していたところに、今度、がん患者以外の疾病あるいは外傷等で、そういった方も対象になるというふうに、その補助の範囲を拡充したというところでございますが、文京区のほうでは、取りあえず令和7年度につきましては、がん患者以外の方の取扱いについて整理がまだできていない関係もございまして、ちょっとそちらのほうは見送りということと考えております。

それで、がん患者につきましても、今まで1回の申請で1品目しか申請できなかったところが、1回の申請で、例えば10万円の上限額までだったら、2品目でも3品目でも合算して申請できるようになったと。そういうところが改正されましたので、そういったところは現行の中で十分対応できていけると思いますので、こちらについては、がん患者のところは少し拡充ということでやらせていただこうと思っています。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。そういった意味では、拡充されるということでもありますので、合算できるようになったということではね。そういった意味では、さらに進めていっていただければと思いますけれども、さっき言った、令和7年度はもうね、いわゆる円形脱毛症とかそういった方の費用助成というのはなかなか難しいと思うんですけれども、今後、研究また検討していただいて、令和8年度以降、そういった形でなるようでしたら、ぜひともお取組のほどよろしく願いいたします。

○松平委員長 では、浅田委員。

○浅田委員 私は、241ページの5番、建築物等衛生監視というところで、ちょっと防災の関係でたまたまなんですけど、貯水槽を見学する機会があって、いや、これはちょっと大変じゃないかなと思ったので質問させていただきます。

これは、水道法によって、10立方メートル以上の貯水槽については、年に1回の定期点検と清掃が義務付けられているということなんですけれども、区として、この管理、指導はどのように行われているのかということ。

それから、これは民間のマンションの場合もありますが、公的機関もあろうかと思うんですが、この対応はどうなっているのかということ。

あわせて、対象はどれぐらいあるのかというのが分かれば、教えてください。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 今、御指摘いただきました10トン以上の受水槽、貯水槽につきましては、水道法によりまして、まず設置をする際に保健所に届けを出すことということになってございますので、文京区に設置をされている10トン以上の受水槽、貯水槽については、保健所のほうで全て把握をさせていただいております。

また、廃止のときも速やかに廃止をするということになってございますので、そこについても手順をしっかりしていただくということで、把握をしているところでございます。

委員御指摘の法定に定められています点検及び清掃に関しては、実際それを実施いたしますと、実施報告書というのがやはり保健所のほうに提出をされるといった形になってございますので、区の方といたしましては、年間出てきた実施報告書を確認しながら、まだ報告書の出てこない施設につきましては、こちらとしても早くまず報告書を出してください、もしまだ実施をしてないということであれば、必ず年度内には実施をするようにということでの督促等もさせていただいているところでございます。

また、公的な施設につきましては、学校等もそうですけれども、こちらについても同じ対応でございますので、やはり10トン以上の貯水槽等を設置する場合には、保健所の届出を出していただきますし、定期的な清掃点検もやっていただきます。また、保健所に対する報告書も出していただくという形で、民間と同じ管理をさせていただいているところでございます。

あと、対象になりますのが、10トン以上の受水槽につきましては、区内には544施設あるといったところでございます。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。それで、これ怠った場合は、どのような対応になるのかということなんですよね。ちょっと私が見たのは、大きさはちょっと分からないんですけども、やっぱり率直に言って、どう表現したらいいのか分からないぐらい、水槽の中というのが、2年、3年たつと、はっきり言って汚いですよね。よくこれで人間、水飲んでいるなと思うぐらい汚れている場合もありましたよね。で、その怠った場合、どういう対応するのかということ。

それから、540の件数があるんですけども、中には、報告がない場合もあるかと思うんです。これ、義務で、処罰等はないと聞いていますけれども、でも指導は強めていただきたいなというのはあります。

だから、報告がない場合、どのような対応になるのかということと、それからもう一点は、

今、10トンという話がありましたけれども、東京都の場合は、都条例として東京都小規模貯水槽、水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例と。東京都は独自に、これ5立方メートルの基準でもって対応していますよね、しているんです。こういう場合は、文京区としてはどのような対応になるのか。お願いいたします。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、先ほど申し上げたとおり、報告がなければ、何度でも保健所のほうから報告書を出してくださいという督促をさせていただきますし、やってなければ、しっかりやってくださいと指導、しつこく何度でもやらせていただくといった形になりますので、必ずやっていただくといったことと考えているところでございます。

また、10トン未満のところ、委員の御指摘の都条例ですけれども、こちらにつきましては、町村及び自治法に基づき、小規模貯水槽水道等の衛生管理に関する事務を東京都に委託した市限定で適用される条例というつくりになっております。

23区につきましては、水道法にのっとり、10トンというところで貯水槽、受水槽を管理しているところでございます。ただ、区といたしましては、10トン未満であったとしても、区民の方から苦情相談があった場合につきましては、保健所のほうで個別対応させていただいてございます。場合によっては、現地に行って施設の所有者、オーナーに水道法にのっとりた管理をしていただきたいということの依頼、アドバイスはさせていただいたところでございます。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 さっきも言いましたように、ぜひ、要請があったら、区として指導は強めていただきたいと思います。この検査もきちんと資格がある事業者さんが行うというふうになっていきますので、ぜひその点はよろしくお願いいたします。

以上です。

○松平委員長 では、石沢委員。

○石沢委員 私からは、先ほどちょっと質疑があった、民泊のことについて、私からもちょっと御質問させていただきます。

それで、私の下にも、その民泊、ホテルのことで相談が入っておりまして、ただ、そこは確かに民泊や旅館業などができる商業地区なんですけれども、ただ、一步入ると住宅地ということで、そういったところの方から非常に大きな、たくさんの不安が出ているというのは、私の下にも届いているところです。

そこで、最初にお伺いしたいのは、過去3年間の新規のホテル件数、新たに造られたホテルの件数、それから過去3年間の苦情の件数、それからもう一つは、直近の新規ホテル数、それからこれに対する苦情数、もう一つ、民泊の件数と、それから苦情の件数、これをそれぞれ教えていただけますでしょうか。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、過去3年間で新たに開業したホテル、旅館については、区内では5件となっております。

また、そこに対する苦情の件数でございますが、既に営業されているホテルにおける過去3年間の苦情は7件という形になってございます。

次に、逆に、民泊、過去3年間で開始した民泊でございますが、これは195件、そのうちもう既に2件は廃止をしているといったところでございます。あと、過去3年間にとそういう形になってございます。

また、民泊に対する苦情ということですが、既に運営を開始している民泊については、過去3年間で30件ほど苦情としていただいているところでございます。

現在、民泊の総数ということですが、民泊の総数につきましては、259件運営されているといったところでございます。

以上です。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 ごめんなさい、直近のこの1年くらいですね、何件か保健所のほうにも届出が来ていると思うんですけども、ホテルです。ホテルの苦情の件数、意見とか申出があると思うんですけども、その件数もちょうと教えていただけますか。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 直近1年間でホテルに関する苦情というところにつきましては、令和6年度では4件ほど、ホテルについての苦情があります。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうすると、今年に入ってから、そういう意見の申出とかそういうものというのは全くないんでしょうか。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 既に運営されているホテルということであれば、先ほど申し上げた4件になります。ただ、まだホテルは開業していないけれども、計画として地域にホテルをやり

ますよということで公示してあるものの案件については、それぞれ意見書という形で出てきているところがございますので、意見書あるいはその他区民の声等々を含めると35件。ただ、こちらにつきましては、まだホテルとしては運営されていないといったところがございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 ありがとうございます。最近、開業しますよということで届出を出されて、それに対する意見書というのが35件出ていると。ただ、過去を振り返ってみると、5件、新規ホテルの件数というのがあるけれど、それについての苦情というのは、特になかったということですよ。

（「4件だけ」と言う人あり）

○石沢委員 4件だけでしたということですね、分かりました。

ですから、やはり最近のホテルの開業というのが、これまでと状況が少し変わってきているんじゃないかなというふうに私、推察するんですね。やっぱり造られる場所とか、こんなところにホテルができるのみたいなね、そういうことも含めての、やっぱりいろんな意見というのが、実態としては保健所に結構入ってきているということなのではないかなというふうに私、今、聞いていて思います。

それで、やっぱり法律では、こうしたホテル、それから民泊なんかは、かなり規制が緩和されてきていて、どんどん新たに造られているというような状況があって、先ほど課長さんから250件、今、民泊は区内にあるということも確認できました。ただ、こうしたことと、それからこれから開設するというような施設のことについては、やっぱり近隣の住民からも不安の声が寄せられておまして、ある方なんかは、酔った観光客がベランダに出て大騒ぎをするのではないかとか、あとそれから、ベランダからやっぱりたばこのポイ捨てなんかをされたら困ると、こういうような近隣の住民からのそういう心配の声なんかも寄せられているところですよ。

それから、最近は、フロントのないホテルというものも、やっぱり規制緩和によって造られるような状況になってきていますけれども、こうしたフロントがないということについても、火事のとくにすぐに駆けつけられるのか不安だとか、それから24時間の苦情に、受け付けてくれるのか心配だと、こういうような声なんかも届いているところですよ。

それで、やっぱりこうした住民の声に応えた行政の対応が求められるかなというふうに思います。旅館・ホテル業のいわば入り口になっている保健所として、こうした文京区の住民の住環境を心配する声とかもあるんですけども、そういった心配に寄り添うような対応を

取っていただきたいなというふうに思うんですけども、その点については、いかがでしょうか。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、ホテル・旅館に関してですけども、こちらにつきましては、旅館業法という中で、当然、許可の要件というのが決められてございますので、我々としては、それにのっとった形で許可はしていきますけれども、その上で、今回、説明会で寄せられた、区民の方のいろんな御不安だとか、いろいろな思いだとかということにつきましては、我々を介してちゃんと事業者のほうにもお伝えさせていただいています。

我々も、単純に許可して、はい、終わりということではなくて、許可して、運営していく際に、先ほど出た、例えば夜騒ぐのではないかとか、あるいはごみ捨て、たばこのポイ捨ての心配が来ているということにつきましては、我々としても、事業者のほうに説明させていただいてございますし、事業者のほうにもそのところは十分配慮した形で、利用者やお客さんに対しても、そういったところはしっかり周知をしていただいて、しっかり運営をしてほしいといったところをお願いしているところでございます。

また、駆けつけ10分ということで、先ほど出ました、ICTを代用して、フロントの代わりにできるということにつきましては、国が制度を認めてしまっているところはございます。なので、文京区といたしましては、常にいつでも駆けつけてこられるようなところをしっかりと設置をしてくださいと。しかも、徒歩10分圏内に置いてくださいということで、文京区としてはお願いをしているところでございますので、そういったところで、少しでも区民の方の心配をなくしつつ、事業者のほうにも御協力をいただきながら、適切なホテル運営をしていただきたいというふうに業者等を指導しているところでございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 今の法律の中でできることを、保健所としてはやっけていただいているということは、よく分かりました。本当に法律が、やっぱり規制緩和ということで、どんどんそういった形で、民泊やフロントのないホテルなんかできてきていると。それで、最初は、住居として届け出られていたものが、がらっとホテルとして開業するというようなことをやろうとしているという事例も聞いているところでは、そういうことも区内ではあるということも聞いております。

ですから、そういった点では、保健所だけではなくて、やっぱり建築指導課さんですとか、そういったほかの区の部門課と連携した対応ということが求められてきている局面にも今入

ってきているのかなというふうにも思います。

だから、そういった課題が生じてきているということは、指摘しておきたいですし、さらに文京区は、8,720戸空家があると、こういうふうにも言われているわけでありまして、こうした空家が民泊になる可能性だってまだあるわけですから、そういった点では引き続き、区としては、今、おっしゃっていただいたような対応なんかをやっていただきながら、やっぱり議会としても考えていなければならない対応というのはあるというふうに思いますので、私はそういったことも意見表明として申し上げて、この質問を終わりとさせていただきます。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 建築指導課等との連携につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、新築物件を活用したというところもありますので、もう既に密に連携させていただいてございますので、情報共有をしながら適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 それでは、品田委員。

○品田委員 私は、245ページのがん検診ですね。文京の保健を分析して、先ほどから勧奨はがきも出して受診率を上げてくださっているのは、重々承知をしています。

まず、乳がん検診については、8,000人台ですね、38を超えない、40%を超えない受診率。で、子宮がん検診もやっと40%、でも前後という感じですかね。胃がん検診は、2,000人台ですかね、胃の内視鏡検査が7,800人、大腸がんもそれぞれ数字が示されているんですが、私の気になっているのは、やはり早期発見された人数でちょっと多い、乳がんが20人前後、胃のがんが20人前後、それから大腸がんが30人前後と、検診をするたびにがんが、ステージは分かりませんが、発見されているということで、早期治療につながっているのかなというふうに思っていて、この3つの検診についても、さらに受診率を上げていただきたい。

それから、男性の発症が多いのは、前立腺がんも加えていただきたいということ。男性は、肺がん、大腸がん、胃がん、膵臓がん、肝臓がん、女性が大腸がん、肺がん、膵臓がん、乳がん、胃がんという順番にがんが示されて、順位が上がっています。男性の前立腺がんも加えてほしいということを要望するのと同時に、乳がん検診については、前もお話ししたんですけど、マンモグラフィーのみで、日本人は高濃度乳腺の割合が多いということは前から知られていて、エコー検査も一緒にやると発見が早いというふうに言われていますが、今のところマンモグラフィーが2年に1回ということですかね。ここはもう少し拡大していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 今、ちょっと委員、おっしゃられた2つの検査についてなんですが、まず男性の前立腺がん、東京都のデータでも、男性のがんでの死亡率では確かに前立腺がんが一番多いというふうに伺っております。ただ、こちらの前立腺がんは、これまでも申し上げてきましたとおり、対策型検診、自治体が住民向けに行う検診ですね、この中では、国からは推奨されていないんです。というのは、この検査を受けることによって、死亡率が減少したという科学的な証拠というか、エビデンスですかね、こういったことが、確認が、効果的なエビデンスが得られていないという状況ですので、国のほうは、住民向けの検診としては、乳がん、子宮がん、大腸がん、胃がん、肺がん、この5つの検診ということで現在認めておりますので、この前立腺がんにつきましては、認められていないので、区としても、現在のところは実施する予定はございません。

それからあと、乳がんの現在マンモグラフィーで実施しているところに、エコー検査も加えてはいかかということなんですが、このエコー検査につきましても、やはり対策型検診の中では認められていないという状況がございますので、こちらについても現時点では区としても導入する考えはございません。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 いつもそういうお答えなんですけど、がんの死亡率をゼロにするというアウトカムから考えると、そうかもしれません。しかし、発症ということに関しては、男性は前立腺がんの発症が多い、それから乳がんについても発症が多いというデータもあるので、早期発見、早期治療という観点から、私はやっていただきたいなというふうに要望しています。なくなるまでいなくても、死亡率を減らすということのアウトカムはそうかもしれませんけど、発症を検知して治すということが大事だし、前立腺がんのほうは7区ぐらい今やっているのかな、やっているところもありますので、御検討をよろしくお願いします。

○松平委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 乳がん検診の超音波検査については、全国的にJ-STARTという形で、超音波検査による死亡率減少についての調査研究が進められております。結果が出るのは、恐らく死亡率を指標にしておりますので、非常に長い時間がかかるかと思えます。ですので、超音波検査については、もしも国が示す指針の中に示されればすぐにでも実施はいたしますけど、現時点での状況ということで、御理解をいただければと存じます。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 御答弁ありがとうございます。御検討をよろしく申し上げます。

もう一つ、249ページの乳幼児健診ですね。4か月、6か月、9か月、1歳半、3歳児ということになっていますが、こども家庭庁のほうは、全国に5歳児健診を進めていこうということで、ぜひ5歳児健診を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○松平委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 委員の御指摘のとおり、5歳児健診につきましては、各自治体のほうで努力義務という形でお話をいただいているところで、2028年の段階で、日本全国で実施することを望まれているというのは認識しているところでございます。

一方で、5歳児健診という形になってきますと、会場の問題、それからあと、今回の場合になってくると、医師というところが非常にキーポイントになるのかなというふうに思っているところです。精神が今回の部分は重要なポイントになってきて、その精神を診れる専門医というのが日本全国で200人程度しかいないというのが現状です。

そういった中で、文京区だけフルでというのは、なかなか難しいというところもありますし、診るだけなので、その後の支援というところもやっぱり考えていかなければならないというところがございます。そうした場合に、やっぱり教育センター、それからあと幼児保育課とも今後の対策について検討していかなければならないと思いますので、もう少しお時間をいただければというふうに思っているところでございます。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 両方とも時間がかかるということですが、ぜひ御検討をよろしく申し上げます。以上です。

○松平委員長 それでは、山本委員。

○山本委員 241ページの環境衛生監視というところだそうですが、もう既に議論が何人かの委員から出ています。いわゆる民泊の件でございます。

まず、ちょっと今、石沢委員の質疑を聞いて、数字がちょっと私、間違えちゃうといけない。もう一回ちょっとおさらいで聞きたいんですけど、今現在、文京区内にある民泊営業をされている件数は何件あるのかと、あと、国の規制緩和の中で、各自治体でいろんな条例ができていますけれども、もうこれ既にかなり前に条例は文京区でもつくったと認識していますが、ちょっと改めて文京区の特徴ですね、文京区の条例の他区に比べての特徴をちょっとまず教えていただきたいと思います。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、本日時点ですけれども、区内で運営をされている民泊については、259か所になります。

あと、民泊条例の文京区が一番の特徴といたしましては、一部、運営日数に対して制限をかけられる地域を設定しているといったところが、文京区の特徴という形になります。具体的な制限といたしましては、該当する地域につきましては、金曜日の午後から日曜日の午前中までしか民泊の活用はできないといったところになっているところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 あと、地区も教えてくれますか、はっきりと。何地区。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 文京区の民泊の中で制限がかかっている地区でございますけれども、まず1つが、文京区の都市計画法の中における第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居専用地域、第二種住居及び準工業地域と、あと東京都の文教地区建築条例の中に規定がある第一種文教地区、第二種文教地区、この地域となっているところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。文教地区をちょっと聞きたかったんですけれども、そのほかにも第一種、第二種ということであるということでございます。ただ、この文教地区というのは、文京区だからね、漢字は違うんですけれども、文教という意味でいくと、例えば何かイメージ的に学校や病院の近くもそうなるんじゃないかというふうに思う方もおられると思うんですけれども、これ地区ということであって、用途地域でいうと、いわゆる商業地区は対象外になっているということで、例えば学校の近くも今、割と大通りに面したとしても、明らかに商業地区になっているんですが、実態としては住居が多いという中であるかというふうに思っております。

ちょっと前後しちゃうんですけど、さっき数字を教えてもらって確認をしました259件、大体でいいんですけど、地域別分布図って分かりますかね。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 ちょっとこれは肌感で大変恐縮なんですけれども、比較的千駄木エリアとか、京成スカイライナー沿いが比較的多いというふうなイメージを持っているところがございます。

（「千駄木とどこ」と言う人あり）

○中島生活衛生課長 千駄木、界限ですから、あとは根津とかあの辺もだんだん増えてきているという印象はあります。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。分かりました。結局、やっぱり区民の、特に近隣住民の皆様が幾つか懸念がね、そういった民泊ができると、いろんな懸念が出てくるかというふうに思います。私もその気持ちも理解はいたします。

事業者にとっては、もちろん法律にのっとって、また条例にのっとってという形で進めなくてはいけないということは大前提でございますけれども、例えばこの民泊について、届出制になっているというふうに聞いているんですけれども、この届出制に際して、区から承認番号を付与するというか、つけるということを聞いているんですが、この承認番号、例えば出すことができないような事例や場合があるのか、考えられるのか。その辺、ちょっと事例があったら教えて……。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、番号につきましては、基本的に民泊の申込みというのは、国が使ったシステムを使います。国がつくったシステムを経由して、民泊の申込みを各自治体に行います。そのときにシステムで自動的に番号が振られるという形になります。

それで、我々としては、例えば民泊の申請が来た中で、実際あればですけども、申請を保留する場合というのが幾つか既にあります。

一つは、例えばマンションなんかでやっている場合に、例えば管理組合の許可が取れていないとか、あるいは居住型、要するにそこで住んでいて、空き部屋を貸していますよという形で申請をされているんですけども、ちょっとお話を聞くと、生活の根拠は別にありそうだと。その話をちょっと理由を聞いても、ちょっと合理的な説明がない場合とか、当然、設備要件で台所、浴槽、便所、あとは洗面設備等々が整ってない場合というのもございますし、あとは、最近ちょっとあるのが、届出の方が外国居住の外国人であって、なかなか連絡が取れそうもない。何か緊急的なことが起きたときに、なかなか連絡が取れそうもないといったところにつきましては、一度、申請を保留させていただいて、ちょっと御対応をお願いするといったところで、そういう事例が幾つか出てきているといったところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。そうすると、承認番号のほうは、ある意味機械的な形で国から来ましたと。で、私がいつも、よくね、建築紛争とかなるときには、必ず事前に確認申請を区

に出したときでしょう、出して、いろいろやり取りがあって、そうすると、今の話だと、国のほうで付与された番号をチェックして、当該自治体がチェックをして、それで問題ないかどうかを調べるということでございますね。

また、例えば事業者によっては、事前に区のほうに相談をしたり、指導を仰ぎながら進めるような場合もあるかと思えますけれども、今の話だと、かなり区のほうで最終的な決定をするに当たっての指導力というか、権利がかなり強いなということが分かりましたので、ぜひ、適切な運営監視をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

私、ちょっといろいろ調べて聞いたところでは、民泊ということで看板を上げてはいけないんだと。あくまでも、例えば賃貸物件だったら賃貸物件で、不動産やいろんなところに情報を提供して、家賃を設定して、入居者を募集して、それでどうしてもだめな場合には、第二の策として、民泊もあり得るよというような部分も聞いたことがありますけれども、そういう中でいったときに、例えば、見るからに、こんな高い家賃の設定で本当に人なんか入るのかねみたいな、これ何か裏があるんじゃないかなみたいな、そういうこともあったりするんじゃないかな。

○松平委員長 それでは、3時となりましたので、委員会審査は一時休憩に入りたいと思います。

では、中島生活衛生課長の答弁から委員会を再開したいと思います。

午後 3時00分 休憩

午後 3時29分 再開

○松平委員長 それでは、時間前ではございますが、委員等皆様おそろいでございますので、委員会を再開いたします。

先ほど開催した理事会におきまして、委員会の今後の進行について協議がなされました。協議の結果、質疑時間について、当初委員長からお示した1人当たりの持ち時間に1分を再配分することが理事会において確認されましたので、御報告をいたします。

それでは、休憩前に引き続きまして質疑を行います。中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 先ほどの山本委員の御質問の中で、恐らく賃貸物件を活用した民泊のことについてのお問合せだと思うんですけれども、基本的には、民泊は原則的に住宅という扱いになります。なので、例えば賃貸物件を活用した場合には、空き住宅を、常に入居者募集をしている中で、部屋が空いていれば、民泊として活用するといったのがベースになります。その際に、当然、民泊として募集をする中には、当然、賃貸物件としての要素が必

要になりますので、当然、賃貸物件ということであれば、賃料等を設定して、それも不動産、あるいは不動産業界の流通に乗せて、入居者を募集するという形になりますけれども、国でも、必ず民泊をする際にはそれをやり続けてくださいということは求められております。

その中で、例えばなんでけど、明らかに地域の相場と比較して高額につけていて、これは明らかに入居者を募集する意図ではないと、制度上やっているということにつきましては、我々としては、そこは正しく入居者を募集している状態ではないということで、認定をさせていただきますので、そういった物件については、民泊はできないといった形になります。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 細かいことは申し上げませんが、いずれにしましても、課長のお話を聞いていますと、やはり文京区、当該自治体はかなり民泊の物件などに対する指導や関わりができると、非常に強い立場にいるんだということが理解できましたので、引き続き地域の皆様の声や意見をよく聞いて、様々な御対応をいただきたいと思います。

否定を私はするわけじゃないんですが、住む方どなたでも住める方は文京区のどこにお住まいになってもよろしいんですけれども、例えば民泊で住んでいる方がそこに住民票を置いてしまったと。住民票って、恐らくどこにでも置けるんだと思うんですね、自分が決めたところであれば。そのときに、近隣の小学校とかに入れる学区域の中に民泊さんができたときに、入ってきた民泊のお客さんというか、入居者が住民票を取ってしまって、子どもを学校に行かせるんだみたいな懸念も、一つなきにしもあらずなんですが、今のこれ、教育のほうになっちゃう。学校の、今ちょうど4月から新年度ですけど、もう既に終わっているはずですが、児童数の調査だとか、学校の指定校の人数の把握を年内にやっているはずなんですけれども、どうでしょうか、これ聞ける内容なのかな、あれなんだけれども、児童が本当にそこに入居しているかというような事前調査を、昔は、駆け込みで割と年度末に転入転出届が出た場合、結構よく調べられたということを聞きますけど、今は、全児童を対象として、そういったことが実態としてあるかどうかというのをやられていると聞いているんですが、それは間違いないでしょうか。

○松平委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 全児童に対して、そういった、今、委員がおっしゃったように、確実に現住所に居住しているかどうかということを義務付けるというようなことは、私は今ちょっと把握はしてございません。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。戻しますが、今回、その住民票ということじゃないんですけども、生活環境が、近隣住民の方にとってみると、変わるということが大きな懸念材料だということも聞いておりますので、ぜひ、文京区を中心に、生活衛生課を中心に、これからも様々な対応をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○松平委員長 それでは、松丸委員。

○松丸委員 私は、249ページの(5)番の産後ケア事業ということで、これは特に昨年の決算委員会の中でも、私も会派として、文京区のそういった産後ケア事業の一翼を担っていく、いわゆる助産師会の方たちがいろんな意味でバックアップして取り組んでいってもらっているんですけども、そういった中で、助産師の人たちの報酬ですよね、これは前回の決算委員会の中では、東京の幾つかのいろんな自治体の例を聞きながら、なかなかちょっとまだ報酬がそれより低いところがあったりとかね、全部ではないですけど、そういうものがあったりして、ぜひ、助産師の方たちの待遇改善というのをしっかり取り組んでいってほしいと、こういう強い要望で決算委員会の上に臨みましたが、その後、今回それがどういうふうになるのか、この予算の中に反映されたのかどうか、ちょっとそこをまずお聞きしたい。

○松平委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 委員の御指摘のとおり、昨年の決算委員会の部分で、助産師の単価の部分についてお尋ねをいただいたところで、他区との差というよりも、むしろ区内のお願いしている業務によって単価が違っていたということがはっきり見えたところがございますので、我々としては、助産師の行う事業に関しましては、同じ金額でやらせていただくというふうな考えまして、他区の事例を合わせながら、今まで金額的に足りないと思われていたところを増額させていただいたところでございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。そういう意味では、待遇改善ということで、スピーディに対応していただいたということは、非常にありがたいなと。また、助産師の方たちも、いろいろと忙しい中、そういう意味では待遇改善されたということは、非常にやりがいというか、使命を持ってさらに頑張っていっていただけたと思うので、これは非常に大事なことかなというふうに思いますので、大変感謝をしております。

と同時に、これは厚生委員会の中でも言いましたけれども、先ほど品田委員も言っていたように、いわゆる5歳児健診、それからあと、これも厚生委員会の中で言った、生後4か月

の、いわゆる産後ケアの壁という、これはどうしても医師の確保だとかいろんなそういう課題が、幾つかハードルがあるんですけども、東京都も、それから今回の令和7年度の東京都の特に5歳児健診なんかは、いわゆる東京都も厚く加算するという部分になっているし、国もこども家庭庁が中心となって、やはり各自治体にぜひ取り組んでいてもらいたいというところで加算している部分もあるので、これはいろんな課題、ハードルはあるんだろうけれども、しっかりとそこは鋭意努力をして取り組んでいていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、もう一つは、ちょうど3月1日から8日までが、女性の健康週間になっているんですね。私ども公明党も、これはいろんな形で、女性の健康週間で、いろんな街頭の中でも、先週の日曜日ですかね、シビック前で街頭なんかやって、そういう啓発運動に取り組みましたけれども、文京区としても、ちょうど11、12、だから昨日、今日と、この1階のアートギャラリーで、女性の健康週間の啓発イベントということで、いろんなイベントを今やっています。例えば骨密度の測定であったりとか、血管年齢測定だとか、乳房触診体験だとか、6つぐらいのイベントをやっているんですけども、今日が最終日なので、11、12と、夜6時までやっているの、この帰りにぜひとも寄ってほしいと思うんですけども。

そういう意味では、非常にこの女性の健康週間ということで、やっぱり啓発イベントをしっかりとやりながら醸成を高めていくということは最も大事だと思うんですけども、そういった中で、いわゆる相談体制ですよ、更年期障害とかそういう相談体制とかそういうものに関しては、どういうふうにフォローされているのか。また、やっているのであれば、どういった声が実際上がってきているのかどうか。その辺はどんな状況なのか、ちょっとお伺いしたい。

○松平委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 私ども、事業を実際に実施してまして、相談ということになりますと、ちょっと別の部署のほうに、同じ保健衛生部ですけど、保健師のいる部署のほうに行ってしまうんですが、ただ、個別具体的などという、相談がもしあれば、サービスセンターとかの地区担当の保健師さんのほうにつないだりとか、そういうのもさせていただいているんですが、どちらかという、私どものほうには、去年も来て、血管年齢測定の数値が悪かったので、今年も受けに来ましたとか、今年はよかったと、そのときに皆さんからこういった生活、食習慣とか改善すると、数値のほうは改善しますよとアドバイスを受けて、そのとおりにやったら、今年もよかったとか、そういったようなお声はいただいておりますけど、具体的個

人の、またそれに対する、例えば女性のホルモンバランスの関係で更年期の御相談とかそういったのは、もし相談があれば、私どもの窓口で一旦受けた上で、また詳しい相談ということで、例えばサービスセンターのほうにつなぐとか、そういったことをさせていただいております。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。具体的に何かそういった窓口を設けてやっているというあれではないと思うんですけど……。

○松平委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 補足になりますけれども、保健サービスセンターのほうでは、健康相談という形で月2回、健康相談をやっております。その中に、骨密度測定というか、そこは有料ではやっているところではあるんですけども、ただ、相談だけに限って言えば、無料で医師の相談も受けることはできますし、あと、日々、地区担当の保健師のほうに御連絡いただければ、御相談に乗ることはいつでも可能な形になっているところでございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。そういう意味では、全く何もやってないということを言っているんじゃないんですけども、女性の健康ということでこういうイベントを設けて、いわゆる女性を、何というのかな、やっていくということは、非常に大事だとともに、併せてそういう相談体制なんかもしっかり、ある意味では充実していけば、より一層ね、特に忙しい、働く女性なんか非常に多いし、そういう人たちの、ある意味では、寄り添うという部分からいくと、より一層大事なのかなというふうに思うので、この辺は今後工夫しながら、せっかくこういったイベントを打って、こうやって啓発のチラシのやっているわけですから、やっぱり文京区としても、そういった女性に対して支援をしている、取組をしているんですよということをアピールする意味でも、やっぱり大事なことだと思うので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

（「ごめんなさい、ちょっと忘れていました、1つ」と言う人あり）

○松平委員長 では、山本委員。

○山本委員 委員長、すみません。

ネズミのところ、民泊の下ですね。代表質問でも申し述べさせていただきました。引き

続き、適切なごみの出し方についての啓発と、今度、併せて、個人住宅を対象とした専門家によるネズミの侵入経路診断等の防除対策事業を拡充していくということでございますけれども、実績は、1月から6月ぐらいまでで、商店街に業者に依頼して駆除事業を行ったということで、非常にこの効果はあったというふうに聞いて、私も理解をしていますが、やはり時間がたつとまた元に戻っていくというようなこともあるということの中で、今後の商店街、また繁華街か、繁華街におけるネズミ駆除対策の事業費、今後どうなっていくのか、ちょっと心配なものですから、ぜひ引き続き拡充をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 ネズミ対策ですが、今回やってみて、2点分かったことがありますて、1点は、やはりごみをそのままにしておくと、一時は減っても、すぐネズミが外から入ってきて戻ってしまうというのが1点です。

もう一点が、結局、ごみがあるところに殺そ剤をまいても、ネズミが殺そ剤を食べないんですね。だから、ごみがいっぱいあるところほど、殺そ剤が残っちゃっていて、事業そのものの効果も薄いということが今回はっきり分かりましたので、まずは地域と協力しながら、またごみ関係の所管と協力しながら、まず地域のごみをしっかりコントロールするような手法をやりたいというふうに考えているところでございます。それをやった上で、再度、例えばネズミの駆除等々をやれば、より効果も高いですし、効果も長く続くというふうに考えてございますので、まずは地域とそここのところの対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 今、気になったのは、ごみのところに殺そ剤をまいても食べないというようなことがあったということが、事業者委託をしているのに、プロに、なぜそんなことになっちゃうのかなというふうに私はびっくりしているんですけども、でも、成果としては、1月から6月は減っているんだから、ではこれは何をやって安定したということなんですか。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 実は、ネズミについては、殺そ剤そのものが、これを食べたら危険だよということをネズミに悟らせないで食べさせるのが殺そ剤になります。結局、食べてこれが危険だと分かっただけじゃ、ネズミは賢いものですから、殺そ剤を食べなくなってしまうんですね。そうすると、ネズミが通常いろいろ補食をしている中に、たまたま殺そ剤があつて、そこを食べる。そうすると、食べたネズミが駆除されるという仕組みになるんですけど、そ

の食べるものにいろいろ選択肢がある中で、殺そ剤一つ置いたとしても、やはり選択肢の一つにしかならないものですから、その選択肢を減らすために、ごみをしっかり管理して、ごみを減らせば、当然食べるものが減りますので、そうすると殺そ剤を自然的にネズミが食べる可能性が非常に高くなるといったところで、ネズミがそれを食べていくと、より効果的にネズミの駆除ができるといったところでございます。

当然、そこにつきましては、今回、専門業者をお願いをしたところではございますけれども、専門業者のほうも同じ見解で、やはりまずはごみをコントロールして、その後で殺そ剤をまけば、より効果も高いですし、一旦ごみがなくなってしまうと、ネズミとしても元に戻ってくるものがほとんどないそうなんです。食べるものがなくなれば、ネズミがもう元には戻ってこないというところもございますので、そういったところをまずは地域でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 殺そ剤ばかりなんですけど、何か仕掛けをやったりとか、もっとほかの防虫対策をやったんじゃないかなと思うんですけども、その成果が上がった6か月のときには。それをまたもっと拡充してやっていただきたいというのが私の意見で。やっぱり繁華街は集積していますので、いろんな飲食店やお店が。かなり、やっぱり見かけることはあります。まちを歩いていてもですね。この間は、たまたま、もう死んでいたというのを見たことがあるんです。だから、そういった殺そ剤だとかそういうのが効いているのかなと思ったんですけども、ぜひ、ここの部分に関しては、今後とも拡充をしていただきたいというふうをお願いをして、終わらせていただきます。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 事業の効果について、私どももやはり一定程度効果があったということは十分理解してございますので、ちょっと地域の方とも御相談させていただきなから、せっかくやったものがまた半年、今回6か月かけてやったんですけど、5か月で戻ってきちゃったという実態がございまして……。

（発言する人あり）

○中島生活衛生課長 それでも恐らくまた、やめてしまうと、そのまま戻ってきてしまうので、そこはちょっとすみません、地域と相談させていただいて、やらせていただきたいと思います。

○松平委員長 ほかは、御質疑よろしいでしょうか。はい。

では、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 先ほどの山本委員の質疑に関連して、ガイドラインで定める民泊に使える家屋としての要件の募集中というところについて、お伺いさせていただきます。

故意に不利な条件を記載している等、募集の意図がない場合、該当しない旨、御答弁がございましたけれども、これが実は隠れみなので、一旦こういったような募集チラシさえ作成して届け出れば、もうそれで見逃されるんだといったような不確かな情報を聞いたことがあるんですけども、これは事実でしょうか。

募集チラシを出したとはいえ、例えば1年たっても空いている、それが複数運営しているけど、みんな空いているよというのであれば、募集意図に疑いがあると言えるのではないかと私は考えます。

区内259件に増加しているということですから、居住環境を守るような人員を配置して、チェックとその事実の記録が必要ではないでしょうか、お伺いします。

○松平委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、委員御指摘のとおり、民泊の申請の際に、区のほうも現に入居者募集をやっているよといったところが分かるような書類を提出いただいて、我々でそれを確認させていただいております。確かにその後、では毎年確認をするかということとはしてございませんけれども、我々としては、日頃、事業者と話をしていく、あるいはやり取りをしていく中で、ちょっと募集が疑われるような事例が仮に発生した場合には、個別に保健所のほうで動いて、事実確認をさせていただいて、もし募集をしていないというところが分かった場合には、業者のほうに募集をするか、あるいは民泊事業をやめるか、そこは選択していただく形になるかと思えます。

なお、仮に募集をして、入居者が入ったとしても、例えばその後民泊をその部屋でやらないということにもならない限りは、廃止する必要はないということに制度上なっておりますので、要は、例えばマンスリーとか年間でお部屋を借りた方がいても、その方がもし出た暁には、そこで民泊をするということであれば、制度上はそのままの対応になります。ただ、そこには民泊ではなくて、マンスリーで借りた方、年間で借りた方がお住まいになっていると。ただ、その方が出た段階で、特に手続があるわけではなく、引き続き民泊の活用ができるという形になってございますので、我々としても、日々のやり取りの中で、ちょっと怪しいとか、これはちょっと不自然じゃないのということが分かった次第で、そのときに我々としては対応させていただいて、事実関係を確認し、それでしっかり対応していき

いというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 はい、分かりました。

○松平委員長 よろしいですか、はい。

以上で、6款衛生費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、7款都市整備費の質疑に入ります。

事項別明細書の254ページから261ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、7款を御説明いたします。

254ページをお開きください。

7款都市整備費、1項都市整備費、1目都市整備総務費4億7,296万8,000円でございます。

256ページをお開きください。

2目都市整備事業費7億5万7,000円、6番、耐震改修促進事業の(5)緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業、実績見込みによる減でございます。

3目市街地再開発費516万5,000円、1番、再開発事業助成、費用便益分析等の委託による増でございます。

258ページをお開きください。

4目住宅対策費3,287万8,000円、住宅マスタープランの見直しの皆減による減でございます。

2項建築費、1目建築指導費2億2,036万4,000円、3番、指定道路図等整備、実績見込みによる減でございます。

7款の説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、高山泰三委員。

○高山（泰）委員 私、再開発、一番の推進派ということで、もっとばんばんね、文京区、やっぱり盛り上げていきたいなということは毎回言っていますので、同じような議論になってしまいますのでやりませんが、やっぱり春日の再開発なんかも、とってもいいものができましたし、そういう人たちの住民税だけでも随分費用便益もよくなっているでしょうし、

反対運動をしていた人、やっぱり謝ったほうがいいと思いますよ、本当。それだけですよ。

で、もう一個言いたいのは、小石川の建ったままというか、あとちょっとで建つんだけど、なかなか建たないマンションがありますよね、大型の。ここから見えている。分かりますかね、一方通行のところの。あそこなんですけれども、近所の人からすると、もちろん反対した人たちからしてみたら、おれたちが止めたぜというものなのかもしれないんですが、現実的に近所の人からしてみたら、やっぱりあの囲いが、もう何年あるのかな、品田さん、何年ある、あれ。何年もあって、それで、本当だったら、あそこの坂が植栽ができて、もうちょっと明るくなるのに、どうなんだろうというところがあって、まあ、最高裁まで決まっちゃったし、解体の説明会も何か開かれたとか何とかという話もあるけれど、やっぱり区役所として何らかその道筋を、骨を拾ってあげるというか、そういったことを何かやってあげる手だてとかないものだろうかというところをちょっとまずお伺いしたい。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 あそこの堀坂のマンションのことだと思いますけれども、長年そういった工事が中断されているという状況でございますけれども、事業者からは、今年度に入って、設計の見直しを行うという方向性をお聞きしているところでございます。

また、近隣の住民の方にも、今後、設計等が方向性が決まってくれば、また説明会を行うということもアナウンスしているというふうに聞いてございます。丁寧にそういった近隣住民の方への対応といったところは、今後もしていくというふうに聞いてございますので、区としましては、その辺を注視しながら、適正な指導といったところは引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 適正な指導ということしか多分ないんでしょうけれども、どうでしょうね、あれ、何か高さが嫌だとか、マンション嫌だとかというような反対運動というものの、ああいう結果になるんだなというのが、私は、結構中立的にいろいろ見ている、住民からしてみたら、率直な意見ですよ。

それで、やっぱりマンション紛争が一時随分話題になったときに、平成26年でしたっけ、絶対高さ制限を入れました。あのときは、やっぱりマンション紛争も多くて、それで紛争の原因が高さなんだ、高さですということで、ではそれを抑えましょうというようなことで高さ制限を入れましたけど、さっきの、あとちょっとで建つマンションのこととも一緒なんですけど、反対する人たちが本当に高さに反対しているというのは、よく考えたほうがいい

など私は常々思っていたんですよ。

そもそも、再開発だったら、再開発自体が嫌だとか、ちょっと嫉妬があつてみたりとか、それからそもそもマンションというものの自体が建つのが嫌なので、ちょうどいい標的として高さというので、みんなで反対運動の中でお手てつないで横並びで、高さだけは嫌だと言って、目くじら立ててみたりするだけであつて、本当に本当に高さがそんなの嫌なのというのは、私、ちょっと分からないんだ。

というのは、春日の再開発のときも、何か15メートル高いとか、みんな目が三角になって反対している人いましたけど、いざ建ってみて、あれ何メートルとか意識しますか。人間の背ってせいぜい2メートルじゃないですか、でかい人でも。それで、根元たってみたら、100メートルだろうが115メートルだろうが130メートルだろうが、体制に影響ないですよ。というのが私の生活実感なんですね。

それで、ビル風がすごいという話もあつたけど、どうやらあまり被害起きていませんね。マンションもそうで、ここから、委員会室から私、窓見るたびに思うんだ。あれ、ぎざぎざになっているじゃないですか。そんなに汚い街並みですか。何かスカイラインがそろってなくちゃって、絶対高さ制限のときに言っていたけれども、別に背の高さ、ビルの高さ、そろってなくたって、きれいなまちはきれいなまちじゃないですか。

ということで、絶対高さ制限については、やっぱり10年以上たって、実際の効果はどうだったのかとか、それから例えば本当に健全な都市の再生というものを阻害してないかどうかとか、やはり1回検証したほうがいいというのが私の主張なんですね。ぜひちょっと検討してみたいんですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 一度、その高さ制限の検証といったところでございますけれども、ちょっとこれまでも答弁させていただいているところでございますけれども、そもそもこの高さ制限は、建てたときの状況とその目的といったところでございますけれども、今、お話がありましたけれども、良好な街並みの景観を守るであるとか、あと秩序ある市街地開発、また良好な住環境の保全であるとか、建築紛争の防止といったところをこの目的として行ったところでございます。

現時点において、その目的というのは変わらず、この高さ制限を行うことで進められているところなのかなというふうに感じているところでございます。

また、その高さを一定超えるような、あるいは下げるような特例といったところも、制度

としては持ち合わせてございます。そういったところを活用しながら、必要に応じて高さの見直しというところは見直していただければなというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 分かりました。いつものやり取りで、高さ制限といっても、総合設計とかいろいろあるので、大丈夫ですよという、短く言えば、そういう話がいつも返ってくるんですけど、本当に総合設計とあって、どうですか、高さ制限の従前、従後で増えたり減ったりとか、紛争が増えたり減ったりとか、実際の数字でどうなっていますかね。その辺のデータをまとめてあるのがあったら教えてほしいし、やっぱりデベロッパーからしてみたら、別に、だって広い東京はどこで投資してもいいわけで、文京区とか目黒区、面倒くさいから、違うところに行っちゃおうかというようなことがなきにしもあらずだと思いますよ。ぜひちょっと検討してみていただきたいと。

○松平委員長 御答弁はよろしいですか。

川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 総合設計の件数につきましては、近年3年間では3件ございます。それと、ここ数年、都確認も含めて23件程度、今までであるという実績でございます。今、3件は進んでいるという状況でございます。

（「関連で……」と言う人あり）

○松平委員長 関連、はい、豪一委員。

○豪一委員 以前、建設委員会の私の質問に対して答弁では、高さ制限ができる前の総合設計制度は10年で7件あったけれども、高さ制限制定後の総合設計利用に関しては、本当に若干数であって、その内訳に関しても、高さ制限前の10年に関しては、民間の投資的な総合設計制度活用があったけれども、10年後に関しては、例えば企業が持っている大きな広大な土地で、1企業がやっているような開発が多いというふうに聞いております。

私が、高さ制限のまずいところは、ただでさえ高さの制限をしているのに、総合設計制度、東京都では大体指定の高さの1.5倍までできるところを、総合設計制度も敷地の大きさによって1.0から1.5倍に段階的にしちゃっている、二重の規制にしちゃっているんですよ。それによって、例えば木密地区だとか細街路とかの、文京区は開発も、要はそれをよくするための開発もできなくなったり、田中としかね委員も言ったように、例えばマンホールトイレをつけてくださいといっても、そんなとこどうやって造るんですか。皆さん御存じのとおり、敷地一杯にマンションが建っている中で、どうやってマンホールトイレを造るのか。では、

公開空地を造らないといけない。だけど、総合設計制度でも、ただでさえ高さだとか、その倍率の規制をされていたら、そんなところ造れないじゃないですか。

あとは、依田委員も言っていました。依田委員も老朽化したマンションを建て替えるんだけど、建築費も高騰している。建て替えるにも、自分のところでやるためには、高さ制限もある。その中で、費用が捻出できない。今、国土交通省も、日経新聞にも出ていた、それで10年かかると、大分時代が変わってくるんですよ。やっぱりマンションの償却というのは、35年だから、10年って大きいですよ。その10年たっているのに、振り返りもしないというのが不思議でしょうがないと。

それとあわせて、私の質問も……。

○松平委員長 はい、どうぞ、そのまま御質疑に入っていただいて大丈夫です。

○豪一委員 はい。都市計画審議会の運営に関してなんですけれども、では高さ制限を都市計画審議会で決めたから、都市計画審でもみたい。でも、区長の諮問機関です。では、区長に諮問された内容のみしか審議できないものかというのをまず聞きたいのと、一般質問は審議会の最後にあるんですけれども、審議案の提案などできないのか、お尋ねします。審議案の提案なんかできる場合は、審議会の提案をする方法を何かね、ぱっとそのまま言っても皆さん分からないだろうし、どのように根回しするのか、座長に言うべきなのか、どのように提案するのか、方法を教えてください。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 都市計画審議会でございますけれども、条例においては、審議会は、区長の諮問に応じ、審議するという事となっておりまして、基本的には、その区長の諮問に応じた審議といったところの議論の場となっております。

今、委員御提案というか、御指摘のところの議論といったところにつきましては、その内容、状況に応じて、一定その議論の場といったところは検討が必要なのかなというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 審議会の提案の方法があったら、後日でもいいので、しっかりと教えていただきたいんですけど、よく行政が、かといって審議会で決めても、それを最終的に全会一致で議決したじゃないかと言っているけれども、それから10年たって、今、議員の中でも、ちらほら、そうやってね、その規制に関して見直すべきだと。それは時代とともにやっぱり考えは柔軟に、やっぱり頭を柔らかくしていかないといけないと思うんですよ。それを、あまり

にも、いつも同じような答弁をすると、何かやっぱり圧力的な、区内の圧力的な感じで何か抑制されて、高さ制限は動かせないみたいな感じが、こう匂いがしてきたので、やはり何のために二元制で議会があるかと。そういう声が出たら、前向きにやっぱり考えていただけないと、おかしいんじゃないかと思えますけど、今、予算委員会をやっても、それぞれのいろんな所管に関しては、区の声だとか、関係する諸団体の対応、声をしっかりと聞いて、次年度の事業に反映するみたいな答弁、みんないただいていますよね。何で、都市計画審議会に関してだけ、いつもそれなのか、ちょっと御答弁ください。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 チェックするということについてでございますけれども、先ほどの御答弁と繰り返しなので、そこはちょっと繰り返しませんけれども、先ほど高さの制限を緩和する、あるいは強化するといったところの特例が設けてあるというお話をさせていただきました。例えばその一つに、地区計画というところを立てることによって、そういったその特定の地域において、高さを見直すことができるということが準備されてございます。そういったところの動きが区内各地というか、一定の広がりを見せるといった状況がもしあるようであれば、そういった見直しをするべきタイミングなのかなというところも一つの観点かなと思います。

今、そういったところの状況がないのかなというふうに感じているところはございますので、今現時点においては、ワークショップ等のチェックの見直しというところは考えてないといったところでも御答弁させていただいたところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ちょっと私、もう時間がなくなってきたから言いませんけど、地区計画でそれが広がっていくのは、多分二、三十年かかりますよね。地区計画一つつくるのに、そんなね、時代は毎年変わっていくのに、そんな時代の流れのようなことを言っていたら、文京区だけ遅れちゃいますよ。まちづくりってどんどん、例えば港区だったら、どんどんまちが変わっていきますよ。だけど、その一つの地区計画、多分5年ぐらいかかりますよね、波及していくの。それが広がっていったら、4つ広がったら20年。では、高さ制限つくってから30年遅れて、やっとなら文京区はまちを見直すのかと。そんなんじゃないと思いますよ。それはもっと柔軟に、やっぱりスピーディに時代に対応するべきだと思います。

今、国土交通省も、区分所有法の見直しだとかしていますよね、何のためですか。建て替え促進のためですよ。そういう情報もしっかりと入れていただいて、やっぱり時代に合った

まちづくりをしていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 未来永劫、見直しをしないという考えはございませんが、今回、都市マスタープランの見直しをする際には、広く御意見を伺ったり、さらにはオープンハウス型説明会の中では、豪一委員の熱い思いのような御意見もある反面、規制を維持してほしい、強化してほしいという御意見もございました。

今回、都市マスタープランを見直す際には、当然、豪一委員からはずっと御要望されているので、そういう視点を持って議論すべき部分もあったかと思いますが、結果として、維持するということを決めましたので、今すぐこの瞬間から見直しに着手するというのは、一定難しいということは御理解いただきたいと思います。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ちょっと終わりにかけていたんだけど、都市マスのパブリックコメントなんていうのは全く、要は焦点が違って、都市マスは全体ですよ。高さ制限に対する、僕は撤廃しろとは言っていないですよ。見直しをすべき、検証をすべきとか言っていることであって、高さ制限に対してどうだったのか、高さ制限に絞って、この部分は緩和すべきじゃないかとか、部分でもいいし、全くしなくたっていいですよ。それを図る機関が、もう10年たって必要じゃないかということを行っていますので、答弁は要らないですけど、引き続き御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松平委員長 それでは、沢田委員。

○沢田委員 私からも、1項1目の都市整備総務費に関連して、2つ伺います。

今の御質問、2人の御質問にも関連するんですけど、少し視点を変えて、総括で質問したまちづくりの方針についてですね。特に誰のためのまちづくりか、そしてまちづくりの成功、そして失敗は誰が判断するのかという質問をいたします。

これ前回の委員会でなんですが、これからは住宅の量より質だと。そして、転入促進よりも転出抑制を重視すべきだと提案をいたしました。私が危惧しているのは、人口の流動性の高まりなんですね。実際に区の調査でも、住民の定住意向の高さに反して、転出率は増え続けているわけです。住民の入れ替わりが激しくなると、区政運営にも様々な影響があります。例えば町会への加入率や地域活動への参加率が低下する、地元商店の顧客基盤や経営が不安定化する、行政ニーズの流動化による職員の負担も増加するなど、要は地域の分断を加速す

る要因ばかりなんですね。

ほかにも住民の地域課題への関心や政治参加の低下、そしてまちへの愛着やシビックプライドの低下など、住民自身への悪影響も危惧されるわけです。長期的に見ると、今いる高額納税層が流動して税収が不安定化するリスクもあると思うんですよ。

そういった人口の流動化を、協働・協治のまちづくりを目指している文京区が助長しているのかと、こういう質問です。伺います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 我々都市計画部、あるいは地域整備課でも、再開発等を目指した形でまちづくりというのは幾つか進めているところでございますが、今、ちょっと御指摘いただいたような地域の分断とかということではなくて、当然、地域の方々をコアメンバーにしたまちづくりの検討会みたいな形を必ずつくって、その上で地区計画、それから再開発などの事業を進めるような形というのを標準的なスタイルとしてやらせていただいていますので、できる限り魅力的な、安心安全というのはもちろんなんですけれども、この文京区にずっと住んでいただけるような魅力的なまちをつくるという視点で、当然、我々としては取りかかっているというふうに思っております。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 検討は分かっているんです。じゃなくて、結果として、その先に地域の分断が起きてないかということをお伺いしたかったんですね。そういう意識はないということだったんですけど、ただ、私は現にもう今、ずっと住みたいのに住み続けられないという、住民の切実な声を聞いているんです。このまちに生まれ育った若者たちからです。具体的には家賃や不動産価格が高騰して、結婚して子どもが生まれると郊外に引っ越さざるを得ないと。前回の委員会では、若年カップルや三世帯同居、そして近居の支援も提案しましたが、区は後ろ向きでしたよね。

要は、お金がない若者は出ていけばいいと思っているんでしょうか。税収を増やすために、若者を追い出して、タワマンを建てて、ほかから高所得者を呼び込もうとしているんですかね。呼び込めるうちに呼び込んでおこうという無責任な奪い合いを、区が先導しようとしているんですか。これ、ひょっとして、政治的な意図によるものなんですか。そこだけお伺いしたいんですが。

○松平委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 若い世代の居住についてのところですけども、区としてもいろいろ考え

るところがございます。また、多様な世帯が安心して暮らせるための取組として、例えばシェアハウスだったり、コレクティブハウスだったり、住まいの選択肢の充実というところを今回の住宅マスタープランのところでも書かせていただいておりますように、このあたりのところ適宜情報発信を進めていきたいと考えてございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 要は、意図してやっているわけじゃないということなんでしょうけど、私からしたら、これは意図しない失敗なんじゃないかと思うんです。逆に、これから先は、不作為の失敗になっちゃいます。要は、稼げるうちに稼いでおこうとかというのは、そもそも行政が判断すべき問題じゃないですよ。そして、今、対策を講じないと、先ほど申し上げた、ずっと住み続けたいのに住み続けられない住民は増えていく一方なんですよ。

私が申し上げたいのは、その成功か失敗か、まちづくりが。これを判断するのは、今、このまちに住んでいる住民です。これから追い出されるかもしれない、そうした住民たちなんですよね。改めて居住の質と転出抑制、これを重視したまちづくりの方針転換を要望します。

あと1点、ちょっと景観のほうもあるんです。同じ項目なんですけど、景観まちづくりについて、先日の建設委員会で小林副委員長が、審議会でも子どもや若者の声を聞いてという話をしたんですよ。覚えておいでだと思うんですけど。このまちの一番いいところ、未来に残すべきところは、子どもや若者が一番知っているんだという、審議会の区民委員の方の意見もあったんですよ。私自身も景観というのは、先人たちが愛して守ってきた、その価値観を未来に伝えるものだと思うので、ぜひ、意見は聞きましたよというような、いつものあれじゃなくて、子どもや若者の参加を促していただきたいなと。これは要望です。

○松平委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 景観づくりについては、来年度、景観計画の改定を考えてございます。今、委員から御指摘のあった子どもや学生のところですけども、子どもについては、景観の事業として、子ども参加型の事業もやっておりますので、そのあたりで意見を吸い上げていくところと、学生については、もう既に各大学に働きかけて、協力できるところがあるかどうかというのを進めているところでございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 一言だけですね、その子どもの事業って、「パチリ」ですよ。写真を撮りに来た子どもたちにちょっとお話を聞いてみるとかじゃなくて、目的をはっきりして、子どもたちに景観に何を望んでいるのかということを知りたいと聞く、そういう場を設けていただきたいという

話なんです。

○松平委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 「パチリ」に参加されている子どもたちも、かなり景観に興味を持っていると考えてございますので、それ以外のところで聞けるタイミングがあれば、その辺も利用していきたいとは考えてございます。

○松平委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 まちづくりに向き合うスタンスのお話のようにお伺いしましたが、私たちは、沢田委員がおっしゃるような分断ですとか追い出しだとか、そんな意図は毛頭持っておりません。よい建物、よいまちをつくるために一生懸命努力した結果、市場の中で高い評価を得られて、万々が一、沢田委員がおっしゃるような部分があったとしても、それを初めから意図するというのは、どういった区にメリットがあるのか、全く分かりませんし、私たちはそういったことを目的にしたまちづくりは、これからも今までも一度もしたことはございません。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 今、指摘しましたからね、もしそういう結果が起こることがあったら、これはもう皆さんは意識している上で、それを看過したということで、ある意味の不作为になるわけですから、そこだけは申し上げておきたいと。

○松平委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 私が言っているのは、結果について保障する答弁ではなく、目的が分断を志しているものではないということ責任を持って答弁させていただきました。

○松平委員長 それでは、松丸委員。

○松丸委員 僕は、分断を招くということじゃなくて、むしろ逆に、この住宅政策ということに関しましては、今般、都議会で2月26日にうちの公明党の東村幹事長が、いわゆる子育て向けの住宅ということで、住宅の価格というのは、都内、非常に今、上昇していて、子育て世代が都内に住みにくい状況から、ある意味では市場価格より安い家賃で入居できる、いわゆるアフォーダブル住宅という、こういう提案をさせていただきました。

小池知事も、この25年度の予算の中にも、アフォーダブル住宅の提供ということで、今回の令和7年度予算の中に組み込んでいくということで、発言されているんですけども、これアフォーダブル住宅ってどういうのかというと、住宅確保困難者に対して、リーズナブルな家賃、具体的には住宅家賃が収入の30%以下で提供される住宅のことを言い、既に名古屋

市においては、民間の力でファンドを組み、母子家庭に対してアフォーダブル住宅が提供されていると。

しかし、民間の力だけではその資金力に限界があり、提供数も限られてしまうと。そこで、東京都と民間が一体となって、若者、子育て世代の住まいの確保のために、都と民間でファンドを形成し、アフォーダブル住宅を提供できる仕組みを構築していきたいということで、これは東京都の住宅局がこういうふうに言われているんですけども、そこで文京区としても、この辺の情報というか、こういう住宅、特に若者、子育て世代、低所得者に対する住宅提供ということでは、この辺のあれというのは、どういうふうに情報を得られて、この辺で東京都として、何かうまくこちらがそれを引っ張ってこれるのか。特に文京区、なかなか若い人たちが住み続けていくには大変な、家賃が高いということもあるので、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○松平委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 今、委員のほうから御指摘がありました、都の施策のところですけども、区としても、子育て世代のお住まいの確保に向けてというところで、今回の住宅マスタープランの中にも書かせていただいておりますので、都との情報共有をしっかりと行って、適宜必要な方に情報が届くように努めていきたいと考えてございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。非常にこの新しい、いわゆるどちらかという、うちの今までのあれというのは、高齢者もそうなんだけれども、住宅ストックを活用してということで、今まで答弁されていた部分があると思うんだけど、こういうふうに東京都もやっぱり若者、子育て世代をきちっと都内に留めておくという、そういう非常に新しい施策というか、住宅施策を提案しているわけですね。ですから、その辺の、これは東京都と民間がファンドを形成して行っていくんですけども、この辺も非常に、ある意味では、これからの若者、子育て世代に対する一つの新しい施策でもあるのかなと思うので、そこは鋭意研究して、ぜひ、これは文京区にもある意味では共通する部分があるんじゃないかなというふうに思うので、鋭意研究をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○松平委員長 それでは、石沢委員。

○石沢委員 私からは、257ページの上の段の9番のバリアフリー基本構想のところ、ちょっとお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

それで、先日の質疑のところ、本駒込の図書館の正面玄関のエレベーターのことで、この計画も使って、質疑させていただきました。それで、この計画にも、施設全体のバリアフリーに対する抜本的な改善は、大規模改修の時期となると、このように計画上こういうふうに書かれていたわけでありまして。今回、改修するということになって、ただ、そのときの答弁では、なかなか難しい、不可能というようなことまで言われていたような気がしますけれども、そういうようなことがありましたけれども、都市計画課のほうでは、こういう計画はつくっていたわけで、改修してみたらそういうような状況にもなっているということは、これは計画がちゃんと果たされているのかどうかということが、ちょっと疑問が残るんですよ。その点について、都市計画課としては、そういうことでいいのかどうか、ちょっと御見解を伺いたいというふうに思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 バリアフリー基本構想と個別のそれぞれの計画につきましては、毎年度、その状況の報告を、各施設から報告をいただいているところでございます。民間事業者も含めて、それぞれの計画に対する、今言った大規模修繕の時期がずれたであるとか、この工事に併せて対応する予定が変更になったとか、様々な事情はあるところではございますけれども、そういったところも含めて、毎年度報告をいただいているところでございます。

一応、5年度末といったところにおきましては、計画の進捗率でございますけれども、着手率といたしましては、おおむね全体で80%弱が着手というところを進めているところでございます。

また、計画においては、短期・中期・長期というところで分けてございまして、長期においては、8年度以降という区分けをしてございますので、8年度の長期を除くと、90%近くが予定していた計画に対して着手はしているよという状況を見ておりますので、おおむねこの計画においては、適切に進められているものというふうな形で認識しているところでございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 民間の建物ではないわけですね。勤労福祉会館と本駒込図書館って公共の建物です。それで、これ明確にこうやって書いてあるんですよ。勤労福祉会館、本駒込図書館の施設全体のバリアフリーに対する抜本的な改善は、大規模改修の時期となると。こういうふうに明確に書いてあるんですよ、計画にはね。大規模改修が今回やられると、それでエレベーターがつけられない、こういうふうになっている。でも、これは、計画ではこういうふう

書かれているわけであって、このことについて、さっき適切にやられているというふうにおっしゃっているんですけども、やっぱりバリアフリーの抜本的な改善というのは、図書館の場合は、正面にちゃんとエレベーターをつけて、しっかりと専用のエレベーターをつけて入れるということがバリアフリーの抜本的な改善だというふうに思うんですけども、こういうことがやられてないということについて、適切だというふうに答弁されるんでしょうか。ちょっとその辺、もう一回伺いしたいと思います。

○松平委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 その立てた計画に対して、できていないという事実はあるかもしれませんが。それは公共の施設、それ以外のところもあるかもしれませんが、ではできないからといって、それでそれっきりかということではなくて、その施設、施設に応じて、人的な対応、心のバリアフリーも含めて、そういったところまでできる限りの、そういった方々への支援といったところを行っているものと認識してございますので、これをやれば、バリアフリーは完璧というものはもちろんないかなと思っておりますので、適宜見直しということは進めていきたいなというふうに考えてございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 心のバリアフリーということもおっしゃられましたけれども、心もいいんですけども、抜本的に改善という点では、しっかりと正面にエレベーターをつけていくということがやっぱり大事だというふうに思いますので、この計画が絵に描いた餅みたいなことにならないように、ぜひしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○松平委員長 では、岡崎委員。

○岡崎委員 257ページの1番の建築防災事務ですけども、来年度、耐震改修促進計画の改定が行われるということですけども、先日の災害対策調査特別委員会の研究会の講師の方も、都心部における大規模地震の対策の大きな一つとして、建物の耐震化を上げておりました。そういう意味では、本当に減災という意味でもとても重要になってくるのかなとは思いますが、耐震改修につきましては、これまでも、費用の助成の拡充とか、あと戸別訪問して、お知らせしたりというような形で、様々工夫は凝らしてきているのは、承知しているところですけども、今回、そういう意味でも、計画の改定をするに当たって、発想の転換というか、新しい発想というか、そういったこともやっぱり今、耐震化率92%でしたっけね、もうそこまで上がってきているわけですから、100%目指して、どのような観

点で計画を改定していくのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 来年度行います耐震改修促進計画の改定というところで、今年度から準備を進めているところでございます。今年度につきましては、今までの実績、実際の数値を把握してというところで、次の6月議会に報告させていただくところでございますが、その結果を踏まえて、耐震化率の向上と、それにさらに都市の安全安心のためにどういう施策をしていくかと、どういう効果的な策があるかというのを総合的に検討するというのを来年度計画しているというところでございます。

委員のおっしゃいましたように、耐震化率というところは92%を超えているという状況でございます。そのほかに、耐震化、安全安心のために何ができるかというところを総合的に考えるというところを、意に沿って考えて検討してまいりたいというのを来年度やるという予定でございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。やはり耐震化率を上げていくというのは、改めて言うまでもなく、大事なところでもございますし、そういった意味では、やっぱり区民の皆様の御協力というのはもう必然的な話になってきますので、その辺も含めて、安全安心、また耐震化率の向上を目指して、より実効性のある計画になりますように、よろしく願いいたします。

○松平委員長 それでは、以上で、7款都市整備費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、8款土木費の質疑に入ります。

事項別明細書の260ページから273ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、8款を御説明いたします。

260ページをお開きください。

8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費7億3,563万円でございます。

262ページをお開きください。

2目道路維持費9億1,697万8,000円、4番、道路アセットマネジメント整備工事、施工単価による増でございます。

3目道路新設改良費9億4,817万円、1番コミュニティ道路整備、実績見込みによる増でございます。

4目橋梁維持費1億322万3,000円、神田川橋梁補修補強工事負担金の皆減による減でございます。

264ページをお開きください。

5目街路証明費2億705万円、2番、街路灯・保安灯整備、実績見込みによる増でございます。

6目受託事業費3億3,806万5,000円、2番、私道下水施設工事費助成、路面復旧工事の実績見込みによる減でございます。

7目交通安全対策費4億3,067万円、5番、自転車駐車場管理運営、DX化に向けたシステム構築による増でございます。

266ページをお開きください。

2項河川費、1目河川総務費12万6,000円でございます。

2目河川維持費4,903万3,000円、1番、神田川護岸・法面維持、台帳補正及び樹木詳細診断の実施による増でございます。

268ページをお開きください。

3項公園緑地費、1目公園総務費2億6,836万8,000円でございます。

2目公園管理費11億9,799万7,000円、1番、公園・児童遊園等維持の(2)運営維持管理費、労務単価上昇等による増でございます。

3目公衆便所管理費2,542万4,000円、1番、公衆便所維持、労務単価上昇等に伴う増でございます。

270ページをお開きください。

4目公園新設改良費12億773万円、1番、公園再整備事業、工事の実績見込みによる増でございます。

5目緑化事業費964万9,000円、みどりの基本計画改定作業の終了による減でございます。

各款の説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、吉村委員。

○吉村委員 私からは、273ページの(3)新エネルギー等利用促進事業について、質問いたします。

新エネルギー等利用促進事業は、あれ、場所違う。あ、間違えた。

○松平委員長 土木費でございます。

○吉村委員 資源環境と間違えました。

○松平委員長 では、よろしいですか。はい。

それでは、金子委員。

○金子委員 265ページの受託事業費のところですね。

年々、受託事業費ということでは圧縮されて、前年比ではさらに減っていると。前々年比からも減っているというのがあります。それで、私たちは、総括の質問で、例えば、これは公共下水ですけれども、耐用年数50年超過の下水道管が区内で55キロあるという話も聞いています。だから、ここでの保全、更新というのは、非常に重大な課題になっているというのは、この間の埼玉の事故でも明らかになっていると思います。

それで、この事業費が減っているということとの関係での実態で、僕らが例えば知っているのは、私下水の部分でも、例えば私に相談があったのは、下水の管がコンクリートじゃないんですよ、陶器。でも、詰まって、相当古い。それから、駒込千駄木町という古い、旧町名でいくと、昭和の初期に宅地造成した、そこの地下埋設物ということでは、その相談はガス管でしたけれども、そういった古さを持ったまちのこういう管を更新していくという点では、促進策というのは私たち求められると思って、総括で補助率、私下水については100%というようなことを求めているんだけど、そういった文京のまちの歴史が持っている課題から考えて、補助策も、またその周知の在り方なんかも、また相談対応のやり方なんかも、リニューアルして更新していく必要がある、前向きにやっていく必要があるというふうに思いますけれども、認識を聞きたいと思います。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 私道下水施設工事費助成でございますけれども、毎年、申請件数が増減するというところで、予算が上下するところがございます。ある年度にとっては、大規模な申請があったり、小規模な現場が複数あったりといったところで、予算額については上下しているところがございます。

予算を計上するに当たりましては、過去数年間分、平均的な金額を計上しておりますが、もし当該年度の予算が不足するような場合についても、その都度検討していきたいと思っております。

次に、下水の助成率についてでございますけれども、私道下水施設につきましては、土地所有者の方の財産であるということから、やはり原則としてその所有者の方が維持管理を行

っていくべきものと考えております。

ただ、そうはいいまして、我々のほうで助成制度を設けておりますので、そういった御相談があれば、今年度、パンフレットも更新いたしましたので、分かりやすく説明をして、納得していただいた上で、制度を利用していただくように努めているところでございます。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 実績ベースでということでありまして、何年か前は、工事を待ってもらっているみたいな実態もあるというふうに聞いていた時期もあります。生活に本当に必要なものですから、速やかに工事が進むように、助成制度の拡充も改めて求めておきたいけれども、そういった課題をクリアしながら、速やかに工事が進んでいって、古いものは速やかに更新されると。で、合意の点ですよ、所有者のね。そこも民法上の措置がいろいろ変わって、少し緩和されているというような部分もあるかと思っておりますけれども、そういうことも含めて、きちっと周知していただいて、進めていただきたいと思っております。

以上です。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 昨年の予算審査特別委員会でも同様の御質問がありまして、私道下水助成工事については、お待ちいただいている状態が続いておりましたけれども、今年度、新たにその私道を専門に担当する部署を設けさせていただきまして、今年度、今、工事待ちの状態は解消したところでございます。

あと、私道につきましては、やはり所有権ですとか地域の状況など、我々が把握し得ない部分というのがございまして、個別の状況に応じてしていくというのは、先ほど御答弁申し上げたとおり、続けてまいりたいと思っております。

○松平委員長 それでは、高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 すみません、手短かにいきます。269ページなんですけど、公園等改修工事などについてなんですけど、要望もあってなんですけど、よく私、御相談を受けるんですけど、今、目白台のほうにもあるドッグランをぜひもう1か所文京区内に、できれば北部のほうに設置して——公園って、文京区は犬が禁止です。やっぱり交流の場としてぜひ欲しいという声がたくさんありますね。神明公園なんか、駒込公園なんかも、各区民の方と一緒にあって作り出すというのがあるんですけど、その中で声ももしかしたら、私も参加もしたんですけど、あたりもしているんですけど、できればまずドッグランというのがあって、その上でこういうふうな形もどうですかという御提案もいただければなと思うんですけど、区として、そ

ういうお声なんかは届いてないんでしょうか。

○松平委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 ドッグランにつきましては、そういった設備ですとか、あとは公園内に連れ込みたいというお声をいただくことも確かにいただいているところでございます。また一方で、犬に対する個人の様々な感情があると思います。そういった犬を連れ込むことに対して、逆に反対意見ということも届いているところもございまして、一方的に造る、造らないということは、我々、決められないところかなというふうには存じております。

ドッグランの設置につきましては、目白台1か所ついてございますが、新たに何かをつくるということは、何かを削らなければいけないというところで、そういった整備について、再整備の中で意見交換をいただきながら、地域での合意を図れるようなところについては、そういった設置なども検討していくところかと考えてございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。区民の方も、ドッグランが区内にもあるということを知らない方もいらっしゃる、それから、あるのね、でもこっちのほうには全然ないのねという方のために、まず、そういう整備をするときに、目白台のほうにはあるんですが、こちらのほうにはないので、ドッグランというのを設置もいかがでしょうかと、まず前提のお話というのもできればしていただいて、その中で意見交換というのも進めていただければと思います。ありがとうございます。

○松平委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 ドッグランの設置、ちょっと条件もありまして、目白台のように管理してくれる団体がいるということの一つ状況として考えておりまして、設置したのでどうぞ御自由という形は考えておらずに、そういった協力していただく方たちが地域にたくさんいらっしゃるようなところでの意見の集まり具合ということで考えていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 ほか、御質疑はよろしいでしょうか。はい。

それでは、以上で、8款土木費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、9款資源環境費の質疑に入ります。

事項別明細書の272ページから277ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、9款を御説明いたします。

272ページをお開きください。

9款資源環境費、1項環境対策費、1目環境総務費2億502万7,000円でございます。

2目環境対策推進費2億4,757万7,000円、2番、地球温暖化対策推進事業の(3)新エネルギー等利用促進事業、集合住宅共用部のLED照明器具設置補助の新設による増でございます。

274ページをお開きください。

3目公害対策費3,124万7,000円、1番、公害防止費の(1)公害防止指導、アスベスト調査費助成の実績見込みによる減でございます。

2項リサイクル清掃費、1目清掃管理費15億7,369万円、5番、一部事務組合等分担金の(1)清掃一部事務組合分担金、分担金の引上げによる増でございます。

276ページを御覧ください。

2目清掃事業費28億3,571万1,000円、2番、作業運営の(2)収集運搬作業費、プラスチック分別回収業務の開始による増でございます。

3目リサイクル事業費3億6,436万3,000円、1番、リサイクル事業費の(1)資源回収、プラスチックの再資源化の開始による増でございます。

9款の説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、お待たせいたしました、吉村委員。

○吉村委員 先ほどは失礼いたしました。

私も端的に質問いたします。273ページの(3)の新エネルギー等利用促進事業について、質問いたします。

資源エネルギー等利用促進事業は、新エネルギー、省エネルギー設備設置助成事業のことだと思いますが、この事業は、太陽光パネルや蓄電池、遮断窓など、主に家庭部門のCO<sub>2</sub>削減に資する取組で、今年度は当初の2番近くを計上しておりますが、増えた内容を教えてください。

○松平委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 既存のメニューでございます。太陽光パネルや蓄電池、そしてエネファーム、そしてエコキュート、断熱窓、そして高反射塗料の申請が大きく増えている実績から、

1.5倍に増額しております。

また、新たに重点施策として、集合住宅共用部におけるLED照明器具の設置費助成の新メニュー、2,400万円を加えて、約1.8倍の予算となっております。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。重点施策である集合住宅共用部におけるLED照明器具の設置費助成の、じゃなくてですね。もう落ち着きます。すみません。

今、1.5倍に増えている内容を教えていただいたということですよ。1.8倍の予算になっていると。

で、重点施策である、集合住宅共用部におけるLED照明器具の設置助成の内容と狙いについても今、お聞かせいただいたと思うんですけども、企業においては、社会的信用もあるので、脱炭素の自主的な取組が期待できますけれども、一般家庭においては、啓発事業や補助事業によって、区民一人一人の行動変容につなげていくしかないと思われまますので、今後そういった施策を積極的に打ち立てていただいて、家庭部門への注力をお願いしたいと思しますので、引き続きお願いいたします。

続きまして、273ページの(5)の太陽光設置事業についてですが、旧岩井学園グラウンド跡地における太陽光設置事業は、遊んでいた区有地の有効活用と二酸化炭素の削減を同時に図ることができる、注目度の高い事業であると評価しておりますが、現在の進捗についてお聞かせください。

また、このコーポレートPPAによる事業は、前例があるのかという点も教えてください。

○松平委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 進捗につきましては、12月に東京電力ホールディングス株式会社と基本合意書を締結いたしまして、今月中に本契約であるオフサイトコーポレートPPAを締結いたします。そして、その後、資機材の発注を行いまして、夏頃より発電所工事に着手して、当初予定どおり、11月から運転開始を目指しております。

このオフサイトコーポレートPPAというのは、電気を使う場所ではない場所、いわゆるオフサイト発電された再生可能エネルギー電力を、電力会社から長期にわたって購入する契約でございます。民間においての実績というものはございますが、行政においては、同様の検討を進めている自治体は、1自治体ございますが、実際に運転開始となるのは、恐らく当区が初めてではないかと思えます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、実際に運転開始になるのは、恐らく初めてということで、こういった取組を積極的にやっていただくということは評価しております。ありがとうございます。

発電される量なんですけれども、一般家庭の何世帯分ぐらいで、スポーツセンターの100%は賄うことができるのかという点、教えてください。

○松平委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 今回の年間発電量を、約34万5,000キロワット程度を想定しております。一般家庭で申しますと、80から90世帯に相当いたします。この電力量は、スポーツセンターの使用電力量の約23%を賄うと想定しております。

この契約は、岩井で発電された、いわゆる物理的な電力と再生可能エネルギーという、環境価値を同時に購入するものでして、太陽光により発電されない夜間などは、環境価値がない電力を使用するという事になっております。

しかし、今回、改定される文教区役所地球温暖化対策実行計画におきましては、2030年ゼロカーボンオフィスというものを目指す目標を示しておりますので、それまでに残りの77%の電気にも、非化石証書という環境価値だけを購入することによって、最後には2030年までには100%実質再エネというものを実現していきたいと考えてございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、将来的にはどうか、今後は100%実質再エネを実現していきたいと思っていらっしゃるということで、その取組に期待しております。

今後も岩井のような太陽光発電所を増やしていくおつもりなんですか。

○松平委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 やはり都心区では、太陽光発電を設置できるポテンシャルというのが非常に低いために、今回のように区外で発電することは有効な手段であると捉えております。再エネの導入手段は、新電力と呼ばれる電力小売業者から、購入することが中心となるんですが、価格や事業者の安定性というものに課題もあるため、今回のように、長期にわたって一定量を一定価格で安定して確保できるという方法は、非常に有効だと考えております。今後も、ゆかりのある地での発電ですとか、事業者の提案等を検討して、増やしていければと考えているところでございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。発電された電気が直接運ばれてくる、で、利用するわけ

ではないというのは分かってはいるんですけども、物理的な電気と、先ほどちょっと御答弁でおっしゃっていた環境価値と、分けて考えるなど、電気は見えただけに、ちょっと私からしてもシステム複雑で分かりにくい面があるなど感じております。

なので、区有施設への再生可能エネルギーの導入においては、各課に任せるのではなくて、環境政策課が方針を決めて、まとめて導入の検討をしていると聞いておりますけれども、今後も環境政策課が中心になって進めていただきたいと思いますと思っております。

政府もGXの推進を今、言っておりますけれども、ぜひ文京区も、そういった推進をさらに加速させていただければと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

○松平委員長 それでは、浅田委員。

○浅田委員 277ページの食品ロスの関係で、資源環境部が行っているフードドライブについての質問です。

この目的は、食品ロスという問題と、それから食料支援という、2つの内容を含んでいるというふうに伺っております。これ自体は、ちょっと資料を見れば、5年度ですか、3,760キロのものが出ているということなんですけれども、このいただいたものをどうしているかということなんです。どこにどういうふうに。食料支援というのであれば、例えば私たちがやっているような子ども食堂にこうしたものが何らかの形で来るのかなと思ったら、正直言って、一度も聞いたことないんですね。宮野さんのところでは聞いたことある、聞いたことないと思うんだよね。ないと思うんですけど、どういうふうになっているのかということなんです。

で、文京区でいただいたものであれば、やっぱり文京区内で、その趣旨、目的に沿って対応して対応したほうがいいんじゃないかと思うんですが、この点については、いかがでしょうか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 区内で集めさせていただきました食品につきましては、社協ですとか、あとはNPO法人に引き渡しまして、そこから先、どういったところに配られているかというのは、それらの社協ですとかNPO法人にお任せをしているというところがございます。私どもは、まずは区内で余っている食品を集めるというのが一つの目的になっているというところがございます。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 今、文京区は、重層的支援、横のつながりを含めて対応しようということなわけですから、ぜひ、ちょっと区内のね、このNPO法人、これたしか荒川か台東区がどこかあちらのほうの方だというふうに伺っていますけれども、そちらにどうぞ御自由にお持ち帰りくださいというふうにはなっているみたいですが、私は、ぜひ文京区で、こういうふうに皆さんにお配りしましたということをつかえるようにしていただけたら、区内にね。というふうに思います。

それから、このフードドライブなんですけれども、例えば私なんかやっている子ども食堂に、へえと思ったのは、差し入れがあったのがね、TBSの本社が、災害があったときの備蓄品の期限が切れそうだというので、缶詰等々の食料品をいただいたりとか、あるいはちょっと変わったところでは、お茶の水女子大学の授業で栽培をした大根を、こんな太いの、本当に立派な大根、100本まとめてぼんと持って来ていただいたりとかというの、それはそれでちゃんと活用させていただいたんですけれども、要は、区内、あるいは特に、さっき言った備蓄品だとか、こうした活動、フードドライブをやっているということ、きちっと企業、団体、大学とか様々なところに、ちゃんと伝われば、私は、もっといろんな支援もいただけるし、その食品ロスということがもっと具体的になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。ちょっと、うちはこれ回収していますということだけじゃなくて、もうちょっと、区内、横のつながり、担当課においても、横のつながりということをいただければ、もっと意味のあるものにつながっていくんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 集めました食品を区内で流通させていくかどうかということであったり、大学やその他、企業などとの連携、そういったことにつきましても、今後、できる限りいい方向で研究を進めていければというふうに考えています。

（「はい、終わります」と言う人あり）

○松平委員長 では、宮野委員。

○宮野委員 273ページの地球温暖化対策推進事業のところ、ちょっとまとめてお伺いさせていただきます。

文京区地球温暖化対策地域推進計画が令和7年度新しくなり、区が地域一丸となって地球温暖化対策を推進していこうとしております。そうした中で、今年1月、トランプ大統領が気候変動対策の国際的な要であるパリ協定を離脱するという方針を打ち出しました。

このことを区はどう受け止めているかというのを伺います。

また、国においては、先月、第7次エネルギー基本計画が策定しました。日本のエネルギー需要の電源構成比率が2023年、火力が7割、再エネが2割、原子力が1割のところ、2040年の見通しは、火力が3～4割、再エネが4～5割、原子力が約2割というふうになっており、火力は少なくはなるんですが、再エネは4から5割というところにとどまっております。今後の区の予算編成や歳入といった点にも影響が出てくるのではないかと思います。この第7次エネルギー基本計画を区はどのように受け止めているか、お伺いします。

○松平委員長 それでは、ちょうど5時になりましたので、答弁から明日朝、再開したいと思います。答弁は、橋本課長なのかな。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 かしこまりました。

それでは、5時となりましたので、委員会を閉会したいと思います。明日もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

午後 5時00分 閉会